第三部

労働政策

I 政府の労働政策

概要□一九八〇年代経済社会の展望と指針／八四年度労働省予算──八四年度概算要求／八四年度労働省予算／労働大臣の所信表明──労働白書の公表──八三年の労働経済／勤労者生活の動向と課題／ME化と労働条件対策──調査研究と政策／VDT作業のガイドライン／プロジェクト・チームの報告──パートタイム労働対策／ワークシェアリング政策／国際協力と国際交流／男女雇用平等問題に関する審議──第一〇一回国会における労働関係法案──男女雇用機会均等法案／職業安定法等の一部改正法案／電電公社の民営化と争議調整

概要

一、一九八三年八月『一九八〇年代経済社会の展望と指針』が策定され、四％成長で完全失業率二％を展望するものであったが、計数の表示はほとんどなく、労働関係施策も新味は少なかった。

一、緊縮的な予算編成のなかで、雇用政策に重点をおいた労働省予算が作成された。

一、恒例の労働大臣所信表明では、高齢化、ME化等にともなう雇用対策、男女雇用機会均等、労働省における行政改革などをめざしていることが明らかにされた。

一、労働白書は、中高年齢層を中心とする勤労者世帯の生活上の問題をとりあげて分析し、ライフサイクル的視点に立つ対策の必要性を示唆した。

一、ME化の進展に対処する基本政策として、雇用問題政策会議の五原則が作成された。また、VDT作業のガイドラインが発表された。

一、労働省内のプロジェクト・チームにより構造的諸変化に対応する中長期の政策の検討がおこなわれた。これらは非公式のものであるが、今後労働政策に反映すると想定される。

一、婦人差別撤廃条約批准の条件を整える法制化については、婦

人少年問題審議会婦人労働部会で審議された。労使公益三論併記の結論となったが、公益見解に近い法案が作成され、国会に提案された。

一、第一〇一回国会には、①「男女雇用機会均等法案」のほか、②雇用保険法等の一部改正法案、③職業安定法等の一部改正法案、④身体障害者雇用促進法一部改正法案、および⑤電電公社改革にともなう労調法附則の改正案が、政府から提出され、②および④が成立した。

1　一九八〇年代経済社会の展望と指針

第二次石油危機によって「新経済社会七カ年計画」（一九七九年八月策定）が実情とかけ離れるようになったため、八二年七月、鈴木前首相が経済計画の作成を経済審議会に諮問したが、その後、政権の交替があり、中曽根首相は計画の性格についても注文したと伝えられる。経済審議会（圓城寺次郎会長）は、一九八三年八月九日、「一九八〇年代経済社会の展望と指針」を総理大臣あて答申し、政府はこれをうけて、これを昭和五八年度から六五年度までの経済運営の指針とすること、流動的内外諸情勢のなかにあって、毎年これについて検討し政策運営に反映していくことを、八月一二日、閣議決定した。

今回の経済計画の第一の特徴は、経済計画という名称を避けて、展望と指針としたことで、計数もほとんど公表されていない。「展望と指針」は、みずからの基本的役割を規定して、市場経済原理のもとで、経済計画は強制をともなわないから、①望ましくかつ実現可能な経済社会の展望を明らかにし、②政府のおこなうべき経済運営の目標と手段を示し、③家計や企業の活動のガイドラインを示すことであるとしている。第二に、「展望と指針」は、一九八〇年代を「創造的安定社会の構築期」とみなしている。これは、安定成長、国際的役割の認識、活力を生かして構造変化に対応し、ライフスタイルの変化に対処し、生活面でも文化的価値を重視することなどが内容となっている。第三に、行財政改革を「現下の最大の課題」とみなしている。これは、「適度な成長の下での完全雇用、物価の安定、対外均衡の確保」という通常の経済政策の目標とならぶ経済運営の課題であるとしている。

当面の目標は、経済成長率、年平均実質四％（名目六～七％）程度、消費者物価年平均上昇率三％程度、卸売物価一％程度、昭和六五年度における完全失業率二％程度としている。

労働に関する具体的政策は、完全雇用との関連で登場し、以下のとおりである。

(1) 産業構造の転換と雇用機会の地域的不均衡への対応
(2) サービス経済化等への対応
(3) 技術革新の進展への対応
(4) 本格的な高年齢就業の推進
(5) 女性の就業志向の高まり等への対応
(6) 経済社会のニーズに即した職業能力の開発・向上等
(7) 労働者福祉の向上

(8) 労働分野における国際協力の推進

これらの政策の具体的内容は、有給教育訓練休暇制度の奨励、金融機関の完全週休二日制などへの言及はあるが、おおむね現時点で日程に上っている政策をかかげたにとどまっている。このようなかで、労働時間の短縮は「国民経済全体としての雇用機会の増大といった社会的要請に合致したものである」との判断や「高年齢者の加齢に応じた段階的引退」への言及は、これらの政策的考え方をオーソライズしたものとして注目してよかろう。

産業労働懇話会（圓城寺次郎座長）は、九月一四日の会合で、経済企画庁から説明を受け、これについて討議したが、経営側委員から物質的豊かさについては示されているが、道義の退廃などの指摘がないとの発言があり、労働側委員からは四％の成長で二％の失業率が可能か、ME化について政・労・使・中立による協議が必要でないかなどの質問や意見が出た。

2 八四年度労働省予算

八四年度概算要求　一九八四年度労働省予算の編成の過程では、財政危機による抑制と、最近の構造的変化を反映する新政策の模索がみられた。すなわち、石油危機以来多年に及ぶ公債依存の財政の矛盾から、八四年度予算編成にあたって、政府は原則として経常的経費一〇％減、投資的経費五％減という前年度より厳しいシーリング（概算要求の限度）を設けた。このため労働省の概算要求も抑制された。また、労働省は要求提出にあたって毎年新労働政策という政策構想を発表しているが、今年度は、八二年末設置された省内のプロジェクト・チームによる最近の構造変化にたいする中長期の政策展望の一部の結論を予算要求に反映しようとしたとみられる。

八三年八月末大蔵省に提出された概算要求は、総額四兆三三億円で、対前年度伸び率二・七％（一般会計のみでは〇・四％減）となった。主要要求は一一項目から成り、労働保険給付をのぞき政策的経費で金額の大きいのは高齢化社会に対応する労働対策、構造的失業にたいする政策などであった。

また、新しい政策を拾うと、六〇歳代前半層にたいする政策を取り上げたこと、高齢者のパート就労助成、MEにたいする総合政策樹立と国際シンポジウム（八五年度）、パートタイム労働の対策要綱、労働省の機構改革などがある。

八四年度労働省予算　一九八三年末成立した第二次中曽根内閣は、八四年一月一九日、財政改革の推進、歳出の徹底した見直しに取り組むとする予算編成方針を閣議決定したが、翌日には大蔵省原案が示され、復活折衝に入った。

政府案は二五日閣議決定されたが、大臣折衝の段階で復活を認められた労働省の政策的色彩の濃い項目は、①高齢短時間労働者雇用助成金の創設、②高年齢者雇用確保助成金の適用拡大、③定年退職者等雇用促進助成金の創設、④再就職促進講習給付金の創設、⑤重度身体障害者の総合リハビリテーション施設の建設費であった。二

月八日国会に提出された予算案は四月一〇日可決、成立した。一般会計歳出の規模は、前年度当初予算にたいし〇・五％増に、国債費等をのぞく一般歳出の規模は〇・一％の減となった。歳出抑制のため、医療、年金、雇用保険等の制度改革や補助金の厳しい圧縮、国家公務員定数の縮減がおこなわれた。また、主要経費別にみると、社会保障費二・〇％増、文教・科学振興費一・〇％増、公共事業費二・〇％減にたいして防衛費は六・五五％増となった。このようなかで労働省予算は、特別会計をふくむ全体で四兆九二五億円で、四・二％増（前年度五・二％増）、一般会計のみで一・〇％の減となった。全体での伸びは、雇用、労災保険における支出増大の見込みによるもので、政策的経費は圧縮された。政策的色彩が濃い分野として、高齢化社会への対応等の雇用対策における増加が目立つ一方、就労者減によって失業対策事業関係費が減少したほか、職業性疾病予防対策、発展途上国との国際交流などの項目で減額となった。労働省予算の支出に関する主要な項目とその概要については、以下のとおりである。

(1)　高齢化社会の進展に対応した総合的な労働対策

六〇歳定年の一般化の早期実現を引き続き推進するとともに、六〇歳代前半層の雇用就業対策に重点をおく高齢者対策を推進するとしている。『週刊労働ニュース』によれば、大臣折衝で認められた、「高年齢者雇用確保助成金」は従来フルタイム労働者にのみ適用されていたのをパートタイム就労にも拡大したものであり、「定年退職者等雇用促進助成金」（雇用保険法改正に伴い新設）もパート就労に適用されることとなった。「高年齢者雇用確保助成金」（新設）は、失業した高年齢者のパートによる雇用促進をめざすものである。そのほか、シルバー人材センターの拡充強化、高齢労働者に対する職業紹介、能力開発、健康安全対策、所得安定対策費がこの項目にふくまれる。

(2)　産業構造・就業構造の変化に対応した労働政策

ME関係では、政策の形成、意思疎通、職業訓練、安全・健康に及ぼす影響の研究、国際シンポジウム開催準備の諸経費が計上された。第三次産業の増大に関連しては、実態を明確にするとともに、自主的労務管理改善のマニュアルの作成が予定された。パートタイマーについては、パートタイム労働対策要綱（総合対策）により、啓蒙指導をおこなうことや、パートバンクの充実などの経費がふくまれている。

(3)　雇用失業情勢に即応した雇用対策

八三年七月施行の特定不況業種・地域関係雇用安定法にもとづき、失業の予防と再就職促進を図るための経費および雇用保険制度運営のための経費が対前年度増額の主な項目となっている。雇用保険については、受給者の再雇用促進、高齢者の多様なニーズへの対応と、給付の圧縮を内容とした制度の変更を予定したものである。「再就職促進講習給付金」は、再就職促進をめざして、大臣折衝で認められた新規事業で、この項目にふくまれている。

(4)　労働者の安全と健康を確保するための施策

化学品製造工程における爆発火災防止対策の確立、産業医科大学大学院設置などが新しい施策である。

(7)　雇用における男女の機会の均等及び待遇の平等の確保対策

法制の整備、育児休業の普及などがふくまれる。

(8)　障害者等特別の配慮を必要とする人々に対する施策

第三セクター方式による重度障害者雇用企業の育成、障害者の一般職業訓練校への入校促進、医療リハビリテーションから職業訓練まで一貫した総合リハビリテーション施設（吉備高原市）設置等が目立ち、その他多様な対策がふくまれる。

(10)　変動する国際社会に即応する労働外交

新しい施策として若手労組指導者の招へいが予定された。

(11)　総合的な労働政策の樹立と労働行政体制の整備

「政策調査部」「婦人局」「職業能力開発局」への労働省組織の改革、地方事務官制度廃止と都道府県労働局の設置を予定している。

第100表　1984年度労働省予算（主要事項）　（単位：百万円）

事項		1983年度予算額	1984年度予算額	比較増△減額
第1	高齢化社会の進展に対応した総合的な労働対策	82,523	87,982	5,459
1	高齢化社会の進展に対応する雇用対策	77,058	82,349	5,291
2	高年齢者の所得安定対策	29	32	3
3	中高年齢労働者の健康・安全対策	228	266	38
4	高齢化社会の進展に対応した能力開発	5,212	5,335	123
第2	産業構造・就業構造の変化に対応した労働対策	1,257	1,173	△ 84
1	MEを中心とした技術革新の進展への対応	472	89	△ 383
2	第三次産業化の進展等への対応	174	204	30
3	パートタイム労働に関する総合対策	242	298	56
4	地域における雇用開発の推進	348	558	210
5	産業経済社会の変化に対応した人事労務管理問題への取り組み	21	24	3
第3	雇用失業情勢に即応した雇用対策	1,299,103	1,390,677	91,574
1	特定不況業種・特定不況地域における雇用対策の強化	15,846	21,393	5,547
2	雇用調整助成金の活用による失業の予防	27,280	26,273	△ 1,007
3	特定求職者雇用開発助成金等の活用における就職の促進	35,985	33,242	△ 2,743
6	雇用保険制度の適正な運営	1,219,018	1,308,394	89,376
第4	労働者の安全と健康を確保するための施策	914,613	936,528	21,915
6	労災補償制度の適正な運営	899,407	921,864	22,457
第5	経済社会の変化に対応した能力開発対策	64,916	67,958	3,042
第6	職業生活の充実と労働者福祉対策	25,329	26,262	933
第7	雇用における男女の機会の均等及び待遇の平等の確保対策	1,188	1,213	25
第8	障害者等特別の配慮を必要とする人々に対する施策	141,079	141,973	894
第9	経済社会の変化の下での労使関係の安定	718	754	36
第10	変動する国際社会に即応する労働外交	5,019	3,865	△ 1,154
第11	総合的な労働政策の樹立と労働行政体制の整備	14,300	14,552	252

3　労働大臣の所信表明

一九八三年一二月総選挙後、年末に成立した第二次中曽根内閣の労働大臣には、坂本三十次氏が就任した。坂本労相は八四年二月二三日、衆議院社会労働委員会、ついで三月二七日、参議院社会労働委員会において慣例としての所信表明をおこなった。これは、予算案および政府提出法案をふまえて、八四年度を中心とした政府の労働政策を総括し、労働省の政策の方針を示したものである。政策の柱となっているのは、雇用政策、女子労働問題など六項目で、例年のものと類似している。しかし、項目の立て方としては、男女雇用機会均等法案提出を予定して、女子労働問題の順位が高まっていること、また、雇用政策においては、雇用保険制度改革、六〇歳代前半を政策対象として取り上げたこと、労働者派遣事業の法制化検討が目立つ。さらに、雇用と関連してパートタイム労働対策、第三セクターによる重度障害者雇用の促進などが新しく登場している。六項目以外では行政改革の一環として多年懸案とされた地方事務官制度の廃止をおこないたいとしている。

【労働大臣の所信表明（衆議院社会労働委員会、八四年二月二三日）】

（前略）労働行政を取り巻く内外の環境は著しく変貌しつつあります。すなわち、経済成長速度が鈍化する中で、本格的な高齢化社会が急速に到来するとともに、マイクロエレクトロニクス等の新たな技術革新が広範に進展し、また、サービス経済化の進展、第三次産業の増大、婦人労働者の増大等、産業構造、就業構造の変化が進んでおります。他方、国際関係の面でも、我が国の国際的地位が向上するに伴い、労働の分野においても、我が国の果たすべき役割は著しく増大しております。私は、このような変化の機会を的確にとらえ、将来にわたり勤労者の雇用の安定と福祉の向上を実現することが労働行政に課せられた現下の重要な課題であると確信しており、この課題に対して大局を忘れることなく、積極的かつ機敏に取り組んでまいりたいと考えております。

私は、このような見地に立ち、次の事項に重点を置いて、行政を進めてまいる所存であります。

第一は、雇用対策の積極的推進であります。

雇用の安定を確保し、労働者が安んじて働けるようにすることは、国政の最重要課題であります。最近の雇用失業情勢を見ますと、なお厳しさを残しているものの、景気の回復を背景として改善の動きが出てきております。政府は、今後適切かつ機動的な経済運営により、景気の着実な拡大を図ることとしており、労働省としても、こうした改善の動きを確実なものとするため、雇用対策を積極的に推進してまいります。

まず、高年齢者の方々につきましては、高齢化社会を迎え、その高い就業意欲を生かし、安定した雇用就業機会を確保することが重要となってきております。このため、六十歳定年の一般化の早期実現に向けて指導援助に取り組んでいるところでありますが、目標年次である昭和六十年度は目前に迫っており、その達成に一層努力をしてまいります。また、高齢化の波は、今後六十歳台前半層に移行し、これらの高年齢者が大幅に増加するものと見込まれておりますので、その多様な就業希望に応じた雇用就業機会を確保するための援助助成措置の充実を図ってまいります。

また、近年、産業界においては、マイクロエレクトロニクス等の新たな技術革新が急速かつ広範に進展しておりますが、これらの技術革新と雇用の問題につきましては、これまでの調査研究の成果を踏まえつつ、労使その他の関係者の意思疎通を促進するとともに、技術革新の進展に応じた能力開発対策を進めてまいります。

さらに、構造的な不況に陥り、雇用失業情勢がより厳しいものとなっている業種、地域につきましては、昨年成立した特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法に基づき、失業の予防、再就職の促進等の対策を進めてまいります。

雇用保険制度につきましては、雇用失業構造の変化に対応して、失業者の再就職の促進を図るとともに、制度の不合理な面を是正し、将来にわたる制度の健全かつ機能的な運営を確保することとしており、今国会にそのための法律案を提出することといたしておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

なお、就業構造の変化、就業形態の多様化に対応した労働力需給システムの整備の一環として、労働者派遣事業の問題につきましても、法制化の検討を進めているところであります。

第二は、婦人の職場進出の増大、職業意識の変化に対応する婦人労働対策であります。

近年、女子雇用者は、雇用者全体の三分の一を超えており、職業生活においてその能力を有効に発揮できるようにすることが重要となってきているとともに、婦人差別撤廃条約の批准のため、国内法制等諸条件の整備に努めることが「国連婦人の一〇年」後半期の重点課題とされております。このため、雇用における男女の機会の平等と待遇の平等を確保するための法制の整備が必要であると考えております。法制の整備の内容については、現在、婦人少年問題審議会において検討が進められているところでありますが、その結論を待って、関係法案を今国会に提出する所存でありますので、よろしく御審議をお願いいたします。

また、最近家庭の主婦層を中心に著しく増加しているパートタイム労働については、雇用の安定、労働条件の確保等を目的とする総合対策を盛り込んだパートタイム労働対策要綱を作成することとし、この要綱に基づき、労使に対する啓発指導に努めるとともに、パートバンクの増設により職業紹介体制の充実に努めてまいります。

第三は、安全で衛生的な労働環境の実現と労働福祉の増進を図るための施策であります。

労働災害は、本来あってはならないものであり、労働者の安全と健康を確保することは、あらゆる労働福祉の基本であります。昭和五十九年度は、労働災害の着実な減少を図ることを主眼として策定した第六次労働災害防止計画の第二年度に当たり、引き続き目標の達成に向けて、労働災害防止対策を積極的に推進するほか、中高年齢労働者の総合的な健康の保持増進対策、新たな技術革新に対する労働安全衛生面での対応等を進めていります。

また、豊かで安定した生活を実現するため、財形持ち家個人融資制度の普及促進、週休二日制の普及等を進めてまいります。

第四は、障害者等特別の配慮を必要とする人々に対する施策であります。

障害者の方々が社会的に自立するためには、その能力を十分に生かし、職業につくことが肝要であります。このため、身体障害者雇用率の達成指導、職業能力の開発向上等により、雇用機会を確保するための対策を積極的に推進するとともに、いまだに困難な状況にある重度障害者等に重点を置いて、第三セクター方式による重度障害者雇用企業等を育成するなどの雇用対策を進めることとしております。

また、臨時行政調査会の答申に基づき、現在雇用促進事業団が行っている身体障害者雇用納付金関係業務については、身体障害者雇用促進協会に全面的に移管することとしており、今国会にそのための法律案を提出することといたしておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

第五は、労使の相互理解と信頼を強化し、労使関係の安定を図るための環境づくりの推進であります。

我が国の労使関係は、相互理解を基調として、我が国の社会の安定と経済の発展に大きな貢献をしてきたところであり、国際的にも高く評価されております。

さらに、今日のように、労働問題を取り巻く環境が著しく変化している時期にあっては、これまでに形成されてきた良好な労使関係を維持し、発展させていくことが、重要な課題であります。

このためには、今後とも労使の率直な対話を一層促進し、その信頼関係を維持していくことが重要でありますので、産業労働懇話会を初め各種レベルにおける労使の話し合いの促進に努めてまいります。

第六は、国際社会における我が国の地位にふさわしい労働外交の推進であります。近年、アジア諸国等の開発途上国では、産業社会の発展を担う人材の育成が重視され、労働の分野においても、我が国への協力の要請が高まってきております。労働省としても、開発途上国の期待にこたえ、海外技術協力における官民協力体制を確立すること等によって、開発途上国に対する技術協力を積極的に進めてまいります。

また、先進工業国、開発途上国を問わず、我が国の安定した労使関係に対する関心が高まっております。他方、貿易摩擦が激化する背景として、我が国の労働事情について各国の誤解があることが指摘されております。このため、米国等の若手中堅の労働組合指導者を我が国に招聘する制度を創設すること等により、労働関係者の国際交流を積極的に進めるとともに、開発途上国の労働問題に対する我が国労使による協力を推進し、相互理解の促進に努めてまいります。

最後に、行政改革の積極的推進であります。

現下の最大の課題である行政改革については、先般、「行政改革に関する当面の実施方針について」が閣議決定されたところでありますが、労働省としても、この方針に沿って、社会経済情勢の変化に対応した総合的な行政を展開するため、中央及び地方の機構改革を進めてまいります。すなわち、本省内部部局につきましては、政策の企画立案機能の強化等を目的として再編整備を行うこととしております。また、地方組織につきましては、臨時行政調査会の答申の趣旨に沿って、職業安定関係地方事務官制度を廃止するとともに、都道府県労働局の設置等を行うこととし、そのための法律案を今国会に提出することといたしておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。（後略）

4　労働白書の公表

労働省は、慣例にのっとり一九八四年七月六日、『昭和五八年労働経済の分析』（労働白書）を閣議に報告するとともに公表した。白書は、例年のとおり二部から構成され、第一部で一年間の労働経済の推移を分析し、第二部では「勤労者生活の動向と課題」を扱っている。労働白書が勤労者生活の問題を中心的に取り扱ったことは、近年なかったことである。これについて、坂本労働大臣の序文は、安定成長への移行、高齢化によって賃金上昇率の鈍化、老後生活の負担の増大などの多様な変化を生じていることをその理由としている。すなわち、ライフサイクル上負担の多い中高年層、福利厚生や退職金の面で不利な中小企業労働者、労働者の三分の一を占める女子労働者の生活上の諸問題を明らかにしようとする政策意識で白書を作成したものである。

八三年の労働経済

第一部の特徴は、雇用の章にME化の問題をとり上げたことである。八三年の労働経済の分析で特徴的なものをあげよう。①一九八三年は景気回復により三年ぶりに求人が増大したが、パート求人の増が目立った。②完全失業率は二・六%、過去最高であった。男子については、雇用者の離職、女子については労働力化が主因である。③マイクロエレクトロニクスの産業への導入は急速に進んでいるが、直接的雇用減にはな

っていない。雇用維持慣行や事業活動の拡大がその原因である。質の面では、監視労働や保守作業の増加傾向があるが、単純くり返し作業は増加、減少双方の傾向がある。集積回路利用産業機器を導入している事業所にたいする労働省調査では、技術者増加にたいし熟練工の減、単純・未熟練工は増大し、男子化・若年化がみられる。中高年齢技能者もNC工作機械に適応できるなどと述べている。④賃金の伸び率は年々低下し、三・五%増であった。⑤実労働時間は横ばいであるが、週所定労働時間は七年間で二一分減少した。

勤労者生活の動向と課題　第二部の「勤労者生活の動向と課題」の編成はつぎのとおりである。

第Ⅱ部　勤労者生活の動向と課題

一　賃金の動向
(1) 賃金の長期的推移とその背景
(2) 規模別、男女別にみた賃金
(3) 年齢別にみた賃金の動向

二　福利厚生等の動向
(1) 福利厚生等の長期的推移と背景
(2) 企業の福利厚生活動の動向
(3) 退職金の動向

三　勤労者家計等の動向
(1) 勤労者家計の長期的動向
(2) ライフサイクルからみた勤労者家計の動向
(3) 勤労者の意識の動向

主な論点についてみると、①安定成長のもとで賃金の上昇率は鈍化した。②賃金の規模別格差が拡大しているが、大企業の高齢化の反映である。③近似した条件のもとでの女子の賃金は男子の七～八割である。④年齢別賃金格差は拡大しているが、これはライフステージに応じた配慮も反映している。⑤法定外福利費の企業規模間格差が大きくかつ拡大している。持ち家援助の普及率、退職金の水準でも格差が大きい。⑥勤労者家計等の動向については、日常的感覚を統計で裏付けて問題点を指摘している。昭和五〇年代には、中高年層の可処分所得の伸びが消費支出の増加に必要な率に及ばなくなった。四〇歳代後半では妻の収入等によって教育関係費や土地家屋の借入返済の必要を補足した。五〇歳代前半層では金融資産を増加して定年後の準備をする傾向があるが、それに支障が及んでいる。

「まとめ」はまた、住宅取得、教育費、単身赴任にともなう問題や、社会保険における世代間の公平などの問題を指摘している。中高年層の生活上の問題を反映し、四〇歳代の生活に関する満足度は低下し、五〇歳代では老後にたいする不安が高まっている。

以上の分析を総括して、白書は持続的安定成長を確保するとともに、中高年、女子、中小企業労働者の生活を重視しつつ、ライフサイクル的な視点に立った労使の積極的対応と勤労者生活に関する総合政策が必要であると結んでいる。

5　ME化と労働条件対策

マイクロエレクトロニクス（ME）化はこのところ急速に進展し、雇用量、職務の質、労働条

件の変化などにより社会的影響も拡大する気配であり、労使の関心も高まっている。労働省でも調査研究、基本政策の策定をおこない、具体的対策としてはＶＤＴ作業に関するガイドラインを作成した。調査報告では、大規模な「技術革新と労働に関する調査」（八三年八月発表）、雇用促進事業団雇用職業総合研究所の研究プロジェクトを総括した「マイクロエレクトロニクスの雇用に及ぼす影響について」の報告書（八四年四月二五日公表）がある。

政策としては、労働大臣の私的懇談会である雇用問題政策会議（有沢広巳座長）が「雇用問題におけるマイクロエレクトロニクス化への対応のあり方について」報告をおこなった（八四年四月二五日）が、これは今後のＭＥ化にともなう労働政策の基本方向を定めるものと推測される。この報告が定めた五原則は、以下のとおりである。

①失業者を発生させることのないよう雇用の安定、拡大に努めること
②労働者の不適応をもたらすことのないよう、労働能力の向上に努めること
③労働災害の発生、労働条件の低下をもたらすことのないよう、労働者福祉の向上に努めること
④労使間の意思疎通が十分図られるよう、産業、企業、職場レベルでの具体的な問題に関する協議システムの確立に努めること。また、ナショナルレベルでも政労使間の意思疎通の促進に努めること
⑤国際経済社会の発展に寄与するよう、国際的視野に立った対応に努めること

具体的対応として各原則に付加されたコメントのうち、労働条件等に関連するものは、つぎのとおりである。

①原則1　中高年齢層、身体障害者等について、これらの労働者に適したＭＥ機器の開発と職務設計の改善を図ること、派遣的就業や在宅就業等への適切な対応を図ること、②原則3　労働生産性の成果が労働条件の向上特に労働時間の短縮に配分されるようにすること、賃金制度等をふくむ人事労務管理の整備を図ること、機器自体の安全、作業の安全を図るとともに、危険有害業務をおこなうロボットを開発すること、ＶＤＴに関する労働衛生問題の本格的対策を確立すること、労働者の心身の健康対策を講じること、③原則4　各レベルにおける協議システムの確立に努め、意思疎通を図ること、④原則5　先進国間の国際的コンセンサスを得るようわが国も積極的役割を果たすべきである。開発途上国にも、経験、人材を提供し技術協力すること。

労働省のＭＥに関するプロジェクト・チームは、八三年九月に報告書をまとめたが、その施策はつぎのとおりであった。

(1) 労働者の福祉の増進に寄与する技術開発の促進
(2) 労働条件の向上
(3) 企業内における教育訓練の振興等
(4) 公共職業訓練の充実
(5) 労働市場への影響に対応する雇用対策の推進
(6) 安全衛生対策
(7) 事前協議慣行の普及促進

ＶＤＴ作業のガイドライン

労働省では産業医学総合研究所と産業医科大学の共同研究（一九八三～八五年度）としてＯＡ化の健康に及ぼす影響の調査研究をおこなっているが、ＶＤＴ（Visual Display Terminals）作業が急速に普及しているところから、中央労働災害防止協会に専門家委員会を設けて検討を依頼していた。その暫定的ガイドラインがまとまり、八四年二月二七日中央労働基準審議会に報告された。労働省当局はこの「ＶＤＴ作業における労働衛生管理のあり方」を非公式な形で都道府県労働基準局に伝達し、関係事業所を指導するよう指示した。

概要は以下のとおりである。

(1) 労働衛生管理の原則

労働衛生管理の基本は、環境管理、作業管理および健康管理であり、そのため管理体制と労働衛生教育が必要である。事業者は総合的に自主的に取り組む必要があり、VDT作業ではこの原則が重要である。

(2) 労働衛生管理の進め方

① 労働衛生管理体制

労働衛生管理体制の見直しと活性化。必要に応じ労働衛生コンサルタント等との連携をはかる。

② 導入

作業の多様性から画一的取り扱いは避ける。衛生委員会で影響を予測、評価して対策や教育に反映させる。VDTと付属設備の設計が労働衛生的に適切であり人間工学にマッチしていること。作業者の眼の疲労を防止するためCRTを注視する時間を短くする。環境管理に配慮する。

③ 試行

個体差の配慮。具体的対策には試行期間を設け効果を確認しながら進める。

④ 実施

事業者の取り組みと作業者の自覚・理解が必要。

⑤ 安全衛生教育

⑥ 習得訓練

初期の負担をなくすことを配慮して難易度に応じて実施。

⑦ 情報の活用

健康管理にあたって得た情報をフィードバックする。

(3) 具体的事項

① 環境管理

照明および採光（CRTディスプレイ鉛直面照度の目安は五〇〇ルクス以下。キーボード面等の水平面照度の目安は三〇〇～七〇〇ルクス）グレアの防止

② 作業管理

VDT及び付属設備、CRTディスプレイ、キーボードの備えるべき物的条件、作業者とディスプレイとの関係の調整、作業休止時間（常時従事者につき、連続作業時間一時間につき一〇～一五分、かつ連続作業時間内において一～二回の小休止を目安とする）

③ 健康管理

配置前健康診断、定期健康診断、健康診断による事後措置、職場体操

④ 労働衛生教育

6 プロジェクト・チームの報告

労働省は、構造的諸変化の進展にたいして、中長期の政策を検討するため、省内に若手職員によるプロジェクト・チームを一九八二年一二月に発足させたが、八三年七～九月に、六つの報告が公表された。①ワークシェアリング政策について、②マイクロエレクトロニクス（ME）化と労働政策の方向について、③パートタイム労働対策について、④第三次産業における労働問題とその対応について、⑤高齢化社会と労働政策の方向について、⑥労働問題にかかる国際協力と交流について、である。これらは、労働省の公式見解ではないが、実質上、今後の政策の立案の際参照されると思われる。このうちパートタイム労働、六〇歳代前半の対策、ME化対策などについては、最近の政策に反映されつつある。労働条件に関係の深い③①のほか⑥に関する要点は、つぎのとおりである。

パートタイム労働対策　パートタイム労働者は、全雇用者の約一割にも達しているが、その相当部分は通常の労働者とあまり違わない時間勤務をしている。また、その労働条件が不明確であったり、年次有給休暇が与えられていないなどの問題がある。パートタイム労働対策の方向として、つぎのようなものがあげられる。

(1) 労働条件の明確化
パートタイム労働者（一日、一週又は一カ月につき、正規の労働時間に満たない時間労働することを常態とする労働者）に適用される就業規則の作成には、パートタイム労働者の過半数を構成員とする労働組合（または過半数を代表する者）の意見をきく。使用者がパートタイム労働者を雇い入れるとき、労働条件を明示した雇入通知書を交付するようにする。

(2) 労働条件
パートタイム労働者に正規従業員の労働時間を超える超過勤務をさせない。週の所定労働日五日以上のパートタイム労働者に所定の年次有給休暇を付与しなければならない。四日以上の者にも同様の取り扱いをすることが望ましい。

(3) フルタイム労働者及びパートタイム労働者相互間の転換の促進
事業主がフルタイムの採用をおこなおうとするときパートタイム労働者で希望する者を優先することが望ましい。逆の場合も同様。

(4) 職業紹介等

(5) 高年齢者の雇用の促進
パートタイム労働者を採用するとき、高年齢者を雇い入れるよう努めることが望ましい。

(6) 労働基準法等の適用

ワークシェアリング政策　大量失業に当面した欧米諸国ではワークシェアリング政策が採用されており、日本でも検討の価値がある。OECDはワークシェアリングを「就業者と失業者の間でより公正に仕事を分かち合うこと」と定義しているが、各国で採用されている政策はさまざまである。時間短縮、早期引退、部分年金、操業短縮手当などである。チームとしては、「生涯労働時間を含む広義の時間短縮により、雇用の維持拡大を図る政策」と定義する。ワークシェアリングの雇用効果について、チームは一〇％の時間短縮は、一〇％の雇用拡大となるという考え方は非現実的である、わが国の場合には、企業内労働市場での調整を経て徐々に効果が企業外に及ぶだろう、労働時間と雇用の関係についてはさらに立ち入った検討が必要である、としている。

日本でワークシェアリングがおこなわれるためには、①これが、「所得の分かち合い」でもあることについて労使のコンセンサスが形成されることがもっとも重要であるとしている。すなわち、既就業者の所得の相対的低下を認めることであろう。つぎに、②企業別組合が、国全体の雇用問題に配慮する等の発想転換が必要である。③低賃金多就業を招来しないような下支えが必要である。そして、高年労働者などの特定層の雇用拡大に重点をおくなどの工夫が必要だとする。

プロジェクト・チームは、つぎの措置の実施可能性を検討した。

① 操業短縮時の失業予防
② 所定労働時間の短縮
③ 所定外労働時間の削減
④ 休日の増加
⑤ 年次有給休暇の消化促進
⑥ 長期休暇制度の普及
⑦ 交替制労働における組・シフトの増加
⑧ 高齢労働者等の短時間就労の促進
⑨ 早期引退の促進

①は、わが国の雇用慣行上、もっとも重要で、一九七五年から雇用調整助成金として実施されており、今後も機動的な運用を図る必要がある。②〜⑦については、これまで労働者の福祉の向上の観点で取り組まれてきたが、雇用増大効果に着目して推進を図る必要がある。その手段としては、ガイドラインによる誘導策が現実的である。⑧は六〇歳代前半層の就業対策として意義があり、新たに定着させるには助成金の利用も考えられる。⑨六五歳未満については考えられないが、公的年金見直しの際にワークシェアリングの観点からも検討される必要がある。結論的には、助成金や行政指導で「ソフトなワークシェアリング政策」を推進することが、わが国の実情に合っている。中長期に失業情勢が悪化する事態に備え、国民的合意形成が必要である。チームの見解は以上のとおりであった。

この分野における施策の方向としては、つぎのとおりである。

国際協力と国際交流

(1) 開発途上国に対する協力と交流

職業訓練の技術協力については、多様化しているが、相手国の職業訓練、技能検定システムの形成に対する波及効果の大きいプロジェクトを優先するなどによって、政府ベースの技術協力の効率的実施を図る。民間海外技術協力援助システムを確立して民間の活力を生かす。

労働行政各分野における技術協力については、行政官の集団研修コースの充実を図る。専門家派遣、プロジェクト協力などを実施し得る体制を作る。開発途上国の健全な労使関係の形成、長期的友好親善関係樹立のための交流プログラムの拡充を図る。

(2) 先進工業国との間の交流と協力

貿易摩擦が激化している現状にかんがみ、先進国の労働組合指導者の交流プログラムを拡大する。より下位の組合活動家とも交流する。わが国の労働事情に関する対外広報活動を強化する。各国が共通して当面している問題について研究成果を交換し、または共同研究をおこなう。これは研究効率を高め相互理解を促進する。

(3) 国際機関を通じての国際協力と交流

ＩＬＯが、加盟国の大多数を占める開発途上国の労働条件、雇用問題を改善する「本来目的」に即して運営されるよう国際労働基準の設定・見直し、技術協力に積極的に参加する。常任理事国制が廃止されても理事議席を継続して確保するよう努める。ＯＥＣＤは、先進国政府間の意見政策の調整と国際協力という重要な機能を果たしている。その労働力社会問題委員会の各種会議にプログラム形成段階から参加する。

報告は、右のような施策をおこなうための態勢について述べ、情報の一元的収集・分析・提供と総合的企画調整機能、人材の養成を図る必要を説いている。なお、この報告は、国際協力と交流が国内における雇用維持、労働条件向上のためにも必要であり、国内労働政策の延長・一環として位置づけている。

7　男女雇用平等問題に関する審議

男女雇用機会均等法案は、一九八四年五月一四日国会に提出されたが、その提案理由によれば、女子の就業に関する意識の向上と女子の雇用をめぐる諸情勢の変化、婦人差別撤廃条約（婦人にたいするあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）の批准に備えることが背景とされている。同条約は、一九七九年一二月国連総会で可決され、国連婦人の一〇年の中間年にあたった一九八〇年署名式があ

り、日本政府も署名し、八五年までに批准することを公約してきた。この条約が差別禁止の立法措置を求めていること、および条約批准には条件整備を先行しているわが国の慣行からして、立法化のタイムリミットに来たとされる。同条約の批准は、「国内行動計画」の後期重点目標とされ、労働省においても、男女平等問題専門家会議によるガイドラインの作成（一九八二年五月）などがなされていた。その後、公式審議の場は、婦人少年問題審議会婦人労働部会に移り、ここで一九八三年末から八四年春にかけて法案の枠組みについて、大詰めの審議がおこなわれた。この間、これと並行して、各種団体の発言や行動があった。審議会を中心とする審議は、以下の経過をたどった。

八三年一〇月二四日　労働省、男女平等法制に関する問題点をまとめる。
一二月　労働省、問題点にともなう審議状況について明らかにする。
八四年二月二〇日　部会三公益委員から、法制化審議のための試案が出される。
三月二六日　婦人少年問題審議会「雇用における男女の機会の均等及び待遇の平等の確保のための法的整備について」労働大臣に建議
四月一九日　労働大臣、法案要綱案を審議会に諮問
五月九日　審議会答申、要綱案を大筋で了承、労働省の他の審議会も大筋了承
五月一一日　若干の修正のうえ、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案」を閣議決定
五月一四日　同法案を国会に提出

婦人労働部会では、事務当局が整理した「問題点」に沿って審議したが、この「問題点」は結果的には法案の枠組みに反映されることとなった。二月二〇日の公益委員試案は、「問題点」のそれぞれについて労使の意見対立をふまえたうえ判断している。

三月二六日の建議の本体となった婦人労働部会報告は、公益委員見解を軸として、労使の対立点を併記したものとなった。部会における審議結果は、第101表のとおりである。これは、この立法をめぐる主要な意見を集約するものと考えられる。

労働大臣が審議会に諮問した法案要綱（国会に提出された法案にたいするものとほぼ同様）にたいする審議会の答申では、「今日の段階では（諮問案で）やむを得ないという意見が多かったが、……なお多くの部分において不十分な点があることは否定しがたい」とし、施行後、必要な場合、法改正も考慮すべきだとし、さらに労使の意見を付記している。労働者委員の意見で、第101表にないものとしては、①単独立法とし、条約批准のための立法であるから、機会均等法でなく男女雇用平等法とすべきである、②雇用管理の全ステージにつき、罰則付きで差別を禁止すべきである、③調停委員会は有名無実である、などである。使用者側意見として新しいものは、①教育訓練、福利厚生についての均等待遇は当面努力義務とすべきであるが、強行規定とするときはできるかぎり限定すること、②苦情処理機関の設置をすべての企業に義務づける印象を与えないようにすること、③調停委員会の人選には産業・企業の実情に精通した者とすべきである、④生理日の就業がいちじるしく困難な女子の就業禁止について、疾病と同様当然のことであるから規定する必要がない、などであった。

法案要綱は、労働大臣の他の審議会にも諮問され、いずれも大筋やむを得ないとして承認した。しかし、これらにも労使の意見が付帯していた。このうち、中央労働基準審議会労働者委員が、工業的

第101表　婦人少年問題審議会婦人労働部会審議結果の概要

			公益委員	労働者側委員	使用者側委員
立法措置	規制の対策		雇用管理の全ステージを対象		
	規制の強さ	定年・退職・解雇	合理的理由のない男女異なる取り扱いを禁止		
		募集・採用・配置・昇進・昇格・教育訓練・福利厚生	募集・採用は努力義務規定とし，配置，昇進，昇格，教育訓練，福利厚生は強行規定とする	すべて強行規定とすべき	当分の間すべて努力義務規定とすべき
	救済措置など		労使は企業内において自主的解決に努める		
			各都道府県ごとに労使の代表を参加させた調停機関を新設	有効な救済措置（勧告，命令）をとりうる行政機関を新設	公益委員と同じ
			婦人少年室の体制を充実強化し，積極的に助言，指導，勧告を行う		
女子保護規定の見直し	時間外労働	管理職・専門職	その範囲を別途検討したうえで，規制を解除		
		その他の者	工業的業種・職種に従事する者は現行規制を若干緩和して存続させ，非工業的業種・職種に従事する者は現行規制を廃止すべき	業種・職種を問わず，現行規制を存続すべき	業種・職種を問わず，現行規制を廃止すべき
	深夜業	管理職，専門職および業務の性質上深夜業が必要な短時間の業務に従事する労働者その他女子の健康および福祉に有害でない業務に従事する労働者	その範囲を別途検討したうえで，規制を解除		
		その他の者	工業的業種・職種に従事する者は現行規制を存続させ，非工業的業種・職種に従事する者は現行規制を廃止すべき	業種・職種を問わず，現行規制を存続すべき	業種・職種を問わず，現行規制を廃止すべき
	危険有害業務の就業制限		専門家による検討を踏まえて見直す		
	坑内労働		一時的に入坑する者，ＩＬＯ第45号条約において入坑の認められている者については禁止を解除		
	産前産後休業など妊産婦の保護		産前休業を多胎妊娠の場合10週間に，産後休業を８週間（うち強制6週間）に拡充	公益委員と同じ	産前産後休業の拡充は必要ない
			妊産婦の時間外労働，休日労働および深夜業は原則として禁止		
	生理休暇		廃止すべきであるが，生理日の就業が著しく困難な者については，なんらかの配慮が必要	母性保護のため必要であるので現行どおりとする	母性保護措置ではないので廃止すべし
	帰郷旅費		廃止		
普及対策育児休業	育児休業		育児休業請求権の法制化は時期尚早	育児休業請求権を法制化すべき	公益委員と同じ
	再就職援助		国は労働能力の開発向上の機会の拡充について努める 国は事業主による再雇用制度の導入を奨励する		

業種の女子の時間外労働の制限について一週間についての制限を存続すべきであるとしたが、これは国会に提出された法案要綱に盛り込まれた。

8　第一〇一回国会における労働関係法案

第一〇一回国会には、政府提出の労働関係法案として、「男女雇用機会均等法案」「職業安定法等の一部改正法案」「雇用保険法等の一部改正法案」「身体障害者雇用促進法の一部改正法案」および電電公社改革にともなう労働関係調整法の附則改正案が国会に提案された。その審議状況は、第102表のとおりである。最初の二つの法案および労調法附則改正案の要旨等は、以下のとおりである（雇用保険法改正法案については、「雇用政策」参照）。

男女雇用機会均等法案

この法案の成立に至る経過は別に述べた。政府提出法案の要綱は後記のとおりである。法案は、一九八四年五月一四日国会に提出され、衆議院社会労働委員会で審議された。この間、四野党は政府案に対抗して議員立法による男女雇用平等法案を提案した。七月二四日、右委員会は政府案を原案どおり可決し、本会議でも二七日、同様可決され、参議院で継続審議となった。

【雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案要綱】

第一　勤労婦人福祉法の一部改正

三　男女の均等な機会及び待遇の確保のための措置の新設

(一)　事業主の講ずる措置等

イ　募集及び採用

事業主は、労働者の募集及び採用について、女子に対して男子と均等な機会を与えるように努めなければならないものとすること。

ロ　配置及び昇進

事業主は、労働者の配置及び昇進について、女子労働者に対して男子労働者と均等な取扱いをするように努めなければならないものとすること。

ハ　教育訓練

事業主は、労働者の業務の遂行に必要な基礎的な能力を付与するためのものとして労働省令で定める教育訓練について、労働者が女子であることを理由として、男子と差別的取扱いをしてはならないものとすること。

ニ　福利厚生

事業主は、住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生の措置であって労働省令で定めるものについて、労働者が女子であることを理由として、男子と差別的取扱いをしてはならないものとすること。

ホ　定年、退職及び解雇

(イ)　事業主は、労働者の定年及び解雇について、労働者が女子であることを理由として、男子と差別的取扱いをしてはならないものとすること。

(ロ)　事業主は、女子労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として定めてはならないものとすること。

(ハ)　事業主は、女子労働者が婚姻し、妊娠し、出産し、又は労働基準法第六十五条第一項若しくは第二項の規定による休業をし

たことを理由として、解雇してはならないものとすること。

ヘ　指針

労働大臣は、審議会の意見を聴いて指針を定めることができるものとすること。

ト　苦情の自主的解決

チ　紛争の解決の援助

都道府県婦人少年室長は、（一定の場合で）、援助を求められた場合には、必要な助言、指導又は勧告をすることができるものとすること。

リ　調停の委任

都道府県婦人少年室長は、（一定の場合）、機会均等調停委員会に調停を行わせるものとすること。

㈡　機会均等調停委員会

イ　機会均等調停委員会の設置

都道府県婦人少年室に、機会均等調停委員会（以下「委員会」という。）を置く。

ロ　委員会の組織

委員会は、委員三人をもって組織するものとし、委員は、学識経験を有する者のうちから、労働大臣が任命するものとすること。

ハ　調停

四　女子労働者の就業に関する援助の措置等

㈠　再就職の援助

㈡　再雇用特別措置の普及の促進

㈢　育児休業の普及の促進

国は、育児休業の普及を促進するため、事業主に対し、必要な助言、指導その他の援助を行うように努めるものとすること。

五　その他（略）

第二　労働基準法の一部改正

一　女子の労働時間及び休日

㈠　第八条第一号から第五号までの事業に従事する満十八歳以上の女子についての時間外労働の制限を、一週間について六時間、一年について百五十時間とするものとすること。ただし、決算のために必要な計算、書類の作成等の業務に従事させる場合には、一週間について六時間の制限にかかわらず、二週間について十二時間を超えない範囲内で時間外労働をさせることができるものとすること。

㈡　㈠以外の事業に従事する満十八歳以上の女子についての時間外労働の制限を、四週間を超えない範囲内で命令で定める週を単位とする期間について一週間当たり六時間以上十二時間以下の範囲内で命令で定める時間、一年について百五十時間以上三百時間以下の範囲内で命令で定める時間とするものとし、休日労働の制限を四週間について命令で定める日数とするものとすること。

㈢　㈡の命令は、㈡の事業における労働による身体の負担の程度、㈡の事業の事業活動の状況等を考慮し、かつ、女子の健康及び福祉に支障のない範囲内において定めるものとすること。

㈣　満十八歳以上の女子のうち、労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者又は専門的な知識若しくは技術を必要とする業務に従事する者で、命令で定めるものに該当する者については、時間外及び休日労働の制限を廃止するものとすること。

二　女子の深夜業

現在深夜業が認められている満十八歳以上の女子のほか、次の各号に該当する満十八歳以上の女子について、深夜業を認めるものとすること。

㈠　労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者又は専

案審議状況

参議院			結果
提出(送付)	委員会	本会議	
7.27	8.1 付託	—	継続審査
—	—	—	審査未了
5.17	7.5 付修可	7.6 修可	7.13公布
3.27	4.19付可	4.20可	6.26公布
7.20	—	—	継続審査

第102表　第101回国会における労働関係法

	衆議院		
	提出(送付)	委員会	本会議
男女雇用機会均等法案	5.14	7.24修可	7.27修可
職業安定法等の一部改正法案	4. 4	4.20付託	—
雇用保険法等の一部改正法案	2.25	5.15付修可	5.17修可
身体障害者雇用促進法の一部改正法案	4.20	6.19付可	6.21可
日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法に伴う関係法律の整備に関する法律案	4.16	7.19付修可	7.20修可

〔備考〕 付＝付帯決議　修＝修正　可＝可決

門的な知識若しくは技術を必要とする業務に従事する者で、命令で定めるものに該当する者

㈡　品質が急速に変化しやすい食料品の製造又は加工の業務等その性質上深夜業が必要とされるものとして命令で定める業務に従事する者（一日の労働時間が、常時、通常の労働者の労働時間に比し相当程度短いものとして命令で定める時間以内である者に限る。）

㈢　深夜業に従事することを使用者に申し出た者（命令で定める事業に従事する者に限る。）であって、当該申出に基づき、命令で定めるところにより、使用者が行政官庁の承認を受けたもの

三　坑内労働の禁止

四　妊産婦等に係る危険有害業務の就業制限

五　産前産後休業等

㈠　多胎妊娠の場合の産前休業の期間を十週間とするものとすること。

㈡　産後休業の期間を八週間（うち強制六週間）とするものとすること。

㈢　使用者は、妊産婦が請求した場合においては、時間外労働、休日労働又は深夜業をさせてはならないものとすること。

六　生理日の就業が著しく困難な女子に対する措置

使用者は、生理日の就業が著しく困難な女子が休暇を請求したときは、その者を生理日に就業させてはならないものとすること。

七　帰郷旅費

満十八歳以上の女子については、廃止するものとすること。

八　その他（略）

第三　附則

一　施行期日

この法律は、昭和六十一年四月一日から施行するものとすること。

二、三（略）

職業安定法等の一部改正法案

職業安定行政では、これまで国の機関である公共職業安定所長にたいする指揮監督等の業務を都道府県知事に委任しており、これらの事務に従事する職員の身分は地方事務官であった。地方事務官については、国が人事権をもつ一方、都道府県知事が業務上の指揮監督権をもつという変則的な性格があり、かねてからその処理が問題とされていた。また、労働行政を担当する都道府県レベルの機関としては、国の出先機関である都道府県労働基準局、都道府県婦人少年室と、都道府県知事指揮下の職業安定主務部があって、労働行政を総合的・効率的に推進するうえで問題があるとの指摘もあった。一九八三年三月の臨時行政調査会の答申で、地方事務官制度の廃止および都道府県レベルの労働行政機関を国の機関として、「都道府県労働局」に統合することが求められた。これらを実現するため、所要の手続きを経て、政府はこの法案を国会に提出した。本法案の主要

な内容は右の二点である。本法案は審議未了となった。

電電公社の民営化と争議調整

臨時行政調査会の答申により、電電公社の民営化が日程に上り、第一〇一回国会の焦点となった。法案のうちに経営形態変更後の争議調整について、以下の労調法附則の改正がふくまれ、論議が集中した。結局、衆議院において、別記第四条を付加するかたちで修正可決し、参議院に送られ、継続審議となった。

【日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（抄）】

（労働関係調整法の一部改正）

第五十四条　労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。（中略）附則に次の一条を加える。

第三条　日本電信電話株式会社に関する事件であって、争議行為により当該業務が停止されるときは国民経済又は公衆の日常生活に相当程度の障害を及ぼすおそれがあると認められるものについて、労働大臣が当該事件がこれに該当すると認定した旨及び当該認定をした理由を明らかにして第十八条第五号の規定により中央労働委員会に対して調停の請求をしたときは、当該調停に関しては、当分の間、第三章に定めるもののほか、次項から第四項までに定めるところによる。

2　中央労働委員会は、前項の調停に関し、適当と認めるときは、随時、当該事件の実情及び調停の経過を公表することができる。

3　中央労働委員会は、第一項の調停については、第三十五条の四に定める場合を除き、他の公益事業に関する事件に優先してこれを処理しなければならない。

4　労働大臣は、第一項の請求をしたときは、その旨公表するものとし、その公表があったときは、関係当事者は、当該公表の日から中央労働委員会が当該調停が終了した旨を公表する日までの間（その期間が十五日間を超えるときは、十五日間）は、争議行為をしてはならない。

5（略）

（衆議院における修正）

附則第三条の次に次の一条を加える。

第四条　政府は、前条の規定の施行の日から三年後に、その施行後の諸事情の変化を勘案して、同条の規定について見直しを行うものとする。

【参考資料】(1)『労働時報』、(2)『労働基準』、(3)『婦人と年少者』、(4)『職業安定広報』、(5)『労働広報』、(6)『週刊労働ニュース』、(7)『衆議院社会労働委員会会議録』、(8)『労働法令通信』

II 雇用政策

概要□経済政策の動向──経済の動向／財政政策／金融政策／通商政策／職業安定行政と職業訓練行政──八三年の職業安定行政：高齢者対策と障害者対策／定年延長の動向／高齢者雇用率の推移／障害者雇用率の推移／公共職安と職業訓練：臨調と職安行政／雇用保険法の改正／労働者派遣事業問題調査会の報告／不況業種・地域雇用安定法／雇用問題政策会議のME化についての見解／公共職業訓練の実施状況／労働力需給と雇用政策の展望──一九八四年の雇用見通し／一九八四年職業安定政策／第五次雇用対策基本計画の概要／六〇歳代前半層雇用対策研究会中間報告／男女雇用機会均等法案要綱

概要

一、八三年の経済情勢は、実質経済成長率が年前半の二%台から年後半の三%プラスへと推移し、輸出けん引型の景気回復を示した。景気回復は業種別、企業別に跛行的に進行した。電気機械を中心とする機械工業や大企業では相当に顕著であったが、消費関連産業や中小企業では景気の回復の遅れや低迷が目立った。

一、雇用情勢は年平均では前年よりもさらにきびしかったが、上半期と下半期とでは相当に様相を異にした。有効求人倍率は上半期には〇・五六の低水準で推移したが、下半期には上昇をはじめ一〇～一二月には〇・六二へと上昇し、八四年一～三月には〇・六四へと上昇した。しかし、その改善は地域別に跛行的に進行した。

一、マクロ経済政策は八三年も総需要抑制型で推移したが、前年よりは複雑に変化した。財政政策は財政赤字の累積という制約もあって、さらに一段と公共支出抑制型となった。公共工事支出は前年を相当に下回った。他方、金融政策は、円安にたいする懸念から引き締め基調を維持したのではあるが、通貨供給である程度の金融緩和をはかり、一〇月に公定歩合の若干の引き下げをおこなった。市中金利は年後半には前年をかなり下回った。

一、通商政策は、輸出の急増と貿易収支の黒字の大幅な増大を背

景とし、対米、対ＥＥＣとの自主規制の協定やその拡大、および国内市場の対外開放策のパケージの打ち出しに追われた。これらにより、八三年には産業構造の「構造調整」への諸圧力がさらに一段と増大した。

一、労働政策は、雇用政策を支柱としたが、八三年には前年より完全失業者が二〇万人と増加して年平均一五六万人で推移するという状況のもとで、この年の労働省予算は、結局、特別会計をふくめて五・二％の増加にとどまった。雇用政策は漸次多元化してきているが、大幅な拡充・強化は困難な状況にあると思われる。

一、八三年度雇用対策の重点は、前年にひきつづいて高齢者対策と身心障害者対策とにむけられた。定年延長と高齢者雇用については、前年にひきつづいて一歩前進があった。しかし、この前進はもっぱら大企業におけるものであり、中小企業では前年にひきつづきそれらについての改善が停滞した。心身障害者の雇用状況は八三年には総じて停滞的に推移した。

一、八三年には「特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」（不況業種・地域雇用安定法）が七月一日から施行された。同法施行時における特定不況業種指定対象業種は約三五業種、特定不況地域指定対象地域は公共職業安定所の管轄区域数で約四〇カ所に及んでいる。

一、一〇月一四日、政府は八三年から九〇年までの八年間を対象期間とする「第五次雇用対策基本計画」を閣議決定した。この計画では、雇用対策の基本的課題については、今後に予想される急速な高齢化、女子化、産業構造の転換等に対応するため労働力需給のミスマッチの解消を図ることにあるとし、九〇年の目標雇用水準を完全失業率二％程度においている。

一、高齢化問題については、六〇歳代前半層雇用対策研究会が八月に六〇歳代前半層についての中間報告をおこなった。報告書の末尾には「残念ながら現在のところ当事者である労使においても問題の重要性についての認識は必ずしも十分ではないのが実情である」とある。

一、「男女雇用機会均等法案」が八四年五月に国会に上程された。これに先立って法案要綱の諮問を受けた婦人少年問題審議会の答申には、「婦人差別撤廃条約の目指す方向に照らせば、なお多くの部分において不十分な点があることは否定しがたいが、今日の段階においてはやむを得ないという意見が多かった」とある。この法案は、八三年の特別国会では継続審議となり見送られた。

1　経済政策の動向

経済の動向

一九八三年の実質経済成長率は、前年実績の三・三％をさらに下回る三・〇％程度で推移した。個人消費の伸びが前年を下回り、また、設備投資の伸びが顕著に前年より下回った。住宅投資は四年つづきで前年を下回り、前年よりも落ち込みが格段に大きかった。八三年の成長パターンは前年とはさまがわりして輸出主導型となった。内需、とくに設備投資、住宅投資の

第103表　完全失業率と経済成長率の推移

年　　度	76～79 平　均	80	81	82	83	83 Q1	83 Q2	83 Q3	83 Q4	84 Q1
完全失業率	2.1	2.0	2.2	2.4	2.6	2.6	2.6	2.7	2.6	2.7
GNP（市場価格）	（75年価格）対前年増加率　（　）内は対GNP比対前年増減率									
GNP	5.2	4.8	4.0	3.3	3.0	0.7	4.4	6.2	3.1	7.4
個人消費	4.5	1.3	0.8	4.2	3.3	3.0	0.7	3.4	2.2	4.5
住宅投資	4.0	－9.4	－2.4	－0.8	－4.7	－13.4	－41.9	14.4	24.6	－9.1
設備投資	5.4	8.0	5.6	3.5	2.0	－2.5	3.8	7.0	8.8	12.4
在庫増加	—	(0.2)	(−0.1)	(−0.3)	(−0.6)	(−0.8)	(1.8)	(−0.9)	(−0.1)	(0.8)
輸出	8.9	18.8	15.9	3.5	4.8	－1.7	12.8	23.0	16.6	18.9
輸入	7.7	－3.9	5.5	2.5	－4.5	－16.1	0.4	12.9	25.9	5.5
政府投資	8.4	－3.2	3.7	0.0	－0.2	－11.1	21.5	3.5	－11.1	－10.2
政府消費	4.4	2.9	5.2	2.3	2.6	2.0	2.5	4.6	4.2	5.0

不振を輸出の増加が補ってかろうじて三・〇％の成長が維持された（第103表）。八三年春闘の賃上げは前年の七・〇％から大幅にダウンして四・四％にとどまり、また、八三年の夏と冬のボーナスは合計で二・〇％の上昇にとどまった。八三年前半の雇用情勢の深刻化と企業業績の悪化とがそれらの背景となったが、結果としては、国内需要の伸びを抑制し、また賃金コストの上昇を抑制し、輸出を刺激した。年央から海外、とくにアメリカの景気回復によって輸出が増大し、鉱工業生産が伸び、石油輸入コストの低下と相まって企業収益は大幅に好転した。八三年の上半期には製造業主要企業の経常利益は五％ほどダウンしたが、下半期には二七％ほども増加した。八三年後半にはまた次第に内需も回復しはじめ、日本経済は全体としてある程度底固い景気回復の局面に移行した。実質経済成長率の推移を四半期ごとの対前年同期増減率でみると、一～三月二・九％、四～六月二・六％のあとは、七～九月三・一％、一〇～一二月三・五％、八四年一～三月五・五％のごとくとなった。八三年の国際収支は経常収支で二〇〇億ドルの黒字（対GNP比約二％）を計上した。製造業では生産指数の増加は大企業で顕著（八三年五・一％アップ）となったが、中小企業では緩慢（八三年一・二％アップ）。生産の増加はとくにVTR（三八・七％アップ）とIC（四三・〇％アップ）とで顕著であった。電気機械産業での生産の伸びは一九・六％の大台を記録したが、他の製造業の諸産業の伸びは全体として〇・三％にとどまった。景気回復は、業種別、規模別に顕著に跛行的に進行した。

一九八三年の雇用情勢は八二年よりもさらにきびしい状況で推移したが、八三年上半期と下半期とでは相当に様相を異にした。有効

求人倍率は上半期には〇・五六で推移したが、後半には上昇しはじめ一〇～一二月には〇・六二へと上昇し、八四年一～三月には〇・六四へと上昇した。しかし、その改善は跛行的であった。電気・精密機械関連地域での改善が顕著であった反面、その他の地域、とくに消費関連産業の比重が大きい諸地域では、総じて有効求人倍率の改善の遅れや低迷が目立った。

財政政策　財政政策は八〇年以降公共支出の抑制基調で推移してきたが、八三年には一段とその方向が強化された。政府の一般会計の支出実績（名目）の対前年増加率は八〇年一二・一％、八一年六・三％、八二年五・九％であったが、八三年の補正予算の対前年実績増加率でみると三・二％に抑制された。一般会計中の公共事業関係費は前年よりも実に九・四％ほども減額された。

財政政策による景気対策は、当初は年度内公共事業の発注の三分の二近くを年度前半（四―九月）におこなうという「前倒し」によったが、雇用情勢の改善が顕著でなく、前年にひきつづいて、総計では約二兆円ほどの建設プロジェクトをふくむところの「総合経済対策」が閣議決定された。その主たる内訳は一・六八兆円の公共事業および電力会社への投資の「前倒し」要請〇・五兆円であった。しかし、八三会計年にそれらが実際にどの程度支出されたかは定かでない。また、たとえ支出されたとしても、それらの大部分はさきに述べた補正予算に計上されており、結局、八三年の財政政策は、公共事業支出も前年よりも大幅に抑制したことになる。

金融政策　八三年の金融政策は、前年にひきつづいて円安の進行の防止の必要性によって枠づけられた。しかし、信用供与についてはウインドウ・ガイダンスなどを通して増大がはかられた。通貨供給量（M_2＋CD）は、年平均で前年を七％ほど上回って推移した。一〇月になって八一年一二月以降はじめて公定歩合が五・五％から五・〇％へと〇・五ポイントほど引き下げられた。八三年には市中金利が前年よりも幾分下回り、年末にはかなり下降した。コール・レートは八二年なかばのピークには七・二％であったが、八四年四月末には六・〇％の水準に下降した。他方、本邦長期資本の流出が前年をさらに上回り、八三年には三二五億ドルの大台を記録した。

通商政策　八三年の貿易収支の黒字は前年の一八〇億ドルを大幅に上回る三一〇億ドルの大台を記録した。輸出額が八〇億ドル増加し、輸入額が石油価格の低迷で六〇億ドルも減少したことによる。対米と対ECの輸出がそれぞれ一八％、八・五％増加し、また、東南アジアや中近東への輸出もかなり増加した。輸出額の伸びは事務機械（対前年六四％増）、VTR（二二％）、半導体（三九％）でとくに大きかった。八三年の通商政策は自主規制の協定とその拡大、および国内市場の対外開放策の促進に追われた。二月には、ECとのあいだで、ビデオレコーダー、オートバイ、NC、MC、軽商用車、時計、フォークリフト、カラーテレビなどについての輸出量の「予測」についての協定をおこなった。また、アメリカとECとのあいだでVTRの輸出価格に関する協定もおこなわれた。一〇月にはアメリカとのあいだで特殊鋼の輸出数量、ステンレス・スチールの輸出にたいするアメリカの関税引き上げについての協定をおこなった。ECは、また、オーディオ・ディスク・プレイヤーの輸入関税を倍増して一九％に引き上げた。一一月には、乗用車の対米輸出数量の自主規制を八四年度にも延長し一八

五万台とすることが協定され、また、いくつかの西欧諸国やカナダとのあいだでも輸出量の「予測」についての交渉がおこなわれた。他方、国内市場の対外開放策のパケージを八三年一月、一〇月、八四年四月とつぎつぎに打ち出す必要性に迫られた。それらは、製造業製品や農産物への関税の廃止ないし削減、牛肉や果樹の輸入促進、公共部門の調達に関しての輸入の促進、輸入品の認証や流通システムの修正、特定製造業製品の輸入促進対策、通信衛星の購入や電気通信関連製品などハイ・テクノロジー分野の市場開放の促進対策などである。また、八三年には資本市場の自由化対策がより現実的な課題となった。これらにより、八三年には産業構造の「構造調整」への諸圧力がさらに一段と増大した。

2　職業安定行政と職業訓練行政

1　八三年の職業安定行政

八二年一二月三〇日、政府は八三年度の政府予算（案）を閣議決定した。八三年度の政府予算は、一般会計で五〇兆三七九六億円となった。しかし、このうち国債費と地方交付税交付金および八二年度決算補てん戻しをのぞくと、一般歳出予算は三二兆六一九五億円で前年度にくらべ約五億円の減額となったことになる。労働省予算は特別会計をふくむ全体で三兆九二六二億円となり、前年より五・二％の増加となった。八三年度職業安定行政主要予算は二兆二六九一・三億円となり、前年よりも四・九％の増加となった。対前年GNP比では〇・八六％となり、前年より〇・一ポイントの減となった。

職業安定行政予算の内訳を政策領域別にみると、「高齢化社会の進展に対応した雇用対策の推進」七六八・七五億円（対前年増一六三・八％）、「身心障害者等の特別の配慮を必要とする人々の職業生活を援助する施策の推進」一七三・七億円（対前年増三六・六％）、「雇用失業情勢に即応した雇用対策の推進」一一兆二九八四・八億円（対前年増三・九％）、「産業構造及び就業構造の変化等に対応する雇用政策の推進」一〇・一億円（対前年増一八・七％）、「勤労者のための福祉施設等の整備」四五一・七億円（対前年減一二・〇％）、「行政需要の増大変化に対応する体制の整備と充実」一一九・四億円（対前年減二・五％）のごとくとなった。前年にひきつづいて高齢者対策、身体障害者対策につき対前年伸び率がとくに大きかった。

主要政策領域別の政策項目を概観すると、高齢者対策のうちの「六〇歳定年制の一般化」については、行政指導の計画的推進、定年延長アドバイザーによる援助、賃金コスト等の計算サービスの実施、定年延長奨励金の活用（大企業三〇万円、中小企業四〇万円）、高年齢者雇用率達成指導の推進、高年齢者職場改善融資の拡大（融資枠五億円→七億円）をあげ、六〇歳代前半層対策については、高年齢者雇用確保助成金の活用（大企業三〇万円、中小企業四〇万

円)、シルバー人材センター(二〇〇団体→二二〇団体)、六〇歳代前半層雇用就業対策研究会(仮称)の設置をあげている。

心身障害者対策については、雇用率達成指導の強化のほか、職業相談体制の強化(専門官の配置)、第三セクター方式による重度障害者雇用企業と精神薄弱者能力開発センター(仮称)の育成、サリドマイド等による両上肢の障害者にたいする就職援助特別事業の推進、職業訓練大学校での「福祉工学科」の設置、総合リハビリテーション施設の設置計画の推進をあげている。

「雇用失業情勢に即応した雇用対策の推進」については、地域雇用開発推進事業実施地域の拡大(一〇地域→二〇地域)、不況業法、不況地域法の整理統合による雇用対策の拡充強化、離職前訓練を実施する特定不況業種事業主にたいする助成(新規)、再就職あっせんにより特定不況業種の労働者を受け入れる事業主にたいする助成(新規)、素材産業等業種別労使会議の開催などがあげられている。

「産業構造及び就業構造の変化等に対応する雇用政策の推進」では、パートタイマー対策の強化(パートバンクの増設六カ所、雇用労働相談員〈新規〉一六人の設置)、第三次産業業種別労務管理マニュアルの作成、民間機能の活用による雇用情報提供機能の充実強化、MEの雇用に及ぼす影響に関する調査研究をあげている。

2　高齢者対策と障害者対策

定年延長の動向

「雇用管理調査」によると、八三年には前年にひきつづいて定年制の延長がある程度まで進展した。雇用管理調査は一九六八年から実施されているが、常用労働者規模三〇人以上の民営企業を対象とする層化抽出法による調査である。回答企業のなかで「定年制あり」とした企業は、八三年には前年より一・八ポイント増加して八七・四%となった。男女一律の定年制を定めている企業の割合は前年より三・九ポイント増加して六九・三%となった。男女一律定年制を定める企業のうち、六〇歳以上の定年を定める企業の割合は前年より三・六ポイント増加して四九・四%となった。六〇歳以上の定年制を定める企業の割合は大企業と中堅企業、とくに中堅企業(規模三〇〇～九九九人)において、中小企業の場合に比して低い。しかし、第二次石油危機以降は、定年制の延長は漸次大企業と中堅企業とで進行し、中小企業で停滞している。八三年にもこの傾向がつづいた。

高齢者雇用率の推移

高年齢者の雇用状況については、七六年以降の高齢者雇用率制度のもとで、常用労働者数一〇〇人以上規模の企業について毎年六月一日現在における状況の調査がおこなわれている。八三年についてみると、層化抽出法による調査に回答した企業数は三万七四社で、雇用されている五五歳以上高齢常用労働者数は合計九六万七八〇人で、常用労働者数合

計一三四七万七三六五人中の七・一％――これを目標雇用率（法定により最低六・〇％となっている）と区別して実雇用率という――であった。実雇用率は前年の六・九％を〇・二ポイントほど上回った。八三年六月一日現在、法定高齢者雇用率の未達成企業の割合は四八・五％で前年より〇・三ポイント減少した。未達成企業の割合は大企業と中堅企業とで大きく、過半数を相当に上回るのであるが、八三年には、前年にひきつづき未達成企業の割合が大企業と中堅企業とでかなり顕著に減少し、中小企業ではその割合の減少が停滞した。

定年延長アドバイザー制度　労働省は前年に定年制延長を促進するための行政指導を一段と強化したが、八三年七月には、「定年延長アドバイザー制度」を発足させた。この制度は、定年延長を検討している企業にたいして、アドバイスをおこなう専門家を任命して定年延長の促進をはかろうとするもので、この制度の発足時には、人事・労務の実務家やコンサルタントなど一一七人がアドバイザーに任命された。都道府県毎の配置数は、東京都一四人、大阪府七人、愛知県五人、神奈川県四人、その他一～三人のごとくとなっている。

障害者雇用率の推移　身体障害者の雇用状況の中心的な指標は、身体障害者雇用促進法によって一人以上の身体障害者を雇用すべきとされている事業主（原則として常用労働者数六七人以上）から各年六月一日現在の身体障害者の雇用状況の報告を求めて把握されている。この制度における法定の最低目標雇用率は、現在、民間部門については、一・五〇％と定められている。

八三年六月一日現在の民間企業での実雇用率は、全体平均で一・二三％であり、法定目標雇用率を〇・二七ポイント下回っている。前年にくらべ〇・〇一ポイントほど上昇してはいるが、法定雇用率にむけての歩みは八三年には停滞したといわねばならない。雇用率未達成企業の割合は前年よりも〇・三ポイントほど増加して四六・五％となった。未達成企業の割合は大企業ほど多いが、八三年には一〇〇〇人以上規模の企業で一・八ポイント減少して七六・八％となったのにたいし、他の規模の企業では、軒なみに未達成企業の割合が増大した。

3　公共職安と職業訓練

臨調と職安行政　臨時行政調査会は、八三年三月までの二年間に五次にわたる答申をおこなったが、労働省関係の主要指摘事項は、①内部部局の再編合理化、②特殊法人等の整理合理化、③地方支分局の整理合理化、④地方事務官制度の廃止及び都道府県労働局の設置、⑤許認可等の整理合理化、であった。職安行政については、二点が注目される。第一は、「労働省の公共職業安定所及びその出張所（約六〇〇箇所）については、労働市場の変化を踏まえ、失業者状況に配慮しつつ再編を進め約六〇箇所整理する」というもので、第二は、職業安定関係の地方事務官制度については、その業務を都道府県がおこなうものと、国がおこなうものとに区分けして、その制度を廃止するというものである。なお、雇用

保険事業と職業紹介事業と職業指導事業とは、国の事務として処理されるべきものであるとした労働省の主張は、臨調答申におおむね反映している。

雇用保険法の改正

八四年七月六日、雇用保険法改正案が参議院本会議で可決、成立した。改正案の内容の第一は、給付額の算定方法の変更である。これについては、①従来は離職前六カ月に支払われた給与の総額をもとに給付日額の算定がなされていたが、その算定基礎からボーナスを除外すること、②これによる水準低下を防ぐため日額を現行の最低二四一〇円～最高六六七〇円から最低二五七〇円～最高七三三〇円に引き上げるとともに、六割以上給付の範囲を従来の一等級～一三等級から一等級～二二等級に広げることが定められた。第二は、給付日数の変更である。従来は、年齢に応じて一律に四段階区分としていたが、改正後は被保険者期間（勤続年数）の長短を加味し三段階に区分する。このため短期の勤続者は一部、給付日数が削減となる。ただし、特例により、身障者や特定不況業種、地域の離職者のほか、倒産による失職や船員から陸上勤務に移ったことによる離職者については、従来どおりとすることが定められた。第三は「再就職手当」の創設である。給付日数を半分以上残して再就職した場合は、基本手当の三〇～一二〇日分を支給して早期再就職を促進するという定めとなった。第四は、自己都合離職者にたいする給付制限期間の強化である。この場合、給付制限期間を従来の一カ月から三カ月に延長することが主たる変更である。第五は、高年齢者の取り扱いの変更である。これは、①六五歳以上で離職した者には原則として基本手当を支給せず、被保険者期間に応じて五〇～一五〇日分の「高年齢求職者給付金」を一時金のかたちで支払う、②六五歳以上で新たに雇用されても被保険者になれない、③ただし、常雇に近い場合は本人が希望すれば、公共職業安定所長の認可を受けて一回に限り保険加入を認め、離職時に一律基本手当の五〇日分の一時金を支給する、④また、六五歳定年で退職、失業した者には、従来どおり一時金でなく基本手当を支給する、⑤これにともない、従来六〇歳以上の高齢者は保険料が免除されていたが、これを六四歳以上に変更するなどを内容とするものである。国会審議の過程では、政府改正案にたいして種々な点で野党の批判がおこなわれたが、結局、高齢者の取り扱いなどの点で相当な修正をおこなったうえで、公明や民社が改正を認め、雇用保険法の改正が成立した。

労働者派遣事業問題調査会の報告

八四年二月一五日、労働者派遣事業問題調査会（会長、石川吉右衛門東大名誉教授）が労働省職業安定局長宛に報告書を提出した。この報告書は、労働者派遣事業につき、対象分野の限定などによる社会的ルールの設定の必要性を述べた。労働側委員の一部からは留保の意見書が提出された。労働省は、報告書の提出を受け今後の対応策のあり方について検討中であるが、新たなルールを設けて労働者派遣事業を認めていく方向で、立法措置を講じる必要があると判断しており、中央職業安定審議会での審議を経て、関係法案を提出することにした（詳細は本年鑑「特集」の箇所を参照されたい）。

不況業種・地域雇用安定法

八三年五月一七日、特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法が法律第三九号として公布され、七月一日から施行された。この法律は、従前の特定不況業種離職者臨時措置法

（業種法）および特定不況地域離職者臨時措置法（地域法）が八三年六月三〇日に有効期限が切れることから、それらを整理統合し、また、再編して新たに業種・地域雇用安定法を制定することとしたものである。この法律による新規の施策は、つぎのごとくとされている（条文の詳細は八四年度年鑑を参照）。

①特定不況業種および特定不況地域の機動的な指定および指定期間の設定

②下請中小企業における雇用調整の実態に即した離職者対策の実施

③構造不況業種における過剰労働者についての失業期間の短縮等のための雇用調整助成金制度の充実

右の法律制定の背景については、つぎのように考えられよう。

不況業種・地域雇用安定法の前身である「業種法」と「地域法」は、それぞれ一九七七年と七八年に制定されたが、当時は第一次石油危機を契機とした経済成長率の低下、景気の停滞、発展途上国の追上げ等の理由で、造船、繊維、平電炉といった構造不況業種問題が表面化し、これらの業種から一時に多数の離職者の発生が予想された。実際、これらの業種が集積している地域では、雇用失業情勢が悪化し、特定不況地域平均の常用有効求人倍率が〇・三倍台で低迷（全国平均〇・五八～〇・六三倍）するという状況であった。業種法および地域法による雇用対策は、八三年二月までの実績についてみると、認定再就職援助計画六八〇〇件、離職者手帳の発給一〇万五七七〇件（以上業種法関係）、雇用保険個別延長給付の受給月平均五〇八四人（地域法関係）となっており、また以上のほか、雇用調整助成金制度による失業の予防や職業訓練等による再就職の促進などがはかられた。

しかし、第二次石油危機を経て低成長経済の定着が背景となって、従来の不況業種の一部、たとえば造船などでは雇用情勢の改善がみられ、また一部の地域で情勢が好転したものの、従来からの構造不況業種である電炉製鋼業、アルミ、合板等の業種ではひきつづき産業調整と雇用調整問題が表面化しつづけ、また、新たに石油化学等の素材産業で構造不況の状況が生じ、実際それらの構造不況業種が集積する地域では、常用有効求人倍率で再び〇・三％台の低迷がつづくという状況となった。このような状況にたいし、従前の二法には、施行上機動的な運営が困難であること、失業の予防措置を強力に展開しがたいこと、地域雇用開発の促進策が困難であること、などの諸点で限界が意識されてきた。以上のような事情が新法の背景となった、と思われる。

雇用問題政策会議のME化についての見解

八三年四月二五日、労働大臣の私的諮問機関である雇用問題政策会議（座長有沢広巳東大名誉教授）は、「雇用問題における マイクロエレクトロニクス化への対応のあり方について」懇談の結果をまとめ、坂本労相に提出した。同会議は八二年以降、ME化を中心とした技術革新と雇用問題について懇談を重ねてきたが、今回の報告は、「基本的視点」「ME化への対応の原則」「原則にもとづく具体的対応のあり方」の三つの部分よりなっている。「基本的視点」についての主たる主張は、(1)「ME化は経済社会の発展をもたらす大きな可能性を持つものであり、経済社会の進歩、労働者の福祉や国民生活の向上に寄与するよう活用すべきで、これにより生ずる好ましくない影響をできる限り克服しつつ、その利点を最大

限に活用していく」べきであること、(2)「ME化は省力効果と同時に雇用需要を生み出す側面を持ち、経済の持続的成長と相まって、経済社会全体の活性化を通じて雇用の場の拡大に寄与するようにしていくことが重要である」こと、(3)「ME化は中小企業でも進んでおり、そこでの雇用の安定、人材の確保を図っていくことが重要である」こと、などである。「ME化への対応の原則」と「原則に基づく具体的対応のあり方」については、全文を引用しておく。

【ME化への対応の原則】(「雇用問題におけるマイクロエレクトロニクス化への対応の在り方について」、昭和五九年四月二五日付、雇用問題政策会議よりの労働大臣坂本三十次氏宛の文書よりの抜粋)

〔原則1〕失業者を発生させることのないよう、雇用の安定、拡大に努めること。

(1)ME化に当っては、我が国の雇用慣行を維持しつつ雇用の安定を確保することを基本として対応することが肝要である。

(2)中高年齢者、身体障害者等適応が比較的困難な労働者については、これらの労働者に適したME機器の開発と職務設計の改善により職域の拡大に努めるとともに、必要かつ十分な教育訓練を実施することが必要である。

また、女子労働者については、ME化がその職域拡大につながり、能力が十分発揮されるよう努めることが必要である。

(3)ソフトウエア部門の急速な拡大等ME化の雇用誘発効果を活用して雇用機会の拡大を図るとともに、必要な要員の確保、育成に努めることが重要である。

(4)今後一層の進展が予想されるOA化に伴う事務部門の雇用への影響については、その動向の把握に努め、適切な対応を図っていくことが必要である。

(5)ME化に伴う労働力需要の変化に即応し、雇用職業情報の積極的な提供や職業紹介機能の強化等を図り、労働力需給のミスマッチの解消に努めることが重要である。

(6)ME化に伴う就業形態の多様化に対応し、派遣的就業等の新たな就業形態についてはその動向の把握に努め、適切な対応を図っていくことが必要である。

〔原則2〕労働者の不適応をもたらすことのないよう、労働能力の向上に努めること。

(1)ME技術は今後社会生活の中で基本的な技術体系として定着していくことに対応して、学校教育、社会教育において、関連の教育内容を充実することが重要である。

(2)ME化に伴って生ずる新たな技能・技能体系に即応した労働者の生涯にわたる段階的体系的なキャリア形成に対応して、企業内外の教育訓練の体制を確立することが必要である。

(3)労働者がME機器の導入やそれに伴う配置転換に円滑に対応できるよう、企業内の教育訓練を充実し、実施するとともに、特に、中小企業においては教育訓練が必ずしも十分に行われてはいないことにかんがみ、中小企業の教育訓練の充実を図ることが必要である。

(4)労働能力の向上については労働者自身の自己啓発が肝要である。このため、その環境を整備し、労働者の自助努力を奨励することが必要である。

〔原則3〕労働災害の発生、労働条件の低下をもたらすことのないよう、労働者福祉の向上に努めること

(1)労働者福祉の向上、雇用の維持拡大という観点から、ME化による労働生産性向上の成果が労働条件の向上、特に労働時間の短縮に積極的に配分されることが要請される。

(2)我が国の雇用慣行の基本を維持しつつ、ME化に伴う職務の構成、内容等の変化に対応して賃金制度等を含む人事労務管理の整備を図ることが必要である。

(3)産業用ロボット等ME機器自体の安全性の向上及びME機器の使用時における作業の安全の確保を図るとともに、人間に代わって危険有害作業を行うロボット等の開発を促進することが重要である。

(5)監視労働の増加、交替制勤務の導入等労働内容、職場環境の変化に伴う労働者の心身の健康への影響について検討を行い、適切な対応を図っていくことが必要である。

〔原則4〕労使間の意思疎通が十分図られるよう、産業、企業、職場レベルでの具体的な問題に関する協議システムの確立に努めること。また、ナショナルレベルでも政労使間の意思疎通の促進に努めること

(1)我が国の労使はME化に当って多大な努力を払ってきたが、ME化の本格化に伴い、今後とも、産業、企業、職場レベルでの労使間における協議システムの確立に努めることが肝要である。

(2)企業、職場レベルにおいては、雇用の安定、労働条件の確保、教育訓練の実施、労働災害の防止等具体的な問題に関する意思疎通を常に図っていくとともに、特に、中小企業においては労使間の意思疎通が必ずしも十分に行われているとはいえないことにかんがみ、その促進に努めることが必要である。

(4)ナショナルレベルにおいては、政労使の間で意思疎通を図り、雇用の問題のみならず成果の社会への還元等ME化に関する諸問題についてコンセンサスの形成に努めることが重要である。

〔原則5〕国際経済社会の発展に寄与するよう、国際的視野に立った対応に努めること。

(1)我が国が、市場開放の一層の促進、国際分業体制の確立等国際経済の活性化に積極的な役割を果たしていくため、ME化への対応についても上記の五原則に沿って先進諸国間における国際的コンセンサスづくりに努めることが肝要である。このため、国際シンポジウムの開催、国際会議の場の利用等を通じて我が国が積極的な役割を果たすように努めることが重要である。

(2)開発途上国に対しては、我が国のME化に関する経験を積極的に提供するとともに、人材面における技術移転に努める等の協力も含め、これらの国が直面している労働問題等の実情も考慮して技術協力を進めていくことが重要である。

公共職業訓練の実施状況

八四年四月一日現在、予算上の数字ではあるが、公共職業訓練の施設数は合計三八八校で、その内訳は都道府県立職業訓練施設二七五校、国立職業訓練施設（雇用促進事業）九七校、国立身体障害者職業訓練校一二校、職業訓練大学校一校、市町村立職業訓練校三校となっている。同じく八三年四月一日現在の訓練生定員数は、養成訓練生三万九三九五人、能力再開発訓練生八万一八八四人、成人職業訓練生二〇万九四〇人、指導員訓練生一〇八〇人、身体障害者訓練生二六三〇人で、合計では三二万五九二九人となり、前年よりも一万七二一九人（前年比増五・六％）ほど増加している。成人職業訓練生定員

数は前年より微増し、成人職業訓練生と能力再開発訓練の訓練生定員数を合計すれば二八万二八二四人となり、前年よりも一万九九二四人（〇・七六％）ほど増加した。なお、八三年には生涯職業訓練促進給付金の支給対象となる事業内訓練計画の提出件数が、約三〇〇〇件に達した。

3　労働力需給と雇用政策の展望

一九八四年の雇用見通し

労働省は八四年四月一日、八四年の「年次雇用計画」（昭和五九年度の雇用の見通しと職業安定行政の重点施策）を発表し、各都道府県知事あて通達した。この文書では経済情勢については、日本経済は長期にわたって景気の低迷を続けていたが、昭和五八年度に入りアメリカを中心とする世界景気の回復、在庫調整の終了等を背景として輸出および生産が増加するなど景気の回復にむかったとし、景気動向はなお業種別、地域別に跛行性がみられるものの着実な回復を示しているとし、また、八四年度については、政府は内外経済環境の好転が見込まれるなかで、国内民間需要を中心とした景気の持続的拡大をはかるとともに、雇用の安定をはかることなどを基本方針として経済運営を進めることとしていると述べ、こうした経済運営を通して、八四年度の日本経済は、実質経済成長率で四・一％程度の、着実な拡大を示すものと見込まれる、としている。

労働力需給については、景気の拡大効果と政策努力とが相まって八四年度は、求人が堅調な増加をつづける一方、八〇年以降増加していた求職者は減少に転じ、有効求人倍率は〇・六八倍程度（八三年度は〇・六一倍）へと上昇するものと見込まれる。完全失業者数については、「年度を通じて緩やかに減少するものと見込まれる」としている。なお、例年、この「年次計画」で見込んでいる就業人口の増、労働力人口の増、完全失業率については、八四年度について示されていない。八四年一月一九日の閣議で了解した政府の「昭和五九年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」によれば、実質経済成長率を同じく四・一％とみて、就業人口の増加は、前年より七五万程度の増加、労働力人口は八〇万人程度の増加とみている。このことは完全失業者数は、八三年度より約五万人減の一五〇万人（完全失業率二・五％）ほどが見込まれていることを意味する。

一九八四年職業安定政策

八四年一月二五日、政府は八四年度の政府予算（案）を閣議決定した。八四年度の政府予算は、一般会計で五〇兆六二七二億円となった。ただし、このうち国債費と地方交付税交付金をのぞいた一般歳出予算は、約三二兆五八五七億円であり、前年度にくらべ二四七六億円の増、すなわち、〇・五％の増という低い伸び率となった。労働省予算は特別会計をふくむ全体で四兆九二四・六億円で、前年度にくらべ約一・七億円の増額となった。しかし、これは労災勘定や雇用勘定の伸びによるものであり、一般施策を実施するための一般会計では、前年より四八億円の減額、すなわち約一％強の減額となった。八四年度職業安定行政関係予算は二兆七八五四・六億円で、前年の

二兆六六九一・三億円よりも五・一％ほどの増加となった。

職業安定行政関係予算の内訳を政策領域別にみると、「高齢化社会の進展に対応する雇用対策」八二二・二七億円（対前年増七・〇％）、「障害者等特別の配慮を必要とする人々に対する施策」一三五八・二七億円（対前年増〇・三％）、「雇用失業情勢に即応した雇用対策」一兆三九〇六・七七億円（対前年増七・〇％）、「産業構造・就業構造の変化に対応した雇用対策」九・〇一億円（対前年増五二・九％）のごとくとなった。

政策領域別の主要政策項目を概観すると、「高齢化社会の進展に対応する雇用対策」のうちの「六〇歳定年の一般化」については、取り組みの遅れている企業にたいする行政指導の推進（雇用指導官の増員）、定年延長アドバイザーおよび賃・退職金コスト計算サービスの活用、定年延長奨励金の活用、高年齢者職場改善資金融資の拡大（融資枠、七億円→一〇億円）をあげ、「六〇歳代前半の雇用就業対策の総合的整備」については、高年齢者雇用確保助成金の充実、この助成金への短時間勤務労働者分の追加（一人当たり年額、中小企業二〇万円、大企業一五万円）、定年退職者等雇用促進助成金（仮称）の創設（普通勤務分、一人当たり、中小企業四〇万円、大企業三〇万円、短時間勤務分、一人当たり、中小企業二〇万円、大企業一五万円）、高齢短時間労働者雇用助成（仮称）の創設（一人当たり、中小企業二〇万円、大企業一五万円）、シルバー人材センターの拡充（二二〇団体→二三五団体）、六〇歳代前半層の雇用就業対策の総合的整備に関する調査研究の推進をあげている。

「障害者等特別の配慮を必要とする人々に対する施策」のうち、「雇用機会を確保するための対策」については、身体障害者雇用率達成指導の強化（雇用指導官〈一般〉の増員）、就職促進指導官および職業相談員の増員、身体障害者雇用促進協会の強化、視聴覚障害者担当の障害者雇用専門官の増員をあげ、「重度障害者、精神薄弱者等障害の程度、種類に応じた対策の強化」については、第三セクター方式による重度障害者雇用企業や精神薄弱者能力開発センターの育成（五県）、重度障害者雇用企業設置促進制度（仮称）の創設（融資枠六億円）、視覚障害者朗読サービス助成制度の創設等による視覚障害者対策の強化、サリドマイド等による両上肢障害者にたいする就職援助特別事業の実施、精神薄弱者の雇用・訓練に関する実証的研究の推進をあげ、また、「総合リハビリテーション施設の設置推進等」については、実施設計および敷地調査（一所）をあげている。

「雇用失業情勢に即応した雇用対策」については、不況業種・地域雇用安定法にもとづく業種・地域の機動的指定、雇用調整助成金の活用による失業の予防、特定求職者雇用開発助成金の支給（一般、賃金助成率四分の一—中小企業三分の一、重度障害者等、賃金助成率三分の一—中小企業二分の一）、再就職促進講習給付金（仮称）の創設および再就職促進講習委託費の支給（受講者〈日額〉八三〇円、事業主団体〈受講一人につき日額〉六八〇円）、雇用職業情報の充実強化、労働の需給結合の促進、雇用保険制度の適正な運営をあげている。

「産業構造・就業構造の変化に対応した雇用対策」については、「MEを中心とした技術革新の雇用に及ぼす影響への対応」につき、雇用問題政策会議における政策提言のとりまとめと部門別雇用安定労使会議に（仮称）における関係者の意思疎通の促進、MEと雇用

関する国際シンポジウムの開催（八五年度開催への準備）、技術革新関連技術者の職業紹介の充実（産業雇用情報官の増員、五人）などをあげ、「第三次産業の増大に対応した雇用・就業対策の推進」につき、サービス業等労務管理マニュアルの作成・普及などをあげ、「パートタイム労働に関する雇用対策」につき、パートタイム雇用管理改善手引書の作成と労務管理講習会の実施、パートバンクの増設（二二所→二七所）などをあげ、「地域における雇用開発の推進につき、地域雇用開発推進会議の設置（二〇地域→三〇地域）、地域雇用奨励金の増額（月額、二・八万円→二・九万円）、第五次雇用対策基本計画にもとづく都道府県別の雇用計画の策定などをあげている。

第五次雇用対策基本計画の概要　八三年一〇月一四日、政府は八三年から九〇年までの八年間を対象期間とする「第五次雇用対策基本計画」を閣議決定した。この「基本計画」は、「一九八〇年代経済社会の展望と指針」（実質経済成長率四％程度、CPI上昇率三％程度、九〇年完全失業率二％程度）との関連で作成された。この計画では、雇用対策の基本的課題については、「今後に予想される急速な高齢化、産業構造の転換等に的確に対応するため労働力需給のミスマッチの解消を図り、質量全面にわたる完全雇用の達成と活力ある経済社会の形成を目指すこと」にあるとし、また、九〇年の完全失業率の水準二％程度を目安として、できるだけ低くするよう努め、世帯主についてはとくに低い水準にとどめることにする、としている。

労働力需給の動向については、まず供給について、①労働力人口は、過去一〇年間とほぼ同程度の伸び（年率〇・九％）により九〇年の規模を六二三〇万人程度と見込んでいる。また、②五〇代後半以上の高齢者の割合が九〇年には労働力人口中の五分の一に達し、八〇年代後半には六〇代前半層の増加が加速するとし、さらに③女子の労働力率の上昇、④就業者の高学歴化の進行を見込んでいる。労働力需要については、①適切な経済運営を前提とすれば労働力供給の伸びに対応した伸びが見込まれる、②素材関連業種の一部で減少する一方、サービス業などで拡大し、九〇年には就業人口中の第三次産業の比重が六〇％程度に達する、③技術革新の影響への対応が重要化する、としている。労働力の需給バランスについては、需給ミスマッチが年齢階層間、産業・職業間や地域間など多様な分野で生じる可能性もあり、安定対策が重要である、としている。

「雇用対策に関する基本的事項」の概要はつぎのごとくである。

1　雇用の維持・拡大

(1)安定的な経済運営

適切かつ機動的な経済運営を実施し、適度の経済成長を維持することによって雇用の安定を確保するよう努める。

(2)景気変動に対応した雇用対策の実施

景気後退期に失業の発生を予防し、離職者の早期再就職を促進するため、企業の雇用維持努力に対する援助措置の活用、能力再開発訓練の機動的実施、雇用援護の適切な運営等による弾力的対応を図る。

(3)労働時間の改善

労働時間の短縮等その改善が雇用の維持、確保の面で意義を有することも踏まえて、そのいっそうの推進を図る。

2　労働力需給の円滑な調整

(1)公共職業安定機関が中核となって、教育・訓練機関、民営職業紹介事業との連携をとりつつ職業紹介の機能を強化する。
(2)労働市場センターを中心とした総合的雇用情報システムの開発を図り、求人、求職に関する情報および地域別、職業別等の労働市場、賃金等に関する情報を整えることにより、労働力需給に関する情報機能の中枢としての充実を図る。
(3)経済変動、労働力需給の構造的変化の下で雇用援護のための各種給付金制度が効果的に活用されるよう、その体系、内容等の整備を図るとともに、機動的、弾力的な運用に配慮する。

3　産業構造の変化、技術革新の進展等への対応

(1)不況業種、不況地域問題への対応
構造不況業種、不況地域の指定を機動的に行うとともに、事業転換に当たっての企業の雇用安定努力に対する援助、離職前の能力再開発の実施、離職者の再就職の促進等の対策を推進する。
(2)新しい技術革新への対応
技術革新と雇用に関する実態、展望についての調査研究、企業内外における能力開発体制の整備、職種転換や能力開発、職務設計の方法についての情報の提供および相談、指導等の対策を推進するとともに高年齢者等の職域増大に資するよう努める。
(3)サービス経済化等産業・就業構造の変化への対応
①第三次産業において、発展の見込まれる分野を把握し、情報提供と職業紹介等を積極的に進める。また、各種の資格制度や教育訓練機会を活用し、労働者の職業能力の向上を図るとともに、労働条件や雇用労務管理面の改善について企業の努力を促進する。
②適正な労働条件の確保、雇用労務管理の改善、職業紹介・職業相談体制の充実等総合的なパートタイム労働対策を推進する。

4　本格的な高齢化への対応
①昭和六〇年六〇歳定年が一般化するよう、定年延長への対応の遅れた企業にたいする指導の強化、企業の実情に即した相談援助措置の充実等により定年延長を引続き積極的に推進する。六〇歳代前半層について、定年延長、再雇用、勤務延長等による雇用延長の普及促進を図る。
②生涯訓練の理念に立った事業内教育訓練の振興に努めるとともに、公共職業訓練においては高齢者向け訓練の拡充に努める。
③六〇歳を超えると就業志向も多様化してくることにたいして、高年齢者に適した短時間就労の職種の開発に努めるとともに、雇用奨励策、ワークシェアリングについて検討を行う。
④本格的な職業生活からの引退過程にある者の短期的、補助的な就業希望に対応するため、シルバー人材センターを育成、強化する。

5　女子労働者の増加への対応
①女子のライフサイクルを踏まえ広範な就業機会の確保、就業相談の実施等を図るとともに、育児休業制度の普及、およびこれに関する法的整備をすすめる。
②雇用における男女の機会の均等と待遇の平等を確保するため法的整備をすすめる。

6　新規学卒者の雇用対策と高学歴化への対応（略）

7　特別な配慮を必要とする人たちへの対策の充実
①心身障害者については、身体障害者雇用率達成指導の強化、

職業紹介体制の充実、職業能力の開発向上等により雇用の場の確保を図るとともに、とくに就職が困難な重度障害者や精神薄弱者に重点を置いてきめこまかな対策を展開する。

②地域改善対策対象地域住民の雇用問題については、就職差別の解消および中高年齢層の職業の安定化に重点を置いて対策を推進する。

8　能力開発の充実（略）

9　地域における雇用の安定（略）

10　国際化への対応（略）

11　行政体制の整備（略）

六〇歳代前半層雇用対策研究会中間報告

六〇歳代前半層の雇用対策については、かつて雇用審議会が八二年八月に具体策についての研究の場を設けるべきである旨の答申をおこなったが、これを受けて労働省は八三年六月に六〇歳代前半層雇用対策研究会（座長、氏原正治郎雇用職業総合研究所長）を発足させた。同研究会は八四年五月に「中間報告」―六五歳までの雇用延長の推進―をとりまとめた。その概要はつぎのごとくである。

(1)六〇歳代前半層の雇用の確保はきわめて重要である。……今後、二一世紀初めにかけて高齢者の人口がいちじるしく増大する一方、労働力人口はしだいにその増加が小さくなるなかで高齢労働力の割合が増加していくものと見込まれるが、これらにより企業や経済社会の活力が失われることとならないためには、六〇歳代前半層における高齢者の能力の維持、向上が図られつつ、それが有効に発揮されることが必要である。

(2)六〇歳代前半層の雇用確保のためには同一企業あるいは同一企業グループ内における六五歳程度までの雇用延長がもっとも望ましい。……高齢化の進展により定年後の転職、再就職はいっそう困難になる恐れがあることを考えると、六〇歳代前半層の雇用の確保を図るためには、同一企業あるいは同一企業グループ内における六五歳程度までの雇用延長がもっとも望ましい。

(3)雇用延長は定年延長、再雇用、勤務延長、高齢者会社における雇用、短時間勤務制度の導入等多様な雇用形態により推進することが必要である。……六〇歳を超える年齢層においては、健康、体力、家計維持の手段等について個人差が大きくなり、フルタイム雇用を希望する者のほかに、半日勤務や一日おきの勤務等の短時間勤務を希望する者が増大するなど就業ニーズが多様化することから、六〇歳までのように一律に定年延長により雇用を確保することには無理があると考えられる。

(4)六〇歳を超える雇用延長を推進するためには、高齢化に対応した技術開発と職務再設計・職域拡大・能力開発等の課題について適切な対応策を講じていくことが必要である。……高齢者の職務遂行能力については、従来からややもすれば過小評価されているきらいがあるが、六〇歳を超えてもそれまでと同じ仕事をつづけるかぎり職務遂行能力はかなりの程度維持されると考えられるので、高齢者の能力の正統な評価およびその有効活用についていっそうの啓発に努める必要がある。

(5)政府のみならず、産業界および労働界が挙げて雇用延長の推進に向けて真剣な取り組みを重ねることを強く期待する。……残念ながら現在のところ当事者である労使においても問題の重要性につい

て、認識は必ずしも十分でないのが実情である。

【参考資料】 (1)労働省「第五次雇用対策基本計画」、(2)労働省職業安定局「昭和五九年の雇用の見透しと職業安定行政の重点施策—年次計画」、(3)同省同局編「職業安定広報」一九八三年各号、(4)労働省広報室『労働時報』一九八三年各号、(5)労働省「昭和五八年度労働経済の分析」(労働白書)、(6)日本労働協会『週刊労働ニュース』一九八三年各号、(7)日本銀行調査統計局「経済統計月報」一九八四年六月、(8)経済企画庁「国民所得統計」一九八三年、(9) OECD, Economic Surveys (1983—84), Japan, Jaly 1984

III 賃金政策

概要□人事院の公務員給与勧告──人事院勧告／閣議決定と給与法改正／最低賃金の運用状況──三公社四現業の賃金

概要

一、賃金政策の枠組みに変化はなかったが、政府が人事院勧告を前年の見送りにつづいて三分の一に圧縮したため、この制度自体をめぐる論議もおこった。

一、人事院は、一九八三年八月五日、六・四七％の給与改善を勧告した。政府は、これにたいし平均二％の改善を実施した。

一、地域別最低賃金については、審議過程における対立が目立っているが、八三年度は中央最低賃金審議会で公益委員が、全国一律に三・二％の引き上げを目安として示した。都道府県レベルでは、おおむねこれに準拠した改定の答申があり、東京都をのぞき一〇月ごろ発効した。

1　人事院の公務員給与勧告

人事院勧告

人事院は、一九八三年八月五日、給与法にもとづき国会と内閣にたいして、一般職の職員の給与について報告と勧告を提出した。報告においては、八二年の勧告が実施されなかったため、国家公務員約五〇万人の給与は一年前と実質的に同一であること、行政職の公務員とこれに見合う民間従業員との比較で、民間が一万五二三〇円（六・四七％）公務員を上回ること、その他勧告の基礎について説明している。報告はさらに、前年の勧告が実施されなかったことを「深く憂慮」し、人事院勧告の制度が公務員の労働基本権制約についての代償措置として名実ともに定着してきたもので、安定した労使関係、志気と能率の維持のためにも不可欠であるとし、勧告のすみやかな実施を「強く要請」した。

報告は、また別記として「人事行政改善の諸施策」を付加している。これは一九八〇年以来、諸情勢の変化に対応し、公正・能率的な公務の運営をおこなうため、人事院が検討している人事行政の全般的な刷新の方向を示すもので、今後、具体化することを予告している。これによれば、公務員試験、昇進、給与表の変更、研修、休暇など、広範囲の改革が予定されていることとなる。

勧告の内容は、俸給表の改定、諸手当の改善よりなり、これを八三年四月一日から実施すべきものとしている。給与改善は全体として六・四七％引き上げ官民較差を解消しようとするものである。官民較差の改善の内容は第104表のとおりである。

第104表　官民較差と改善の内訳

項目	区分＼年	1982年 額(円)	1982年 率(%)	1983年 額(円)	1983年 率(%)
官民較差	較差	8,791	3.76	14,402	6.12
	つみ残し	1,924	0.82	828	0.35
	計	10,715	4.58	15,230	6.47
俸給表改定		9,090	3.89	12,928	5.49
諸手当改善	扶養手当	889	0.38	1,263	0.54
	住居手当	23	0.01	26	0.01
	通勤手当	170	0.07	277	0.12
	計	1,082	0.46	1,566	0.67
はね返り等		543	0.23	736	0.31
合計		10,715	4.58	15,230	6.47

(1)　俸給表の改善

俸給表の改訂により、一万二九二八円、五・四九％分が引き上げる内容である。改善の代表例を示せば第105表のとおりであった。俸給表では、生活余裕度の少ない世帯形成時以降の中堅職員層に重点をおいたと説明されているが、具体的には、二〇歳代後半（七等級五号俸）から三〇歳代（五等級九号俸）のあいだの引上げ率が相対

的に高く六・六～六・七％となっている。初任給については、労働市場の需給状況を反映したものとなっているが、前年上昇率が相対的に高く、八三年は在籍者並みの上昇率が民間における状況であった。そこで前年の勧告がおこなわれなかったことから、勧告では、行政職㈠高校卒初級試験採用者（八等級三号俸）で六・六％、大学卒上級乙種試験採用者（七等級一号俸）で六・六％で、俸給表の平均引き上げ率六・四％を上回っている。行政職俸給表㈠以外では、これとのバランスや民間職種別給与の実態等を考慮して、全俸給表、全等級の改訂を勧告している。

なお、指定職については、ここ数年民間役員給与と見合った改訂がおこなわれず、格差は三二％に及んでいるが、諸般の事情を考慮して行政職と同程度の改善にとどめた。

第105表　人事院勧告による改善例（行政職㈠）

(1)　初任給代表例（調整手当非支給地の場合）（単位：円）

試験・職種等の区分	現行俸給月額	勧告俸給月額	改善額
上級（甲）（大学卒）	106,900	114,000	7,100
上級（乙）（大学卒）	101,900	108,600	6,700
中級（短大卒）	91,500	97,500	6,000
初級（高校卒）	85,900	91,600	5,700

〔備考〕　特定の都市等に勤務する職員には，上記のほかに，俸給等の一定割合の額の調整手当が支給される。その支給割合は，東京都区部等の場合で9％。

(2)　俸給月額の増加例

職名	等級・号俸	現行俸給月額（円）	勧告による俸給月額（円）	増加率（％）
係員	8―7	98,200	104,700	6.6
	7―3	112,600	120,000	6.6
	6―10	171,800	183,300	6.7
係長	5―10	199,700	212,900	6.6
課長補佐	4―10	233,800	248,700	6.4
総括課長補佐	3―12	286,600	304,600	6.3
課長	2―11	327,200	347,700	6.3
部長	1―6	359,000	381,500	6.3

(2)　諸手当の改善

「給与勧告についての説明」によれば以下のとおりである。

一　扶養手当について、民間におけるこの種の手当の支給状況等を考慮して、支給月額を次のとおり引き上げることとした。

配偶者　一三、〇〇〇円（現行一二、〇〇〇円）

配偶者以外の扶養親族のうち二人

各　四、五〇〇円（現行　三、五〇〇円）

ただし、配偶者のない職員の場合には、

扶養親族のうち一人は

九、〇〇〇円（現行　八、〇〇〇円）

なお、その他の扶養親族については現行のままとした。

二　通勤手当について、民間における支給状況及び職員の通勤の実態を考慮して、支給月額を次のとおり改定することとした。

ア　交通機関等利用者の場合

運賃等相当額の全額支給の限度額を一九、〇〇〇円（現行一七、〇〇〇円）に、二分の一加算の限度額を三、五〇〇円（現行二、五〇〇円）に引き上げることとした。これに伴い最高支給限度額は二二、五〇〇円（現行一九、五〇〇円）となる。

イ　交通用具使用者の場合

片道五キロメートル以上一〇キロメートル未満について、二、七〇〇円（現行二、二〇〇円）に引き上げる。通勤不便者の場合（略）。

三　借家・借間居住者に対する住居手当について、民間における支給額の状況等を考慮して、家賃、間代と九、〇〇〇円（控除額）との差額が全額支給限度額（七、五〇〇円―据え置き）を超える場合の二分の一加算の限度額を七、五〇〇円（現行六、五〇〇円）に引き上げることとした。これに伴い最高支給限度額は一五、〇〇〇円（現行一四、〇〇〇円）となる。

なお、持家居住者に対する手当については、現行どおりとした。

四　医療職俸給表㈠の適用を受ける医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、民間医師の給与との均衡等を考慮して、支給月額の最高限度を二二〇、〇〇〇円（現行二〇五、〇〇〇円）とすることとする。（以下略）。また、これとの均衡上、いわゆる医系教官等に対する同手当の支給月額の限度を四一、五〇〇円（現行三九、五〇〇円）に引き上げることとした。

五　期末・勤勉手当については、昨年五月から本年四月までの間の民間における賞与等特別給の支給実績を調査した結果、現行の年間支給割合（四・九月分）と均衡がとれているので、現行のままとした。

なお、その支給日については民間における特別給の支給日の状況を考慮して、これを変更することとし、昭和五九年度から六月期にあっては三〇日（現行一五日）、一二月期にあっては一〇日（現行五日）とすることとしている。

閣議決定と給与法改定

人事院勧告の取り扱いについては、国の財政事情とからみ、また人事院制度自体の存立ともかかわる問題として、衆議院内閣委員会（八月一八日）をはじめ多くの論議がおこなわれたが、給与関係閣僚会議は、八三年一〇月二〇日、平均二％の給与改訂をおこなうとの結論に達し、翌日、政府は「公務員の給与改定に関する取扱いについて」閣議決定した。

【公務員の給与改定に関する取扱いについて（昭和五八年一〇月二一日閣議決定】

一　一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与については、去る八月五日に人事院勧告が行われたところであり、労働基本権の制約、良好な労使関係の維持等に配慮しつつ慎重に検討を進めてきたところであるが、現下の経済社会情勢、異例に厳しい財政事情、国民的課題である行財政改革が推進されているなかにおける国民世論の動向等を総合的に勘案し、昭和五八年四月一日から平均二％の改定を行うものとし、その配分については、人事院勧告の趣旨に沿って措置するものとする。

二　特別職の国家公務員については、おおむね一の趣旨に沿って、その給与の改定を行うものとする。

三　上記の給与改定の実施財源については、目下のところ必ずしもめどが立っていない状況であるが、既に留保措置を講じている行政経費について節約を行う等、今後引き続き、各般にわたる財源捻出に努めるものとする。

また、人件費の累増を抑制するため、次の各般の措置を講ずるものとする。

(1)　第六次定員削減計画を強力に推進するとともに、新規増員を厳しく抑制するほか、定年制度の施行に伴う離職者の発生状況の変化等を勘案しつつ、適切な定員管理を行うこととし、国家公務員数の一層大幅な純減を図る。

(2)　行政事務・事業の整理、民間委託、人事管理の適正化等行政の合理化、能率化を積極的に推進するとともに、これに伴い定員の合理化に努める。

(3)　地方公共団体に定員の増加を来し、人件費の累増をもたらすような施策を厳に抑制する。

四　（略）

五　上記の措置は、国・地方を通ずる緊迫した財政事情その他現下の諸情勢等を総合的に勘案して採られたものであることにかんがみ、地方公務員の給与改定を行うに当たっては、国家公務員に準じて行うものとし、地方公共団体においても、国と同様、経費の節約を行う等歳出の一層の節減を図るとともに、既に国家公務員又は民間の給与水準を上回る地方公共団体にあっては、早急にその適正化を図るよう格段の努力を行うことを要請するものとする。

給与閣僚会議後の内閣官房長官談話は、この措置が「できるかぎりの努力を払った上でやむを得ず講じた措置」であり、「今後とも人事院勧告制度を尊重するという基本姿勢を堅持」すると述べた。しかし、藤井貞夫人事院総裁は、昨年の全面的な給与改定実施見送

りにつづくこの措置が、公務員の労働基本権制約の代償措置である人事院勧告制度の趣旨に反するものであり、公務員が勤務条件に不安を抱き、労使関係や公務の運営に悪影響を及ぼすことに「深い危惧と憂慮」を表明した。公務員共闘および全官公は、政府の決定を強く批判する態度を表明した。

給与法改正法案は、第一〇〇回国会に提出され、一一月二八日成立し、二九日公布施行された。この改正により、全俸給表のすべての号俸の俸給月額が増額改定され、行政職㈠の五等級・六等級、行政職㈡の二等級等において一号俸の号俸延長がおこなわれた。この改定は、四月一日にさかのぼって適用された。

2　最低賃金の運用状況

景気動向を反映して、一般的賃金の上昇率が鈍化するにともない、中央、地方の最低賃金審議会における審議も、このところ波瀾含みとなっているが、一九八三年の最低賃金の審議は以下のように推移した。五月一六日、労働大臣から中央最低賃金審議会（中賃）にたいし「昭和五八年度地域別最低賃金額改定の目安について」諮問があった。目安は、一九七八年より全国的整合性を保つために実施されてきたが、労使の意見の隔りが大きく八一年、八二年とすでに二回、中賃は、公益委員見解を示すにとどまった。目安のあり方自身も問題となり、八二年には中賃に目安制度のあり方に関する全員協議会が設けられて検討が加えられたのであるが、今回諮問をうけた中賃では前年の検討をひきつぎ中間報告をまとめる意図のもとに、全員協議会で六月中討議をおこなった。しかし、意見の一致は得られず、中間報告は実らなかった。このため目安のランク区分（使用者は細分化を主張）は前年どおりとする等、従来の方式によることとなった。目安額については、七月に入って小委員会および公益委員による各側委員との個別打ち合わせ会議がおこなわれた。目安審議の重要な資料となっている「賃金改定状況調査」（企業規模三〇人未満の事業所）によれば三・二％増であったが、労働側委員は、賃金格差縮小が最低賃金制の目的であり、これまでおこなわれてきたとして、中小企業における春の賃金交渉結果等を基礎に一律四・八％を引き上げることを主張した。使用者側は、中小企業をめぐる経済環境の悪化と支払能力の低下、最低賃金が高年齢者等の雇用に及ぼす影響が大きくなっていることなどから、本年度は据え置くべきであると主張した。最終的には小委員会は、審議経過と公益委員見解を提示するかたちで、中賃に報告することを決めた（七月二七日）。中賃も同様の内容の答申を決めた（七月二九日）。公益委員の示した目安は、ＡＢＣＤ四ランクについて各三・二％（日額、一〇六円、一〇三円、九八円、九三円）引き上げるものであった。

地方最低賃金審議会（地賃）レベルの審議では、労使委員がそれぞれ全国的な調整のもとに行動する傾向がみられ、審議はきびしい対立をはらむことになった。とくに、使用者側委員の欠席なども目立ち、全会一致で結論に至ったものは三県のみで、他は公・労の賛成によるものであった。改定額については、四一道府県において公

第106表　1983年度地域別最低賃金決定状況

府県名	日額	時間額	発効年月日
	円	円	
北海道	3,121	394	1983. 10. 13
青森	2,951	369	10. 20
岩手	2,951	369	10. 5
宮城	3,031	379	10. 24
秋田	2,951	369	10. 16
山形	2,957	370	10. 21
福島	2,989	374	10. 12
茨城	3,175	397	10. 17
栃木	3,170	397	11. 4
群馬	3,170	397	10. 7
埼玉	3,335	417	10. 24
千葉	3,336	417	10. 1
東京	3,458	452	12. 7
神川	3,454	432	10. 16
新潟	3,151	394	10. 13
富山	3,179	400	10. 5
石川	3,186	400	10. 2
福井	3,156	395	10. 1
山梨	3,191	399	10. 7
長野	3,186	401	10. 16
岐阜	3,291	412	10. 8
静岡	3,297	413	10. 13
愛知	3,370	422	11. 2
三重	3,291	412	10. 9
滋賀	3,176	397	11. 3
京都(南)	3,404	426	10. 24
京都(北)	3,226	404	
大阪	3,458	435	9. 30
兵庫	3,318	415	9. 30
奈良	3,134	392	11. 26
和歌山	3,185	399	10. 6
鳥取	3,002	376	10. 3
島根	2,990	374	10. 3
岡山	3,125	391	10. 13
広島	3,139	394	11. 10
山口	3,115	390	10. 13
徳島	3,010	377	10. 1
香川	3,010	377	10. 1
愛媛	3,010	377	10. 1
高知	3,010	377	10. 1
福岡	3,158	395	10. 13
佐賀	2,952	369	11. 5
長崎	2,951	369	11. 5
熊本	2,951	369	10. 7
大分	2,951	369	10. 28
宮崎	2,951	369	11. 5
鹿児島	2,951	369	11. 4
沖縄	2,952	369	10. 7

〔備考〕 1) 時間額は，賃金の大部分が時間によって定められている者（パート・アルバイト等）について適用される。

2) 「労働時報」1983年11月号。

益委員見解どおりとなり、上積みは六県でおこなわれた。審議は東京都をのぞき、おおむね前年より早く終了した。地域別最低賃金額は第107表のとおりである。

決定方式別の最低賃金件数は、前年とほとんど変化していない(第107表)。このうち産業別最低賃金のあり方については、一九八一年に中賃により基本方針が示され(本年鑑一九八三年版五〇〇頁参照)、八二年一月に具体的運用方針が決定をみた。現行の大くくりの産業別最低賃金は一九八五年度には廃止し、小くくりの産業ごとに、地域別最低賃金より高い水準を必要とするものについて策定する方針となっている。八三年度は食料品、繊維、機械金属の業種について調査がおこなわれ、その結果が各地賃で検討された。八四年三月現在における産業別最低賃金の平均は第108表のとおりである。

なお、八四年度地域別最低賃金について、三・一%引き上げるべきだとの公益委員見解による中賃答申が、七月二七日労働大臣に提出された。

第107表　決定方式別の最低賃金決定状況
(1984年2月末現在)

決定方式	決定件数
	件
1. 最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金(法第16条)	390
(1) 地域別最低賃金	47
(2) 産業別最低賃金	343
2. 労働協約に基づく地域的最低賃金(法第11条)	4
合計	394

〔備考〕 1) 労働省「最低賃金決定要覧」による。

第108表　地域別・産業別の最低賃金平均額

地域別および産業別	1983. 3月末	1984. 3月末
地域別最低賃金	3,156円	3,256円
産業別最低賃金		
地方決定の計	3,515	3,612
食料品	3,386	3,488
繊維	3,301	3,394
木材・木製品・家具・備装品	3,465	3,563
パルプ・紙・紙加工品	3,483	3,595
出版・印刷・同関連産業	3,603	3,691
窯業・土石製品	3,452	3,560
機械・金属製品等	3,610	3,709
自動車整備	3,553	3,655
卸売業・小売業	3,504	3,596
その他	3,512	3,607
中央決定(鉱業)	5,296	5,413

〔備考〕 1) 労働省「最低賃金決定要覧」による。
2) 金額は適用労働者の加重平均による。

3　三公社四現業の賃金

公共企業体等の賃金改訂は、例年春闘のなかで、公労委仲裁によ

って決着している。一九八四年は、五月一二日、公労委（石川吉右衛門会長）が、三公社四現業職員の賃上げに関する仲裁裁定書を労使双方に交付した。加重平均（定昇込み）で八九四三円（四・二六％）を四月一日から引き上げる内容である。赤字経営である国鉄、林野についても格差はつけられなかった。仲裁裁定の取り扱いは、財政問題ともからみ、問題とされたが、政府は、これを国会の審議にゆだねるかたちの議決案件として国会に付議した。本件は、仲裁裁定どおりの内容で七月二七日衆議院を通過した。

【参考資料】(1)『人事院月報』、(2)『労働時報』、(3)『労働基準』、(4)『週刊労働ニュース』、(5)『賃金実務』

IV 社会保障

概要□社会保障政策転換の第一歩——八三年版「厚生白書」／厚生省試案の「今後の医療政策の基本的方向」／臨調行政改革推進審議会の意見書と経団連の提言／医療保険法の改定——健康保険法等の改定の経緯と結果／基礎年金導入による制度の再編成——年金の統合・一元化のスケジュール／年金制度改革案／雇用保険法の改定——生活扶助基準改定方式の転換

概要

一、第九八通常国会で地方公務員等共済組合法の一部改正がおこなわれたのについで、第一〇〇臨時国会で、国家公務員共済組合法等の一部改正がおこなわれ、国家公務員共済年金と公共企業体共済年金の統合によって公的年金の統合・一元化がさらに推進された。

一、政府は八四年二月二四日の閣議決定で公的年金制度の改革について方針（スケジュール）を決定。基礎年金の導入による制度の再編成を前提とした年金制度改革案を第一〇一特別国会に提出したが、会期切れで継続審議になった。

一、健康保険法等の一部改正案が第一〇一特別国会に提出され、厚生省試案の「今後の医療政策の基本方向」が発表された。同法案は難航の末、会期末の八月八日、一部修正のうえ成立、一〇月から実施となった。

一、前国会で廃案になり、第一〇一特別国会に再提出された医療法の一部を改正する法律案は継続審議になった。

一、第一〇一特別国会に雇用保険法等の一部改正案が提出され、七月六日修正のうえ成立、八月一日から実施となった。

一、第一〇一特別国会に提出された児童扶養手当法の一部改正案は会期切れで継続審議になった。

一、八四年度から生活扶助基準設定方法は「格差縮小方式」をやめ、一般国民の消費水準の動向に対応して改定することになった。

一、財政制度審議会は八四年一月一八日、八四年度予算編成にむけて「歳出節減合理化の方策に関する報告」を発表、医療、年金、雇用保険、生活保護、児童手当制度、児童扶養手当制度、保育所および幼稚園にたいする助成などについて、現状・問題点と検討の方向を示した。

一、経団連は八四年六月一二日、「今後の財政構造改革と八五年度予算編成のあり方についての提言」のなかで、社会保障制度のあり方についてもふれた。

一、臨調行革推進会議の行財政改革小委員会は、八四年七月一六日の報告書のなかで、八五年度予算編成にあたって、社会保障関係で改革すべき点を指摘した。

一、臨調路線に沿った地方自治体の「地域福祉政策」が登場。福祉の「有償化」、とくに在宅福祉サービスの有料化が進行している。

一、八五年度予算編成にむけて、八四年七月三一日閣議で了承した「概算要求基準」では、社会保障関係予算はいっそうきびしいものになった。

1　社会保障政策転換の第一歩

八三年版「厚生白書」

八三年一〇月四日、閣議に報告され、発表された八三年版「厚生白書」――新しい時代の潮流と社会保障――は、臨調行革路線にもとづいて、「わが国の社会保障は、日本社会の特性に根ざした国民福祉の追求を心がけるべきであり、わが国独自の福祉社会の実現に努めなければならない。すなわち、自立自助・社会連帯の精神、家庭基盤に根ざす福祉、民間活力の活用、効率的で公平な制度を基本とし、将来にわたりゆるぎない活力あふれる福祉社会の建設をめざす必要がある」とのべ、その財源については、「社会保障給付はいずれにしろ租税か社会保険料か、受益者負担で賄われるものであり、それをいかに組み合せて選択するかである。国民が将来の負担を適度な水準にとどめることを選択するとすれば、給付の効率化、合理化を進める一方で適正な受益者負担を導入する以外にないであろう。わが国の経済社会の現状はこうした選択を可能にする豊かな社会となっている」という考え方を示している。そして、今後の社会保障制度見直しにあたっては、①社会保障制度の役割を明確にし、②給付と負担の両面にわたって、同一の世代はもとより世代間、各制度間においても公平を保つ視点から医療保険制度、年金制度、社会福祉の改革に取

り組むという姿勢を明らかにしている。医療保険制度および年金制度については、後述する法改正案にそれが具体化されている。社会福祉については、在宅福祉を重点に地域社会を基盤とする施策体系の確立をすすめるとともに、医療と福祉相互間の有機的連携にも配慮した総合的な展開を図る、とのべている。

厚生省試案の「今後の医療政策の基本的方向」

社会保険審議会および社会保障制度審議会の答申や国会審議の場で、政府の医療政策のビジョンが欠落しているのでまともな審議ができない、中長期ビジョンを早急に提出せよという意見が強かったことから、厚生省は八四年四月二七日、「今後の医療政策の基本的方向（厚生省試案）――二一世紀をめざして――」を提示、国会でも説明をおこなった。

この厚生省の医療政策ビジョンは、①国民健康づくり対策の推進、②医療供給体制の整備等、③医療保険制度の改革、④先端科学技術の研究開発の促進等の四項目からなっているが、③の医療保険制度の改革のなかで、今後のスケジュールをつぎのとおり示している。

(1)給付と負担の見直し

給付については、①昭和六〇年代後半に、医療保険の給付率を八割程度で統一する、②その第一段階として、被用者保険本人について一九八四年度から九割給付とし、八六年度から八割給付とする、③また、八四年度から退職者医療制度を創設し、国民健康保険加入の退職者およびその家族の給付を現行の七割から八割（家族は外来については七割）に改善する。

負担については、①老人保健制度の創設（八三年二月）により、老人の医療費負担について、医療保険制度間の負担の公平化を図ったところであるが、退職者の医療費については、八四年度に退職者医療制度を創設し、その負担の公平を図ることとする。②さらに給付の統一の措置と併せ、全医療保険制度を通ずる負担の公平化を図るため、昭和六〇年代後半に、被用者保険制度間、あるいは国民健康保険制度を含めた全医療保険制度の財源の調整措置等について制度化を図る。さらに高額療養費支給制度については、社会保険事務全体の動向を考慮しつつ、八五年度以降、家計の医療費負担能力により適切に対応する仕組みに改善する。

(2)診療報酬体系の改善

①疾病構造の変化等に対応し、医療における指導管理面の重視等によりプライマリー・ケアおよび在宅医療の促進を図る。

②技術料重視の診療報酬体系を確立することとし、各診療科固有の専門技術等の適正な評価を行う。

③薬づけ、検査づけ等不適切な医療は排除する。

④医療機関の安定した経営基盤の確立を図る。

薬価基準については、市場実勢価格を極力反映したものとなるよう、その適正化に努める。また、今後の新薬の開発、新技術の導入等の状況に応じ、薬価基準のあり方について検討する。

(3)指導監査体制の充実等（略）

自民党は八四年八月一〇日、日本医師会など医療団体代表との間で、今後の医療政策について七項目からなる覚書を取り交わしているが、そのなかで中長期ビジョンにある医療保険の給付率を八割程度に統一する時期、制度間の財政調整をおこなう時期を、「昭和六〇年代後半」より早め、五年後（八九年）にすることを申し合わせている。

臨調行政改革推進審議会の意見書と経団連の提言

八五年度予算編成をめざし、臨時行政改革推進審議会は、八四年七月二五日、首相にたいして「当面の行政改革推進方策に関する意見」を提出したが、この意見書は行財政改革、地方行革推進の二つの小委員会の報告書をまとめたものである。行財政改革小委員会の七月一六日の報告書では、社会保障に関してつ

ぎの諸点を指摘している。

①児童手当制度は、現在、中央児童福祉審議会で検討されているが、臨調答申の趣旨に沿った抜本的見直しをおこない、一九八五年度に措置すること。

②生活保護の不正受給防止対策をいっそう徹底すること。

③社会福祉施策における受益者負担の適正化をすすめること。

④乱診乱療の防止など医療費適正化対策をいっそう推進すること

⑤共済年金制度および恩給制度について、年金制度の改革との関連において見直しを推進すること。

臨時行政改革推進審議会の意見書提出に先立って、経団連も八四年六月一二日、「今後の財政構造改革と八五年度予算編成のあり方について」提言をまとめ、首相、蔵相、自民党四役に申し入れをおこなっている。そのなかで社会保障に関しては、

①わが国の社会保障制度が国際的水準に達していること。

②低成長経済の今日、給付水準は負担能力に応じたものであるべきこと。

③〝福祉病〟を排し、自助努力による活力ある経済社会の建設が必要とされること。

④高齢化にともなうコスト負担の増大が不可避であることから、現行制度の根本からの改革が必要であること。

を強調し、個別政策について具体的な提言をおこなっている。

以上紹介した八三年版「厚生白書」、厚年省の「今後の医療政策の基本的方向」、臨時行政改革推進審議会の意見書、経団連の提言は、いずれも第二臨調の最終答申に沿い、これを具体化したものであり、考え方においてつぎの諸点が共通している。

まず第一に、高齢化社会の到来によって社会保障費やコスト増は避けられない。しかし、その費用は税金か、社会保険料で負担するかの選択であり、適正な負担にとどめるためには、給付の切り下げと受益者負担を拡大するほかない。わが国の社会保障制度は国際的にも一定の水準に到達しており、ここでハドメをかけないと〝先進国病〟におちいる。受益者負担については、わが国の経済力からして国民は十分これに応える能力をもっている。

第二は、社会保障の役割分担を明確にし、すべてを社会保障に依存するのではなく、自立自助、家族の扶養、社会連帯によって、わが国独自の福祉社会を実現することを国民にいっそう徹底させること。そうすることによって、国庫負担を大幅に削減し、地方自治体に費用の負担を押しつける一方で、事業主負担の軽減をはかろうとしている。

第三は、社会的公平、格差の是正を理由に、給付水準や内容の低位平準化、保険料や受益者負担の引き上げ、給付制限や廃止、制度間の財政調整の強化を図ろうとしている。

第四は、効率化、民間活力の活用を理由に、福祉の商品化、民間への移管、民間委託を推進しようとしている。効率化は制度の適用や適用範囲をきびしくすることであり、受益者負担、自立自助、家族の扶養をうながし、一方で商品化された福祉サービスに依存せざるをえないようにしむけている。

第五は、地域福祉の重視を強調することによって、福祉行政サービスを地方自治体の責任と負担に押しつけ、費用負担面では地域住民に負担をしわよせしている。また、安上がりの福祉としてボランティアを利用しようとしている。

この一年の経過をみても、老人保健法の制定・実施、健康保険法等の改革にみられる退職者医療制度の創設、国民健康保険にたいする国庫補助率の引き下げ、あるいは年金改革案にみられる基礎年金の導入でも、これによって国庫負担は大幅に削減されている。健保の本人二割負担などはかつてなかった考え方であり、この一例をみても、わが国の社会保障制度は、厚生白書も指摘しているように「社会保障の転換期」の第一歩を大きく踏み出したといえる。

2　医療保険法の改定

健康保険法等の改定の経緯と結果

八三年七月一二日に閣議了解した八四年度予算の概算要求枠で大蔵省は、厚生省所管予算の対前年伸び率を二・三%に抑えた。また、大蔵省は国民健康保険、政府管掌健康保険など公的医療保険制度にたいする国庫補助を昭和六〇年代半ばまでに全廃することを内容とした医療保険制度の抜本的な改正方針をまとめ、厚生省に申し入れをおこなった。

厚生省は八四年度予算の概算要求にあたって、八三年八月一八日、歴代厚相との懇談会で、①組合健康保険など被用者保険の本人給付を現行の一〇割給付から八割に引き下げる、②医療保険の適用対象を「標準的な医療サービス」とし、疾病の種類や治療方法に一定の目安を設ける、③定年退職後のサラリーマンを対象とした退職者医療制度を創設する、などの考え方を示した。同時に、今後の医療政策の方向として、①疾病予防の自己責任の明確化、②標準的な医療サービスの導入、③包括的で効率的な医療供給体制の整備、④社会的公平に立脚する保険制度の実現、などの基本的な指針を示し、出席者の了承を得た。

厚生省の八四年度予算は、自然増だけで約九〇〇〇億円にのぼると見込まれるが、予算枠の対前年伸び率は二・三%、約二〇八八億円ときびしく抑制されているため、その差額約六九〇〇億円は、医療保険関係で約六二八七億円、その余は主に社会福祉関係で支出を削減する概算要求を決定し、大蔵省に提出した。

厚生省の概算要求にもりこまれた医療保険・医療制度の抜本改革案の内容は、大要つぎのようなものであった。

①健保本人一〇割給付を八割に切り下げる。
②健保組合の付加給付は廃止する。
③入院時給食料の一部を自己負担させる。
④ビタミン剤等一部薬剤を保険適用からのぞく。
⑤「医療標準」を設定し、給付の枠をせばめる。
⑥高額所得者（当面年収二〇〇〇万円以上）を被保険者から除外する。
⑦高額療養費の自己負担限度額を五万四〇〇〇円（現行五万一〇〇〇円）に引き上げる。
⑧国庫負担なしで「退職者医療制度」を創設する。
⑨国民健康保険にたいする国庫負担を大幅に削減する。
⑩公費医療についても、二割の自己負担を導入する。

以上を内容とする医療費の適正化推進、医療保険制度の改革、退職者医療制度の創設、国保にたいする国庫負担率の引き下げ、日雇い健保の廃止、公費医療の負担削減などで六二八七億円の支出抑制を図ることにしている。

この医療保険改革案は、八三年九月八日から一一月二八日まで開かれた第一〇〇臨時国会でもとりあげられ、一一月一日には厚相の私的な諮問機関である国保問題懇談会でもとりあげられた。同懇談会は「大筋として妥当な方向」という意見書をまとめている。しかし、一二月一八日に総選挙をひかえ、自民党内からも厚生省案については、〝修正〟もありうるという動きが出てきた。自民党敗北という総選挙の結果や八四年度予算編成にむけて、各方面からの批判も強まってきたことから、八四年一月二五日、社会保険審議会にたいしておこなわれた諮問では、当初案に修正を加えて提案した（第109表）。本人八割給付は八六年からとし、それまでは九割給付としたほか、入院時の給食費負担や健保組合の付加給付を廃止する点、また高額所得者を被保険者としないこと、薬剤の一部を保険適用から除外することは撤回した。しかし、第110表のとおり、支出を削減する総額に変わりはなく、六二七六億円の削減となっている。なお、日雇労働者健康保険法は廃止し、その対象者は健康保険の日雇特例被保険者とすることにしている。

諮問は同日、社会保障制度審議会にもおこなわれた。社会保険審議会は二月二二日、「医療保険制度を改革し、医療費問題を解決するためには、中期展望が必要であるにもかかわらず、それが明確にされていない」、「この改革については、賛否が分かれるところが多く、審議会としては、意見を一本にすることはできなかった」、という答申を出し、また、社会保障制度審議会も翌二三日、「今回の改正は、医療費の増加傾向ときびしい財政状況を踏まえたものであるが、財政対策にとらわれるあまり、医療保険本来の趣旨に照らした検討が十分されたとは思えない」、「当審議会は指摘してきた医療に関する諸々の体制の整備を求めてきたが、総合的な展望を樹立しないまま推移している」など政府の姿勢に不満の意向を強く表

第109表　医療保険制度抜本改革案の主な内容

（84年7月1日実施）

	現　行	改　革　案
(1) 健保本人給付率	本人10割給付	9割給付（86年より8割）
(2) 高額療養費負担限度額	51,000円 低所得者15,000円	54,000円 低所得者　外来39,000円 入院30,000円
(3) 標準報酬月額	上限　470,000円 下限　30,000円	上限　710,000円 下限　68,000円 （10月1日実施）
(4) 退職者医療制度の創設	（国保加入の被用者年金受給者）	本人　8割給付 家族　入院8割給付 外来7割給付
(5) 国保への国庫負担金	医療費の45%	38.5%
(6) 日雇健保	廃止→被用者健保へ吸収	

第110表　1984年度予算の医療保険制度改正等による国庫負担影響額調

（単位：億円）

事項		予算案	備考
医療保険制度	医療費適正化	△ 1,824	うち薬価・診療報酬改定　△ 766
	本人給付率	△ 293	9割（7月実施）
	高額療養費(限度額引上げ)	△ 3	
	小計	△ 296	
	退職者医療制度創設	△ 2,355	（7月実施）
	国庫補助の合理化	△ 1,544	
	小計	△ 3,899	
	〔制度改正分〕計	△ 4,195	
	合計	△ 6,019	
公費負担医療		△ 257	
合計		△ 6,276	

明した答申を出した。

しかし、こうした答申を受けながら、政府は二月二五日、「健康保険法等の一部を改正する法律案」を原案どおり第一〇一特別国会に提出した。今回の改革案のなかには、療養費制度の改正として、特定承認保険医療機関（大学の附属施設である病院その他の高度の医療を提供するものとして命令で定める要件に該当する病院等で都道府県の承認を受けたもの）で療養を受けたとき、保険医療機関等で、被保険者の選定により特別の病室の提供を受けたときや厚生大臣の定める療養を受けたときには、療養費払い（療養費の患者窓口払い）を認めることがふくまれている。これは将来、療養費払いの拡大、〝高度の医療〟を受けたときの患者負担の増大、〝特別の医療〟についての差額徴収の拡大につながるのではないかと心配されている点である。

第一〇一特別国会の最重要法案の一つとされた「健康保険法等の一部を改正する法律案」が衆議院の社会労働委員会で具体的な審議が始まったのは、八四年四月五日からであり、衆議院で修正可決されたのは七月一三日である。この間に自民党から三次にわたる修正案と附帯決議の案が野党に示され、難航の末、自民党・新自由クラブの賛成多数で可決された。自民党議員による「二一世紀の国民医療を考える会」の仲介で、日本医師会はじめ三医師会と自民党とのあいだで意見調整が図られるなどの動きもあった。舞台が参議院に移されたのは七月一七日からであり、再修正のうえ衆議院の議を経て、本法案が成立したのは会期末の八月七日であった。

国会審議の過程で修正された主な内容は、①被用者保険本人の一部負担については、八六年四月一日以後においても、国会で承認を

受ける日までのあいだは、なお引きつづき一割とする。ただし、医療費が一五〇〇円以下のときは一〇〇円、二五〇〇円以下のときは二〇〇円、三五〇〇円以下のときは三〇〇円の一部負担とする。②高額療養費の自己負担限度額は五万一〇〇〇円に据え置く。低所得者は三万円までとする。③被用者保険の被保険者であったものは、五五歳から六〇歳に達するまでのあいだ、従来の制度で任意継続被保険者となることができる。その際、保険料を一括前納することができるようにする。また、健保組合は被保険者であった退職者についても医療の給付を実施できるようにする。その場合は、退職者医療制度にたいして拠出すべき療養給付費拠出金を調整する。④政府管掌健康保険の事業主および被保険者で構成する法人等で、社会保険庁長官の承認を得たものは、本人の一部負担金について付加的な給付をおこなうことができる、などである。

改正健保法は八四年一〇月一日から実施されるが、修正による国庫負担の増は、衆議院の修正で四七億円、参議院の修正で五六億円、計一〇三億円程度にとどまり、財政上はほとんど影響のない修正であったと厚生省はみている。また、当初見込まれていた国庫負担の削減六二七六億円は、実施時期の遅れや国会での修正で四六三四億円になると推計されている。

3　基礎年金導入による制度の再編成

年金の統合・一元化のスケジュール

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律は八三年五月二〇日、第九八通常国会で可決、成立したが、国家公務員および公共企業体職員にかかわる共済組合制度等の統合を図るための国家公務員共済組合法等一部改正案は継続審議になった。国家公務員共済組合法等一部改正案は、第九九臨時国会でも再び継続審議になり、一一月二八日、第一〇〇臨時国会の閉会日に可決、成立した。八三年四月一日に「公的年金制度に関する関係閣僚懇談会」が決定した〝公的年金改革スケジュール〟にしたがって共済年金の統合がすすめられてきたが、後にのべる国民年金法等の一部改正案は共済年金とも深いかかわりがあるので、政府は八四年二月二四日、「公的年金制度の改革について」、つぎのような閣議決定をおこなった。

【公的年金制度の改革についての閣議決定】

(1)一九八四年において、国民年金、厚生年金保険および船員保険制度について、つぎの措置を講ずる。

①国民年金の適用を厚生年金保険の被保険者およびその配偶者に拡大し、共通の基礎年金を支給する制度とするとともに、厚生年金保険は、基礎年金の上乗せとして報酬比例の年金給付をおこなう制度とする。なお、船員保険の職務外年金部門は、厚生年金保険に統合する。

②これらの年金制度における給付と負担の長期的な均衡を確保するため将来の給付水準の適正化を図る等の措置を計画的に講ずるとともに、婦人の年金権の確立および障害年金の充実等の改革をすすめる。

(2)一九八五年度においては、共済年金について、前記の基礎年金の導入を図る等の改革の趣旨に沿った制度改正をおこなう。

(3)前記(1)および(2)の改革は、一九八六年度から実施する。

(4)一九八六年度以降においては、前記の措置をふまえ、給付と負担の両面において制度間調整を進める。これらの進展に対応して年金現業業務の一元化等の整備を推進するものとし、一九九五年を目途に公的年金全体の一元化を完了させる。

したがって、共済年金については、八五年度中に、重ねて制度改定がおこなわれることになっており、すでにその準備作業はすすめられている。

年金制度改革案

八三年七月一五日、社会保険審議会は八四年の厚生年金保険法改正にむけて審議結果をまとめ、厚生大臣に意見書を提出した。ついで、七月二七日には船員保険（年金）のあり方について意見書を提出した。これらを受けて八三年一一月二八日、政府は社会保険審議会および国民年金審議会にたいして、①国民年金法の改定、②これにともなう厚年年金保険法および船員保険法の改定について諮問をおこなった。八四年一月二四日、社会保険審議会は右諮問について、基本的に了承する答申をおこなった。また、政府が社会保障制度審議会にこの年金改革案について諮問をおこなったのは一月二五日、同審議会から大筋において理解するという答申を得たのは二月二三日であった。それぞれの答申にはいろいろ意見がのべられていたが、政府は諮問案どおりの法改正を三月二日、第一〇一特別国会に提出した。

政府が年金改革の目的にかかげているのは、①国民年金の適用を拡大し、基礎年金を支給する制度とするとともに、これにともなう関連規定の整備をおこない、また、年金制度の長期安定を確保するための給付の適正化等をおこない、あわせて船員保険の職務外年金部門の厚生年金への統合をおこなうこと、②障害者の所得保障の一環として、日常生活において常時特別の介護を要する二〇歳以上の在宅重度障害者に、特別障害者手当を支給すること、③昨今の社会経済情勢にかんがみ、一九八四年度において年金額等の改定をおこなうこと、の三点である。政府の年金改革案のポイントは、以下のとおりであった。

〔年金改革案の骨子〕 まず第一の柱は、基礎年金の導入による制度体系の再編成である。国民年金を共通の基礎年金を支給する制度とし、厚生年金は原則として、報酬比例の年金を支給する「基礎年金の上乗せ」の制度として位置づけ、いわゆる二階建ての年金制度に再編成することにしている。厚生年金の被保険者および被扶養配偶者は国民年金に強制加入することになり、従来あったサラリーマンの妻の国民年金への二重加入の制度は廃止になる。基礎年金の給付に要する費用は、社会保険方式でまかない、各制度に支出していた国庫負担は、基礎年金に集中することにしている。

政府が基礎年金構想がめざすものとしてあげているのは、①制度間格差の是正、②就業構造の変化による影響を断ち切ること、③重複給付・過剰給付の整理、④婦人の年金権の確立、⑤障害年金の改善、の五点である。

改革案の第二の柱は、今後発生する年金の給付水準を徐々に適正化し、現役勤労者の所得水準とのバランスがとれたものにすること だという。また、そうすることが、将来の負担についても相当程度軽減することになると説いている。これは一九八〇年時点の厚生年

金の標準的な年金額（モデル年金額）は、三〇年加入で一三万六〇五〇円で、直近男子の平均標準報酬月額の六八％程度の水準にあり、八六年時点では三二年加入で、直近男子の平均標準報酬月額の六八％程度の一七万三一〇〇円（八四年度価格）になるとみられるが、制度の成熟化にともない平均加入期間が四〇年程度にのびるようになれば、直近男子の平均標準報酬月額の八三％程度に上昇し、年金額も八四年度価格で二一万一一〇〇円にもなる。さらに将来、国民年金に加入している妻が四〇年加入でもらう年金額をあわせると、夫婦で手にする年金額は直近男子の平均標準報酬月額の一〇九％にも達すると推定される。これは明らかに過剰な給付であり、現役勤労者の所得水準とのバランスが大きく崩れる。したがって、年金改革案は、二一世紀にむけて、加入期間四〇年のモデル年金額の水準を、直近男子の平均標準報酬月額の六九％程度、八四年度価格にして一七万六二〇〇円程度に維持（ただし、物価スライドで年金額は変動するが）するよう設計したという。老齢基礎年金は四〇年加入で月額五万円（八四年度価格）にすれば、夫名儀、妻名儀の老齢基礎年金は合わせて一〇万円になるので、上乗せられる所得比例の年金である老齢厚生年金は四〇年加入で七万六二〇〇円（八四年度価格）になる。そういうことになれば、老齢基礎年金の加入一年あたりの計算単価は一二五〇円に、また老齢厚生年金の支給乗率は現行の一〇〇〇分の一〇を、一〇〇〇分の七・五に切り下げることができるという。このように給付の適正化を図れば、当然、負担も軽減される。厚生年金の場合、現状で推移すれば、二〇一五年時点の保険料率は一〇〇〇分の三五九にもなる。一方、国民年金の保険料も現状で推移すれば、二〇一五年に近い時点になると、八四年度価格で一万九五〇〇円程度にまで引き上げざるをえないが、改革案が実現すれば、厚生年金の保険料率は一〇〇〇分の二八九、国民年金の保険料は一万三〇〇〇円程度に抑えることができる。この辺が負担の限界であろうという。公的年金が基盤とするところは、国民の社会連帯であり、あらゆる面で「公平性」が確保されなければ国民の信頼感が揺らぐ。「公平性」は〝同一世代間での公平〟とともに、〝世代間の公平〟の双方に留意する必要がある。改革案は給付の適正化、負担の適正化を図ることによって、「公平性」の二つの側面を配慮した、と説明している。

改革案の第三の柱は、基礎年金の導入によって、すべての女性に独自の年金権を保障するようにした。また、世帯として適正な水準を確保するように心がけたという。現行制度のしくみは、世帯単位と個人単位が混在しており、いろいろの矛盾を生み出している。国民年金に任意加入しなかった被用者の妻（専業主婦）は、障害にあったり、離婚した場合には年金権の保障がなかった。また、厚生年金の妻の加給年金額は月額一万五〇〇〇円にすぎないので、単身世帯と夫婦世帯の年金額にあまり差がなかった。単身世帯の年金水準が結果的に過剰であるという問題点などがあったが、加入者一人ひとりに自分の名儀の基礎年金が支給されるようになったこと、単身世帯と夫婦世帯、共働き世帯の問題については、世帯の水準分化が図られ、整理がおこなわれたので、従来のような矛盾は解消したと説明している。

以上を主な内容とした年金改革案は、第一〇一特別国会で衆議院で審議が始まったが、八四年八月八日、会期切れで継続審議になった。

4　雇用保険法の改定

労働省が雇用保険法の改定に着手した理由としてあげているのは、つぎの二点である。第一は、人口の高齢化、産業構造の転換等に対処するなかで、失業の未然防止と離職者の早期再就職を図ること、第二は、八二年度に単年度赤字が生じ、八三年度も単年度赤字が見込まれるので、雇用保険財政の健全化を図ること、である。

労働省が当初の考え方を若干手直して、中央職業安定審議会に改正案要綱を諮問したのは八四年一月二六日、同審議会が労働側委員の少数意見を付し、施行にあたって配慮されたい旨の九項目の要望をあげて、大筋了解の答申をおこなったのは二月一〇日である。雇用保険法改正案が衆議院で審議開始になったのは三月九日であり、一部修正をおこない、附帯決議をつけて衆議院で可決されたのは五月一七日、参議院でも附帯決議を採択し、改正案の八月一日からの実施が決まったのは七月六日である。改定された主な内容と、修正された事項を列挙すれば、以下のとおりであった。

〔一般被保険者の求職者給付〕　①基本手当の日額の最低額を二五七〇円（改定前二一四〇円）、最高額を七三三〇円（六六七〇円）に引き上げる。

②賃金日額の算定方法を変更し、臨時に支払われるものおよび三カ月を超える期間ごとに支払われるものは、賃金日額の算定の基礎にふくめない。

③定年退職者等が、離職後一定期間求職の申し込みをしないことを希望する場合は、一年を限度に期間が加算され、受給資格期間は最大限二年間まで延長する。

④所定給付日数は、受給資格者の年齢および被保険者であった期間に応じ、別表のとおり変更する。ただし、就職が困難なものおよび被保険者であった期間が一年未満であるものについては、従来どおりとする。

⑤被保険者が自己の責めに帰すべき重大な理由によって解雇され、または正当な理由がなく自己の都合によって退職した場合の給付制限の期間は、一カ月以上三カ月以内（改定前一カ月以上二カ月以内）に延長された。

⑥衆議院の修正で、特定不況業種離職者、特定不況地域離職者、倒産により離職を余儀なくされたもの、船員であった後陸上勤務者になり、事業主の都合により離職したものなどが、今回の改定によって所定給付日数が減少する場合は、改定前の所定給付日数まで給付日数が延長されることになった。

〔高年齢求職者給付制度の創設等〕　①六五歳以上の高年齢継続被保険者が失業した場合には、基本手当に代えて一時金である高年齢求職者給付金が支給されることになった。その額は、被保険者であった期間一〇年以上で基本手当日額の一五〇日分、五年以上一〇年未満は一二〇日分、一年以上五年未満一〇日分、一年未満は五〇日分である。衆議院の修正で、六五歳定年者は、高年齢求職者給付金に代えて、基本手当が支給されることになった。

②六五歳に達した日以後に雇用されるものは、被保険者としない。ただし、短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者に該当するものは、従来どおりとする。衆議院の修正で、六五歳に達した日以後に雇用されたものでも、公共職業安定所長の認可を受けたときは、高年齢継続被保険者（保険料は免除）になることができ、そのものが失業したときには基本手当の五〇日分の高年齢者給付金が受けられることになった。

〔日雇労働被保険者の求職者給付〕　現行の三段階（第一級四一〇〇円、第二級二七〇〇円、第三級一七七〇円）は、四段階（第一級六二〇〇円、第二級四一〇〇円、第三級二七〇〇円、第四級一七七〇円）に改められた。これにともない印紙保険料は第一級一四〇円、第二級九六円、第三級六三円、第四級四一円に変わった。

〔再就職手当制度の創設〕　受給資格者が安定した職業に就いた場合、就職した前日における基本手当の支給残日数が、当該受給資格にもとづく所定給付日数の二分の一以上あるときは、基本手当の三〇日（所定給付日数九〇日、支給残日数四五日以上のとき）から一二〇日（所定給付日数三〇〇日、支給残日数二〇〇日以上のとき）の範囲で再就職手当を支給することになった。

今回の改定は、雇用保険財政の健全化を理由に、給付の切り下げを図るものである。賃金日額からボーナス等を除外して給付水準を切り下げ、勤続年数の短いものの所定給付日数を削減している。判断基準のあいまいな「自己の責めに帰すべき解雇」や「正当な理由のない自己都合退職」には、給付制限期間を延長している。六五歳以上の高年齢継続被保険者は、高年齢求職者給付金の創設で、従来の所定給付日数よりも割が悪くなる。今回の改定は、勤続年数の短

第111表　所定給付日数の変更

年齢＼被保険者期間	10年以上	5年以上10年未満	1年以上5年未満
55歳以上65歳未満	300日（300日）	※ 240日（300日）	※ 210日（300日）
45歳以上55歳未満	240日（240日）	※ 210日（240日）	※ 180日（240日）
30歳以上45歳未満	210日（180日）	180日（180日）	※ 90日（180日）
30歳未満	180日（90日）	90日（90日）	90日（90日）

〔備考〕 1）（　）内は改定前。
2）被保険者であった期間が1年未満の場合は現行どおり90日。
3）再就職困難者（身体障害者など）の65歳未満300日，55歳未満240日は現行どおり。

い女子には不利であり、六五歳以上の高年齢者を雇用保険から締め出そうとしている。所定給付日数の短縮、給付制限期間の延長、再就職手当（七五年の法改正で廃止された就職仕度金制度の復活）によって早期再就職を促進することにしているが、これは再就職条件が悪くても、早く〝身売り〟することを迫るものである。こうしたなかで現行の六〇歳以上の保険料免除は、八五年四月から六四歳に引き上げられる。

5　生活扶助基準改定方式の転換

八三年一二月二三日の中央社会福祉審議会の意見書にもとづいて、厚生省は、八四年度の生活保護制度の予算で、①生活扶助基準二・九％引き上げ、②少人数世帯の処遇充実、③生活扶助基準の男女差縮小、④生活保護適正化対策の推進を図ることにした。

生活扶助基準の改定方式は、六五年から八三年までは格差縮小方式（一般世帯と生活保護世帯の消費支出の格差を縮める）をとってきたが、「現行水準は一般国民の消費実態との均衡上、ほぼ妥当な水準に達している」という前提でこの方式を改め、一般国民の消費水準の動向に対応してその引き上げを図る方式に転換した。その結果が、標準四人世帯について二・九％の引き上げということである。生活保護世帯の消費支出は、六五年度一般世帯の五〇・二％であったのが、一六年たった八二年にやっと五九・四％になった。もうこれで十分だということである。

厚生省は、今回の改定によって、単身世帯は四・一％、二人世帯三・二％、三人世帯は三・〇％引き上げる一方、五人以上の多人数世帯の引き上げ幅は二・九％以下にとどめた。また、第一類の男女格差については男一〇〇にたいし、女九六に縮小したと説明している。さらに、老齢・母子・障害者加算についても意見書にもとづき、従来の方式を改め、加算対象経費に対応する物価上昇率によって改定するとともに、医療機関や社会福祉施設に入院・入所するものの加算額を据え置くことによって、在宅者と入院・入所者とのあいだに加算額の格差をつけた。

生活保護適性化に関して厚生省は、八三年一二月に都道府県および指定都市主管部局長あてに「生活保護制度の適正な運営について」を通知するとともに、八四年度の生活保護制度の実施にあたっては、①資産・収入の的確な把握、②扶養義務者の扶養能力調査、③稼働年齢層にたいする就労の指導および援助をいっそう強化するよう指示している。前者は不正受給防止対策の確立・強化、不正受給にたいする厳正な対処が主眼になっている。このほか、医療扶助に関しても、長期入院患者・長期外来患者の的確な把握と指導の徹底、レセプト審査の強化を指示している。この「適正化」が推進されると、国民への国家統制が強められ、生活保護制度は戦前のように、ごく限定された人たちへの〝お恵み〟的な制度に引き戻される心配がある。

「格差縮小方式」との決別は、〝生活保護基準はすでに妥当な水準に到達している〟ことが前提になっているだけに、賃金や年金、福

祉施設措置費などの所得保障水準、課税最低限などのほか、就労援助など低所得者への給付、各種負担の減免や一部負担金を徴収する諸制度の適用基準を決める重要な指標になっているので、その及ぼす影響は大きい。地方自治体独自の給付を廃止する理由に利用される心配もある。

【参考資料】(1)一九八三年版『厚生白書』、(2)『週刊社会保障』、(3)中央社会保障推進協議会『社会保障』、(4)労働者福祉中央協議会『労福協会報』(5)『朝日新聞』、『日本経済新聞』

V 経営者団体の労働政策

概要□日経連『労働問題委員会報告』――『報告』の特徴と基本視点／賃金・福祉の抑制政策の強調／官公部門・議会制度「改革」を提唱／中小企業の自助努力の強調／年金・医療問題の改善／ME化と労働問題を新設／日経連の「教育改革」論／経営者・ユニオンリーダーの世代交替期に企業防衛を強調／日経連第三七回定時総会――日経連「男女雇用機会均等法」で「強行規定」に反対

概要

一、日経連は八四年一月、「雇用の確保とインフレ防止に労使の広範な協力を」を副題とする『労働問題研究委員会報告』をまとめた。『報告』は、今年で一〇冊、一〇年目という区切りを意識して、一〇年間の流れを総括するものとなっている。内容的には、例年どおり、生産性基準原理による賃金決定を強調するとともに、例年を上回る八つの章をたて、官公部門の諸問題、中小企業問題、高齢化問題、ME化と労働問題、教育の問題など、賃金・労働問題に直接関係する分野以外の領域にまで、大きな頁数をさいて論及しているのが、今回の『報告』の特徴である。

一、八四年五月にひらかれた日経連第三七回定時総会のあいさつのなかで、大槻会長は、八四年賃上げについて「残念ながら、賃金決定の正常化は足踏みだったといわざるを得ない」との評価を下す一方、過去一〇年の流れのなかでは、わが国民間労組の経済整合性路線を、世界の労組にさきがけた「コペルニクス的な転換」と賞讃したうえで、今後は「さらに一歩を進めて、生産性基準原理に一層近づくための、いわば微調整の域に達する賃金決定の正常化が必要だ」と強調した。

一、日経連は、雇用における男女平等問題を審議している婦人少

年問題審議会が、労働大臣に提出した建議にたいして、八四年三月二六日、大槻会長の所感を発表して、関係法規の「強行規定」に反対を表明した。

1　日経連『労働問題委員会報告』

『報告』の特徴と基本視点

日経連は、一九八四年一月一一日の臨時総会で、労働問題研究委員会（議長・大槻文平日経連会長）がまとめた『報告』を承認した。同『報告』は、一九七四年以来、日経連が毎年出しているもので、例年の春闘にたいする日経連の基本姿勢をしめす。今年で一〇冊目である。

八四年『報告』の特徴は、第一に、一〇年目という区切りを意識して、随所に、一〇年間の流れを総括的にとりあつかっている個所が目立つことである。この点を考慮して、ここでの紹介もある程度、過去の『報告』の流れに遡及しつつおこなうことにした。第二は、例年どおり、生産性基準原理による賃金決定という基本姿勢を強調するとともに、昨年以上に強く、ベースアップ拒否、定期昇給程度の賃金決定という主張を打ち出していることである。臨時総会冒頭での大槻会長あいさつでも、「ベースアップは高度成長時代の遺物だ。物価が安定している現在、定期昇給だけでいいのではないか」と定昇中心の考え方を強調している。第三の特徴は、賃金・労働問題の解決には、その直接的関係分野にとどまらず、議会制度の見直しをふくむ官公部門や教育制度のあり方にまで視野を広げる必要があるとして、賃金問題以外の分野に大きなウエイトをおいている点である。

以下、各章ごとに『報告』のおもな内容と特徴を紹介する。

序文では、「第一次石油ショックからちょうど一〇年たった」として、第一回『報告』（一九七四年一一月発表の『大幅賃上げの行方研究委員会報告』）から、『賃金問題研究委員会報告』と名称を変え、さらに『労働問題研究委員会報告』と名前を変えて、今日に至った経過をふり返り、第一回『報告』で日経連が示した賃上げ指標（「昭和五十年度は経過措置として一五％以下、五十一年度以降は一ケタ台の賃上げ」）どおりに、「今日まで一ケタ台の賃上げで推移することができた」原因を、「わが国経営者はもちろん、とくに民間企業労働組合の指導者諸氏がわれわれの主張と同様の経済認識にたった結果である」として、賃金抑制にはたした民間企業労組幹部の功績を賞讃している。さらに、「もはや賃金・労働といった問題は、その直接関係する分野だけでは十分な解決をはかることが困難になってきている。諸外国の労働経済問題から国内の公的部門のあり方、教育問題などに至るまで視野を拡げ、日本社会の将来をふまえて上記の問題を考えなければならなくなってきた。この意味において、われわれは本報告書においては、官公部門の諸問題（第四章）、教育問題（第八章）にも相当の頁数をさいた」として、賃金問題における民間労使の基本的認識の一致は十分評価するものの、さらにもう一歩すすめるべきであり、それ以外の分野、とりわけて、「官

公部門」や「教育制度」の「改革」は「いまだし」であるという、本『報告』の基本視点を明らかにしている。

賃金・福祉の抑制政策の強調

第一章「世界経済の変容」では、一九七〇年代の世界経済悪化の原因は、「生産性を超える賃金要求」「国民所得の枠からハミ出す福祉施策への要求」という「一九六〇年代の繁栄の中で芽生えてきた豊かさへの過剰な期待」であったとしながら、一九八〇年代に入って、欧米各国では「欲望の肥大化は逆に自分たちの首を締める」という反省がすすみ、経済は健全化しつつあるとしている。さらに、このような変化を主導した欧米各国保守政権の賃金・福祉の抑制政策を高く評価している。

そして、第二章「日本経済の動き」では、そのような「欲望肥大化社会への反省は、欧米各国に先んじてまずわが国に生まれた」として、「欧米各国に比し優秀な経済パフォーマンスを示しえたのも、賃金決定が諸外国に比し合理的に行われてきたことの結果」であるとし、そのような欧米に先んずる賃金抑制が可能だった原因として、①「企業の存立、繁栄がなければ、自分たちの生活向上もありえないことを痛感しているわが国民間企業労働組合の指導者の経済認識」、②これと密接に関連する、わが国独得の「企業別労働組合」の存在をあげ、「われわれは、この良好な労使関係を今後とも維持、発展させていかなければならない」と述べている。

第三章「生産性基準原理の役割」では、①日経連は、一九六九年以来、生産性基準原理による賃金決定を主張してきた、②「生産性基準原理とは、わが国全企業における、一人当たり人件費の上昇率を国民経済生産性上昇率の範囲内にとどめるならば、賃上げによるコスト・プッシュ・インフレを生ずることはない。逆にいえば、生産性を上回る賃上げをすればインフレになるという当然のことを表明しているのであり、一部論者のいうような賃上げ抑制理論ではない」、③各企業の支払能力が国民経済生産性と一致しない場合は、「業績や将来の見通しを含めた支払能力の大小を総合的に判断することによって、国民経済生産性上昇率に適切な範囲で、プラス・アルファ、マイナス・アルファを考慮すべきである」、④「しかし、この生産性基準原理の理想は」「十分には達成せられていない」、⑤定期昇給は「それが個別賃金の引き上げ、総人件費の増加につながるものであること」は否定しがたい、「したがって、定期昇給実施のためには、それだけの支払能力がなければならないのであり、この定期昇給のほかに、さらにベース・アップをすることが、今日の低成長下しかも消費者物価の安定した状態下にあって、はたして合理的な理由をもつのであろうか」、と述べている。このうち、①と④の論点は、『報告』のレベルでは、昨年の『報告』が初出である。②と③の論点は、日経連による、生産性基準原理についての最近の「統一見解」ともいうべきもので、本来ワンセットの主張であるが、『報告』のレベルでは、生産性基準原理でいう「生産性」とは「マクロの生産性なのか、ミクロの生産性なのか、あるいは物的生産性なのか、付加価値生産性なのか」という、従来はっきりしなかった考え方を、「はっきりさせた」（松崎日経連専務理事）とする一昨年（一九八二年）の『報告』が初出である。ただし、八二年の『報告』では、②の論点は今年の『報告』以上に詳述されていたが、③の論点は逆に今年の『報告』ではじめて詳細に記述されたというちがいがある。とはいえ、この「統一見解」はもともと、一九八一年八月

三一日発表の、日経連生産性基準原理検討小委員会がまとめた『生産性基準原理について』と題する報告書が出所であり、その時点から②と③の論点の融合（つまり「生産性基準原理と企業の支払い能力という二つの賃金決定基準の融合」）が図られ、ワンセットの主張となっていたのである。

⑤の論点は、昨年にひきつづく、「ベア・ゼロ、定昇のみ賃上げ」の主張であり、労働組合の主張する「定昇は個別賃金水準の上昇を意味するベアとは明確に区別されるべきであり、ベアほどのコスト（いわゆる持ち出し分）がかからないことは明らか」という論拠と真っ向から対立する主張となっている。また、①および②の論点（「生産性基準原理による賃金決定」という主張）と、⑤の論点（「ベア・ゼロ、定昇のみ賃上げ」の主張）との相互連関は、たとえば、参考までに日経連の生産性基準原理の算式に八四年度政府経済見通しの数字を当てはめて試算してみると、

実質経済成長率4.1%－就業者増加率1.4%＝平均賃上げ率2.7%（＝定昇なみ）

となり、「定昇のみ賃上げ」が生産性基準原理の貫徹を意味するということになる。

官公部門・議会制度「改革」を提唱

第四章「官公部門の諸問題」では、①「わが国の民間企業の労使関係は、世界に誇るに足る」が、「官公部門のそれは遺憾ながら〝いまだし〟の感をぬぐいえない。その根本原因は、官公部門の労使双方に共通する〝親方日の丸〟思想にある」、②地方議会も、国会も議員の数が多すぎる。この際、参議院の廃止、ないし縮小を提唱する」、③行財政改革問題については、「国民の〝総論賛成、各論反対〟の姿勢」を「払拭」し、「自助努力を基本にした考えに改めなければ」ならない、と述べている。①の「良好な民間企業の労使関係」と比較して、官公部門の労使関係をきびしく批判するという論点は、官民の「生涯賃金」比較によって官公労賃金の抑制を求めた一九七九年一二月の『報告』が最初であった。翌一九八〇年一二月の『報告』では、同様の論点がはじめて「官公部門の労働問題」として一章をおこすかたちでとりあげられた。つづく一九八一年一月の『報告』では、「行政改革問題」として一章がおこされ、第二臨調に「大いに期待」するだけでなく、第二臨調の守備範囲外の、立法府のあり方にまではじめて批判的に言及した。同じ論点は、翌一九八三年一月の『報告』では、「行政府と立法府の改革」として、ほぼそのまま引きつがれただけであったが、今回の『報告』では、具体的に「参議院の廃止、ないし縮小」の提唱をふくむ、議会制度「改革」の提唱へとエスカレートしている。この点は、今回の『報告』の大きな特徴の一つである。

中小企業の自助努力の強調

第五章「中小企業問題」では、「中小企業分野の活力の有無はまさに日本経済の動向を左右するといっても過言ではない。こうした大きい比重をもつ中小企業であるが、労働経済面からみると、多くの問題をかかえている」として、二つの問題をあげている。

その第一は、「労働生産性は大手を一〇〇として中小企業は四六・五にすぎないにかかわらず、一人当たりの人件費は大手一〇〇に対して中小企業六〇・〇であることである」と述べている。そして、この「わが国の中小企業の労働生産性と人件費との間に著しいアンバランスがあること」の原因を、一つには、中小企業における設備

投資意欲の冷えこみに求め、対策としての「設備投資減税」を要望している。だが、それと同時に日経連は、「中小企業の野放図な経理」や「大企業以上の賃上げを要求し、実現させようとする中小企業労組」の賃上げに、もう一つの原因を求め、「中小企業なるがゆえの一律的保護政策を財政負担によって現在以上に推進すること」を拒否する。「要するに、自助努力が肝要」だという主張である。

第二の問題として、日経連は「中小企業に対する労働行政の過剰介入」を批判する。「問題は労働行政末端の姿勢である」として、「規模、業種、業態、地域性、業績など、多種多様で複雑な中小企業に対して、労働時間短縮、週休二日制などの労働諸条件について、大手・中堅企業と同様の画一的指導を行うことは中小企業経営への桎梏以外の何ものでもない」と、現存する企業規模間の労働条件格差の固定化を是とする立場から、労働行政当局の改善努力を批判している。

日経連は、その理由として、「中小企業の製品が発展途上国の製品との競合関係にたつことが多いこと」をあげ、「労働条件から生ずるコスト格差の面において、わが国の中小企業の競争力は著しく弱められている」のだから、「これに輪をかけるような行政指導は慎んでもらわねばならない」というのである。中小企業問題について、はじめて章をおこしたのは八三年の『報告』からである。大企業と中小企業とのあいだにおける「生産性格差と賃金格差のアンバランス」の問題や、「規模間賃金格差の撤廃を迫る」中小企業労働運動への敵視姿勢、および「労働行政の介入」にたいする批判という視点は、八三年の『報告』から引きつづくものであるが、発展途上国の低労働コストを理由として発達した工業国であるわが国の中小企業の労働条件の改善を抑制するよう行政当局に要求するというのは、今回がはじめてである。さらに、日経連は、この同じ観点から、現行「法定最低賃金の決定のあり方、とくに最低賃金審議会のあり方について」「再検討が必要である」と、現行最賃制にたいしても批判を強めている。

年金・医療問題の改善

第六章「高齢化問題」では、「わが国社会が世界に前例のない超スピードで高齢化すること」を理由として、年金・医療制度の見直しを強く要請している。厚生年金については、「給付の切り下げ、保険料率の引き上げ、年金支給開始年齢の繰り上げのいずれかを行わなければならない」と、八三年『報告』同様、制度の抜本的な変更を要請している。また、医療の問題については、「悪徳医師の存在がただでさえふえがちな医療費の増嵩に大きな役割を占めていることは否定しがたい」と、これまた昨年と同じく、悪徳医師批判をおこなったうえで、「現在の医療保健制度には乱診乱療を助長する要素が含まれていることも事実である」として、「薬価基準の適正化」や「患者の自己負担を高める等の措置」による現行医療保健制度の見直しを要請している。

以上のほかに、今年はじめて加わった論点としては、定年延長の行政指導を労働省が担当し、厚生年金受給開始年齢の引き上げを厚生省が担当している両省分割担当にたいして、「これを統合、一省で所管」すればもっと効果的になると、行政に注文をつけている点があげられる。

さらに、年金・医療問題と同時に、「高齢化社会では、労働力の

平均年齢が高まり、社会全体としての生産性が低下する」ことが問題だとして、「たとえ短期的に企業収益が向上しても」それを賃上げに回さず、設備投資や技術開発投資をおこなうよう求めている。これは、高齢化問題への生産性賃金論の拡張適用ともいうべきものであるが、これも八四年に新たに加わった主張である。

ME化と労働問題を新設

第七章「ME化と労働問題」では、八三年の『報告』で、はじめて一項をおこしてとりあげられたME化の問題が、八四年から一章をおこすかたちで格上げされたことが目立つ。だが、内容は昨年の三頁から今年は二頁たらずへとむしろ簡略化されており、わが国ではヨーロッパ諸国に比し、ME導入の雇用・労働問題への影響についての論議が「それほど激しくない」が、これは「終身雇用制度を基本」とした「わが国の雇用慣行、人事制度」によるとの認識に立ち、対策としては、ME導入にあたって経営側としては、①雇用安定の努力、②ME導入の必要性、③配置転換の際の配慮等を「十分説明し、従業員、労働組合の理解を得ることが大切」と述べるにとどまっている。だが、このことは、日経連によるME化問題の軽視を意味するものではまったくない。これとは別に、『報告』発行の一カ月後にあたる一九八四年二月には、八三年『報告』で公表されていたように、一九八二年四月から日経連雇用特別委員会（下川常雄委員長）の下部組織として設置されていた「マイクロ・エレクトロニクスの企業経営と雇用に及ぼす影響検討小委員会」の検討結果が『ME化の進展と企業の対応——職場の活性化と労使関係の安定を求めて』と題する三〇頁を越す報告書となって発表されているからである。あわせて簡単に紹介しておく。

この委員会の目的は、「急速なME化の進展を踏まえて、①ME化が企業経営と雇用にどのような影響を及ぼすか。②企業の活力を維持・強化するために、労使関係や人事労務管理等の面でどのような対応を図るべきか、を検討することであった」とされる。その検討結果の概要は、「①ME化の個別企業における雇用に及ぼす影響という問題については、その変化の量的側面より質的側面を重視した対応が重要であること、②ME化を促進するためには、現在の、仕事や職場の変化を踏まえ、将来にわたる変化にも柔軟に対処しうるよう、当面の人事労務管理の諸施策のあり方を再検討すること、③安定した労使関係を維持するため、労使間の意思疎通を図り、信頼関係の維持に努めることの三点に集約される」としている。「職場におけるME化をスムーズに促進するために、当面の個別企業の労務管理施策のあり方を中心に」検討されたこの「小委員会報告書」は、ME化進行にともなう今後の個別企業の労務管理のあり方に影響を及ぼすことも予想され、注目を要するといえよう。

日経連の「教育改革」論

第八章は「教育の問題」であるが、『報告』で教育問題が一つの章をたてて論じられたのは今回がはじめてである。今回の『報告』が出されたのが、一九八四年の一月一一日。その前後における「臨時教育審議会」設置をめぐる教育問題関係の主な動きのなかに、この『報告』を位置づけると、つぎのようになる。

一九八三年一二月一〇日、中曽根首相演説「教育改革の七つの構想」。
一九八四年一月一一日、日経連『報告』第八章「教育問題」（新設）発表。
一九八四年一月二六日、自民党昭和五九年度運動方針決定（政策の最重点課題六項目の五番目に「教育改革」）。
一九八四年二月六日、中曽根首相第一〇一国会での施政方針演説（教育改

革を、行政改革、財政改革につづく「第三の改革」に位置づけ、いわゆる「教育臨調」を設けて取り組む方針を正式に表明)。

一九八四年三月二七日「臨時教育審議会設置法案」上程。

今回の『報告』における「教育の問題」の章新設の政治的位置が明らかであろう。ところで、この章は、(1)「中学校義務教育制度の見直し」、(2)「私立大学に対する補助金」、(3)「企業と教育」、(4)「家庭教育」の四つの節をたて、六頁にわたって教育問題を論じている(ちなみに、今回の『報告』で、節をたてているのはこの章だけである)。(1)の「中学校義務教育制度の見直し」においては、中学生の校内暴力問題をとりあげ、生徒を退学させることのできる私立中学校では、大きな校内暴力事件がないということを論拠にして、公立中学校でも、教師の手に負えない生徒にたいしては、「むしろ画一的な授業を課すよりは、自己に適した、または自己の好む仕事をするための技能を習得できる道を選ばせる、つまり九年間義務教育制を見直すほうが本人の幸福につながる」として、義務教育期間の短縮、および中学校の種別化の提唱をしている。これは、現在、大学、高校のレベルで一般化している「偏差値・輪切り」の能力主義教育体制をいよいよ中学校のレベルにまでおろして、中学校の種別化と中学校教育の能力主義化をはかろうとする提案であり、各種の「六・三・三・四体制見直し論」のなかでも、その意図をもっとも明確にあらわしているものとして注目に値する。

(2)の「私立大学に対する補助金」では、日経連は「一部私立大学の不祥事」を理由に、私大への国庫補助を見直すべきだと主張している。その際、日経連がもっとも強調しているのは、「ストライキ権を背景とした団体交渉の結果」「私立大学教職員の給与は、平均して国立大学教職員のそれよりも一二・四%も高くなっている」ということである。ここでは、団交・スト権そして「賃上げ」そのものにたいする日経連の反感の強さが目をひく。(3)「企業と教育」では、「企業は、一般社会により広く門戸を開くことを考えねばならなくなった」として、「学校側の要請があれば、企業の従業員を学校の講師として派遣すること等」の新たな施策を提案するなど、従来同様の地域社会・従業員家族にたいする施策だけでなく、学校にたいしても、企業の側から積極的に働きかけるように要請している。(4)「家庭教育」では、「母親の家庭外就労の比率、社会への進出の比率が大きくなった。このことは女性の地位の向上をもたらし、社会発展に貢献したことは否定できないが、反面、スキンシップによる子供の教育が欠落し、家庭のぬくもりを奪うことによって児童の福祉によくない影響を与えているのではないということを危惧する」として、日経連の基本的な考え方が、「婦人の就業化と男女平等の実現」という方向性にではなく、「婦人は家庭を守れ」という方向性に親和的であることを示している。だが、それにつづけて「母親のみではない。従来、企業には、ともすれば仕事に熱中するあまり、家庭を顧みないことをもってよしとする風潮があった」として、「少年非行、家庭内暴力の原因として」「企業内における雰囲気も相当の影響力をもつことに留意しなければならない」と、経営者自身にも反省をうながす姿勢をみせているのが注目される。

経営者・ユニオンリーダーの世代交替期に企業防衛を強調

第九章の「むすび」は、「戦後三八年。世の中は大きく変わりつつある」として、つぎの四点にわたる総括でしめくくっている。①「労使双方とも世代交替期にさしか

かった」。「終戦直後、共産党指導下の産別会議」と抗争して「その地歩を築いたわが国労働運動の指導者」と、「終戦直後の激烈な労働攻勢に体を張って立ち向かった」経営者が、ともに「第一線を退きつつある」とき、「企業防衛の重要性への認識が、いかに引き継がれるか」が、「世代交替期に際してのわれわれの関心事といわなければならない」。②わが国の大衆は「労働者」より「サラリーマン」という言葉でとらえられるべきであり、日本国民の九割は「自分は中産階級だ」と考えている。③「ケインズ主義と福祉国家」の時代は終わった。「先進工業国の大半は先進国病の実態を知って真剣にこれと取り組」んでいる。「アメリカのレーガン政権、イギリスのサッチャー政権、そして西ドイツのコール政権」がそれである。「土光臨調路線も、この世界的な流れの一環」である。④「わが国は、諸外国に比し、比較的幸福な状態にあるといってよい」。「そのことはとくに民間企業労使の共通の認識、行動に負うことが多かった」。「この状態を二十一世紀にも引き継いでいくため肥大化した公的部門を削減し、民間企業の活力を十分に発揮するとともに、わが国の良好な労使関係をさらに発展させていくことが肝要であろう」。

なお、この臨時総会では緊急動議として、法人課税の増税に反対する決議を出すよう意見が出され、決議を採択した。

2　日経連第三七回定時総会

日経連は、一九八四年五月一六日に第三七回定時総会をひらいた。総会は、大槻文平会長のあいさつのあと、松崎芳伸専務理事の労働情勢報告をふくむ昭和五八年度事業報告と同決算、および昭和五九年度事業計画、予算案をそれぞれ審議・承認するとともに、新副会長に斎藤英四郎・業種団体長会副議長（新日鉄会長）、鈴木永二・地方団体長会副議長（三菱化成工業会長）、花井正八・同（トヨタ自動車相談役）の三氏の昇任を了承した。

総会冒頭のあいさつをおこなった大槻会長は、今年の賃上げ率（四・四一％、日経連調べ）について、「残念ながら、賃金決定の正常化は足踏みであったといわざるを得ない」との評価を下す一方、「今後の景気は、環境条件が前年度と同様に推移するなら、昨年程度の緩やかな回復は期待できる」と述べた。しかし、生産性上昇以上の賃上げをするなら、コストアップを吸収しきれず、収益の低下から景気不振をもたらすと警告を発し、今後の賃金決定に当たっては、「微調整段階での賃金決定の正常化が必要」だと強調した。

松崎専務理事は、労働情勢報告のなかで、今春闘の特徴点を、①賃上げのパターンセッター、②私鉄の一発回答、③三公社四現業の賃金問題、④全民労協の役割の評価の各面から説明した。とくに、

パターンセッターの問題として、労働側からいわゆる〝鉄ばなれ〟論が出たが、この二十数年間、「自産業のことだけでなく、日本経済全体のことを考えて賃金決定をしてきた」鉄の労使に代わりうる産業が出るだろうかと疑問を投げかけ、「ここ二、三年むずかしいのではないか」との見解を示した。

なお、来賓あいさつした中曽根首相は、政策の中心課題が行財政改革および教育改革であることを強調し、「健康保険法改正案が通らないと財政に欠陥が生じる」と述べ、第一〇一国会で同改正案を成立させることに強い決意を示した。

【大槻会長あいさつ（要旨）】

一、本年の春の賃金交渉においては、残念ながら、賃金決定の正常化は足踏みであったといわざるを得ない。足踏みだから悪化したわけではない。環境条件が前年度と同様に推移していけば、昨年程度の緩やかな回復は期待できると考えられる。組合が主張しているような、だから、もっと賃上げすれば、もっと景気が良くなるなどという意見は問題外としても、もう少し景気回復を力強いものにしたい、それが国内的にも、国際的にも望ましいという意見は強い。企業の場で考えると、今日の企業環境の中では、生産性以上の賃上げは、ほとんどは、そのままコスト・アップになる。その結果は、収益不振、設備投資不振、民間企業活力の喪失となって景気不振をもたらす。日経連としては、そうした見地から、今一歩賃金決定の正常化を進め、景気回復を早めるべきだと考えたが、残念ながら、そこまで到達できなかった。

一、賃金決定の正常化は、基本的には、労使関係の進歩の上に成立すると考える。昭和四九年の三二・五％の賃上げから、五三年の五・八％の賃上げに至る五年間、日本の労使は紆余曲折を経ながらも、互いに教育し教育され、大幅賃上げは、経済・経営にとって百害あって一利ないことを学び、賃金決定の正常化によって、日本経済の正常化を実現して来た。この間、特筆すべきことは、わが国の民間労働組合が、世界の労働組合にさきがけて、経済実態に合った賃上げという、いわゆる経済整合性路線を打ち出したことだ。この労働組合としては、いわば、コペルニクス的な転換によって、日本経済は、世界主要国の中で、いち早く第一次オイルショックを克服し、ジャパン・アズ・ナンバー・ワンと称されるまでになった。こうして日本の労使関係は世界中から注目され、賞賛されることになったわけだが、本当に今後、欧米の挑戦を受けて、ジャパン・アズ・ナンバー・ワンを続けようとするならば、従来程度の、いわば荒削りの経済整合性路線、賃金決定正常化にとどまらず、さらに一歩を進めて、生産性基準原理に一層近づくための、いわば微調整の域に達する賃金決定の正常化を、いよいよ実践に移していかなければならない。

一、昨年度の消費者物価は、大変安定し、前年度に比し、わずか一・九％の上昇にとどまった。日経連としては、低成長下で物価の安定は経済の安定にも、国民生活の安定にも大変重要であり、特に高齢化社会を乗り切っていくためには、インフレはできるだけ低くすべきだと考えるから、今日はまさに、インフレ撲滅の絶好の機会と考えている。ところが残念なことに、労働組合や政府は、インフレに対して安易な態度をとっている。同盟は今年度二・二％程度の消費者物価上昇は許容するとか、また政府に至っては二・八％の消費者物価上昇を予想する状態だ。基本的には、こうしたインフレに対する安易な態度が、生産性基準原理を逸脱した賃金決定につながるのである。労働組合の賃上げ要求の組み立ては、いわゆる「物価プラス・アルファ」だ。もし今年度の消費者物価上昇率が昨年度より高くなると、当然、来年へ向けての労働組合の賃上げ要求は、今回の要求水準を上回ってくることになる。こうしたところに、インフレが高まる要因があるわけで、今年の物価動向について多少心配している。

3　日経連「男女雇用機会均等法」で「強行規定」に反対

大槻日経連会長は、一九八四年三月二六日、雇用における男女平等問題を審議している婦人少年問題審議会（労働大臣の諮問機関、藤田たき会長）が労働大臣に提出した「雇用における男女の機会の均等及び待遇の平等の確保のための法的整備について」と題する建議にたいして、つぎのような所感を発表した。内容は、①わが国の女子労働者の扱い方は、それなりの合理性があり、画一的に改める必要はない、②現行の雇用管理に急激な変革を求めるような「強行規定」にはすべきでない、③母性保護規定をのぞいて女子保護規定は撤廃すべきである、④当面、婦人差別撤廃条約批准に必要な最低限の法整備でよい、⑤影響が大きいので、あくまで慎重にしてほしい、の四点である。

【婦人少年問題審議会の建議に対する所感】

一、雇用における不合理な男女差別については、産業界としてもその解消に反対するものではない。しかし、現在わが国の女子労働者の扱い方は、わが国の社会通念や女子自身の職業意識・就業実態を反映したものであって、それなりの合理性をもって続いてきたというべきものである。それを今直ちに画一的に改めなければならないものとみることは早計ではないか。

二、今後政府は審議会の建議を受けて関係法規の作成に入ることになると思うが、現行の雇用管理に急激な変革を求めるようなことになれば、企業に重大かつ無用の混乱を起こし、ひいては企業活力を減殺することになるので、「強行規定」にはすべきではない。

三、雇用における男女平等を実現するためには、当然母性保護規定を除いて女子保護規定は撤廃すべきである。保護規定を残すことは逆差別ではないか。

四、新聞報道をみていると、労働側というより婦人団体側は婦人差別撤廃条約批准に必要な条件以上のものを求めているようにみえるが、当面、婦人差別撤廃条約批准に必要最低限の法整備をめざすべきで、それも、現実から余り離れた強いものが必要だというのならもっとじっくり研究すればよい。あわてて批准する必要はないのではないか、

五、さらには、本問題は雇用のみならずわが国の社会秩序、家庭生活等に与える影響が非常に大きいものになると思われるのであくまでも慎重にしてほしい。

【参考資料】(1)日経連『日経連タイムス』、(2)日経連『経営者』、(3)日本生産性本部『日本生産性新聞』、(4)その他経営者団体発行の資料

VI　ILO

概要□総会と主要な会議──第六九回国際労働総会：総会の大要／職業リハビリテーションと雇用／社会保障権保全／雇用政策／工業化の社会的側面／主要な会議：金属産業委員会／アジア諮問委員会／ホテル・レストラン会議／その他──ボリーン次長来日／人勧提訴／調査研究報告／条約批准の進展

概要

一、八三年六月の第六九回総会は、職業リハビリテーション条約、同勧告、社会保障権勧告を採択、条約数は一五九、勧告数は一六八となった。議題外決議としては「若年者および国際若年者年に対するILOの寄与に関する決議」が採択されたほか、八四～八五年度予算として二億五四七〇万ドルが承認され、事業計画のなかでは、人権保護、雇用促進、訓練と経営開発による生産性向上、の三本柱が中心とされ、失業者、若年者、婦人、移民、未組織労働者などへの対策が重視されることになった。また、一二年ぶりに中国の政労使三者代表が出席して注目された。

一、総会以外の主な会議としては、金属産業委員会、アジア諮問委員会、ホテル・レストラン会議、石炭以外鉱山会議、機構問題総会代表団会議、賃金制度専門家会議、農村開発諮問委員会、訓練ニーズ測定専門家会議、社会保障基金投資専門家会議、職業ストレス専門家会議などがひらかれ、それぞれの分野における産業基準、地域基準などが検討された。

一、ボリーンILO次長は、八三年一一月東京で開かれたFIET（国際商業事務技術労連）世界大会に出席のため来日、同大会であいさつしたほか、政労使三者の首脳と会談、さらに広島の原爆記

念館を見学するなど日本理解を深めた。

一、八四年五月二八日付でソロモン群島がILOに加盟、加盟国総数は一五一カ国となった。

一、総評、公務員共闘、関係国際組織は、八四年三月、人事院勧告の完全実施を求めてILOに提訴、本件は一二六三号案件としてILO理事会の結社の自由委員会で審査されることになった。他方、八四年三月の条約勧告適用専門家委員会は、日本の批准した八七号、九八号の両条約の適用状況を検討したのち、スト権禁止の代償措置としての人事院勧告、仲裁裁定の重要性を再確認し、公務労働者の基本権制限をつづけるならば、賃金、労働時間の決定手続きと制度を再検討するよう希望を表明した。

一、加盟国による条約批准総数は、八四年五月二三日現在五一四八となった。日本の批准数は三七で、加盟国全体の平均批准数三四をやや上回るが、常任理事国の平均五四を大幅に下回る。

1　総会と主要な会議

1　第六九回国際労働総会

総会の大要　第六九回国際労働総会は、八三年六月一日から二三日までジュネーブのパレデナシオンにおいて開かれ、一五〇の加盟国中、日本をはじめ一三八カ国から政労使三者の代表、顧問一八五〇人が出席した。日本からは、ビジティング・ミニスターとしての大野労相ほか四三人の三者構成代表団が出席した。中国からは一二年ぶりに三者構成代表団が出席して注目された（本年鑑第五四集五三四頁参照）。総会の議題はつぎの八つであった。①理事会と事務局長の報告、②事業計画・予算案その他の財政問題、③条約・勧告の適用に関する情報と報告、④職業リハビリテーション、⑤社会保障権保全、⑥雇用政策、⑦工業化の社会的側面、⑧ILOの機構。このほか総会には、八一年に更新された「南アフリカのアパルトヘイトに関する宣言」の適用に関する事務局長の特別報告と、理事会の差別待遇委員会の報告が提出された。

総会はこれらの議題を審議した結果、職業リハビリテーションに関する条約と勧告、社会保障権保全に関する勧告を採択したほか、

議題外決議として「若年者および国際若年者年に対するＩＬＯの寄与に関する決議」を採択した。また、八四～八五年度予算として二億五四七〇万ドルが承認された。特別ゲストとしてはムバラク・エジプト大統領、ホーク・オーストラリア首相、ムガベ・ジンバブエ首相が出席し、それぞれ特別講演をおこなった。

児童労働の問題をとりあげた事務局長報告をめぐる一般討議（いわゆる代表演説）には多くの代表、顧問が参加した。ビジティング・ミニスターとして出席した大野労相は六月一〇日に代表演説をおこない、自由貿易を基調とする国際協力の促進によって、貿易発展と雇用拡大をはかることができると主張し、その際、公正競争条件の一つである国際労働基準のもつ重要性を指摘し、この分野でのＩＬＯ活動を評価した。内山労働者代表（総評事務局長代行）は六月一三日に演説し、近年急速に進行しつつあるＭＥ化にともなう失業問題に言及、日本の経験によれば問題解決のためには労働組合の参加と協議が不可欠だと強調した。

ブランシャール事務局長は二一日の本会議で代表演説にたいする回答演説をおこない、児童労働の廃止につき世界の政労使の合意が得られたことを評価し、労働組合権の侵害にかかわる申立て急増にともなう問題を検討するため、八四年総会に提出する事務局長報告のテーマを国際労働基準とすることを明らかにした。

職業リハビリテーションと雇用　この問題に関しては条約（一五九号）とそれを補足する勧告（一六八号）が採択された。条約の票決は、賛成三四四、反対〇、棄権七七、勧告は賛成四一七、反対〇、棄権三で採択された。日本代表は条約については政府、労働者が賛成、使用者は棄権、勧告については三者とも賛成だった。

この条約を批准する加盟国は、心身障害者のために適切な職業リハビリテーションの対策を講じ、雇用機会の増進につとめるものとされる。現在世界にはこの条約の定義による「正式に承認された身体的および精神的障害の結果として、適当な雇用に就き、それを継続し、促進する見通しが実質的に削減されている者」が五億人いるといわれており、新条約の採択によりこれらの人びとの諸条件の向上が期待できることになった。この条約にもとづいて心身障害者のためにとられる特別措置は、それ以外の労働者との関係では差別待遇とはみなされないものとされる。また、国のリハビリテーション政策の実施段階では、代表的な労使団体が協議にあずかるべきことも規定されている。

条約を補足する勧告は、さらに詳細に規定し、使用者への援助や奨励策、援護職場、障害者による、障害者のための生産職場や協同組合の創設、就業上の各種障害の排除、輸送手段（通勤など）の供与、免税などさまざまな具体的措置に言及している。

社会保障権保全　賛成四一九、反対〇、棄権八（日本代表は三者とも賛成）で採択された「社会保障権保全のための国際制度の創設に関する勧告」（一六七号）は、国外で就業する者の社会保障上の保護を目的とするもので、前年採択された同名の条約（一五七号）にもとづき二国間、多国間で協定を結ぶ際のモデルとなるものである。

勧告そのものは、六項にわけて定義や条約との関連にふれる比較的簡単なものだが、付属文書のモデル規定はきわめて詳細なもので、定義、適用法令、進行中の権利保全、既得権の保全と外国での

給付支給、過度の繁雑化の規制など三八カ条にわけて規定している。また、二国間、多国間の社会保障文書の統合に関するモデル協定も付属文書となっている。

雇用政策　六四年の雇用政策条約と勧告（いずれも一二二号）を、その後の事態の進展にあわせて補足するため新しい勧告を採択する目的で第一次討議がおこなわれ、八四年総会で正式に勧告が採択されるはこびとなった。また、関連の決議が採択され、加盟国にたいして雇用政策関係のＩＬＯ基準の批准、適用を求めるとともに、ＩＬＯが世界雇用計画（ＷＥＰ）を手直しし、定期的に「世界雇用報告」を作成するよう要請した。

工業化の社会的側面　この問題については一般討議がおこなわれ、工業化をすすめる場合には、投資、成長、近代化など経済的側面だけでなく、雇用促進、所得分配、安全衛生、労働者と家族の保護など社会的側面の重要性に留意すべきことが強調された。また、三者の協力と労使協力、基本的人権の尊重、新技術導入時の配慮事項などもとりあげられた。

議題外決議　八五年の国際若年者年にたいするＩＬＯの寄与に関する決議が一つ採択された。この決議は、加盟国にたいして、若年者の失業と取り組み、同一労働同一報酬の原則を彼らに完全に適用し、とくに農村地域の若年者の生活水準向上と労働条件改善のために、ただちに総合的対策を講じるよう求めている。また、ＩＬＯにたいしては、若年者の雇用と訓練に関する特別計画を考慮にいれてＩＬＯ活動をすすめるよう要請している。

2　主要な会議

金属産業委員会　第一一回金属産業委員会は、日本など二七カ国の政労使三者の代表、顧問二三〇人が出席して、八三年九月二〇日から二九日までジュネーブのＩＬＯ本部で開かれた。委員会は、団体交渉、訓練の両議題に関する結論のほか、結社の自由、多国籍企業などに関する決議を採択した。これらの決定事項は、理事会に報告されたのち関係国の政労使に送付され、その主旨を産業別の国際基準として国内法や協約のなかで生かすよう求められた。

〔団体交渉〕　金属産業における労働・生活条件改善の手段としての団体交渉に関する結論は、前文で結社の自由、団結権、団体交渉権、団体交渉などに関するＩＬＯの条約、勧告に定められた原則を述べ、社会問題の解決、社会的合意の達成、紛争処理のため団体交渉が有効なものであることに注目したのち、個別の事項についてつぎのように規定する。

協約事項の決定――協約当事者は、九八号条約（団結権・団交権）に定める原則にしたがって、自由に協定の内容を定め、労働・生活条件にかかわるすべての事項につき協定し、法定最低基準を改善し、その他の諸条件を向上させることができる。政府の役割は最低基準を定めることにあり、団体交渉の過程への介入を避けるべきである。

転換期の団体交渉――技術変化、構造変化、国際競争、不況などの進行中にあって企業が生きのびるためには、多くの課題を克服しなければならない。企業の競争力の保持、新技術導入などに関連する問題を解決しようとする場合には、交渉当事者は、前記の課題を考慮にいれるとともに、雇用保障、労働条件と賃金の改善を考慮しなければならない。このような困難な時期にあっても団体交渉は有効なものであり、当事者双方は国民経済全体への影響を考慮すべきである。

賃金交渉――賃金にかかわる事項は交渉当事者間の問題であり、公の機関は介入してはならない。安定政策のためにおこなわれる国の介入は例外的な状況でのみ許され、期間は限定されるべきである。

新技術導入――企業が生き残れるかどうかは技術変化への対応いかんにかかっている。しかし新技術の導入が、雇用、職務内容、作業編成、労働条件、賃金などに影響することは明らかである。金属産業の労使双方は、新技術導入から生じる社会問題を処理できる基本協定につき交渉できるが、その際ＩＬＯの雇用終了条約（一五八号）、同勧告（一六六号）が参考になる。

〔訓練・再訓練〕 とくに技術変化に関連した男女労働者の訓練、再訓練に関する結論は、有給教育休暇条約（一四〇号）、同勧告（一四八号）、人的資源開発条約（一四二号）、同勧告（一五〇号）に言及したのち、技術変化にともなって必要となる訓練、再訓練、とくに婦人労働者のそれについて、つぎのように規定する。

絶えまない急速な技術発展は、訓練ニーズ、教育内容に大きな変化を求めており、金属産業ではそれがとくに目立つ。そのため導入訓練、向上訓練の過程で希望者が支障なくそれを利用できるようにする配慮が必要になる。金属産業には多くの婦人労働者が働いているが、熟練労働者や責任度の高い者は少ない。原因はさまざまであって男女平等を促進するためには各種の対策が必要になる。訓練関係では、少女が職業訓練や技術教育を受けやすくし、技能資格を得るための訓練、再訓練につき特別の機会を与え、婦人の教師や指導員をふやすことなどが考えられる。

〔その他の決議〕 多国籍企業――ＩＬＯが七七年に多国籍企業と社会政策に関する三者宣言を採択し、八〇年にこの宣言の適用を検討する理事会の常設委員会を設置したことを歓迎し、いまなお増加をつづける多国籍企業が多くの問題を起こしていることを考慮し、ＩＬＯがつぎのことをおこなうよう要請する。①各国が三者宣言の実施を確保するよう促進し、次期会合にその実績を報告する、②この分野の調査研究を継続する、③多国籍企業に関する国連活動へのＩＬＯの積極的参加を継続し、この分野でのＩＬＯ活動の成果に注目させる。

結社の自由と三者協議――ＩＬＯ条約八七号、九八号、一三五号、一四四号の批准、適用を加盟国に求め、国内で社会経済問題をとりあつかう定期会合を通じて政労使の三者協議を発展、強化し、その際ＩＬＯの金属産業委員会の採択した結論、決議を参考にするよう求める。

アジア諮問委員会　第一八回アジア諮問委員会は、八三年一一月二一日から二四日までジュネーブのＩＬＯ本部で開かれ、日本をはじめ地域内の政労使三者の委員が参加した。委員会は、技術協力、基準適用などの議題を審議したほか、次期ア

ジア地域会議の議題を選定した。

〔技術協力〕　途上国、とりわけ最貧国にたいする技術協力の増強が重視され、農村地域に失業と貧困がかたよっていることからこの地域の訓練促進、労働生活条件向上を優先するよう提案された。また自立をうながすため、社会労働分野でのプロジェクトは当該国政府や労使団体の手で実施されるべきだと強調された。

〔基準適用〕　ＩＬＯのつくる国際労働基準は普遍的なものであるとの原則を保ちながら、途上国にも適用しやすいものとするため、起草段階で適当な弾力性をもたせるのがよいとされ、そのため基準設定のあらゆる段階で途上国の参加を促進するための措置が提案された。

ＩＬＯ基準の適用が困難な途上国が多いので、地域内諸国の条約批准数は少ない。労使側はとくに人権関係諸条約と三者協議条約（一四四号）の批准を促進するため政府の努力を求め、委員会としては批准条約の適用を公平かつ客観的に監視するのが重要であることを強調した。

〔アジア地域会議の議題〕　八五年に開催予定のアジア地域会議の議題候補としてつぎの三つを選定し、理事会に報告することとした。①事務局長報告（婦人労働者、アジア人移民労働者、国際労働基準に関する諸問題をふくむ）、②都市と農村の職業訓練、③障害者の職業リハビリテーション。

ホテル・レストラン会議

第三回ホテル・レストラン三者構成技術会議は、日本など二六カ国の政労使三者代表・顧問が出席して八三年一二月六日から一五日までジュネーブのＩＬＯ本部で開かれ、①一般報告、②社会問題と雇用、③管理職員と従業員の訓練、の三議題を審議、②③のそれぞれに関する結論を採択した。

〔社会問題と雇用〕　ホテル・レストラン業は多くの国で、雇用創出、外貨獲得に役立っており、途上国では急速に発展しているが、雇用条件や労働条件には問題のあるところもあるので、基本的権利と人間の尊厳が尊重されるような配慮が必要になる。労働法令の適用を確保するためには労働監督制度を強化すべきであり、安全衛生面での配慮も必要である。ＩＬＯは技術協力活動を通じて、途上国のホテル・レストランにおける社会問題や雇用問題の解決に努力すべきである。

〔訓　練〕　ホテル・レストラン要員の需要が急速に伸びているので、必要な訓練が急務となっている。訓練計画を作成する場合には、政労使三者の参加があらゆる段階で必要になる。指導員の訓練はとくに重要であり、ＩＬＯは指導員訓練のための特別の訓練教材を提供するよう求められる。国際的に訓練教材を交換できるようにするための資料センターの創設につき、ＩＬＯは努力すべきである。

2 その他

ボリーン次長来日　B・ボリーンILO次長は八三年一一月二〇日、東京で開かれたFIET（国際商業事務技術労連）世界大会に出席のため来日、二一日のFIET世界大会であいさつしたのち、政労使三者の首脳と会談して日本とILOの協力関係を促進したほか、広島の原爆記念館を見学するなど日本理解を深め、二七日に離日した。

FIET大会でのあいさつのなかで、ボリーン次長は、ILOとFIETとの長年にわたる協力関係にふれたのち、ホワイトカラー労働の分野におけるILO活動に言及してつぎのように述べた。

「三次産業は雇用創出の源泉となることが期待されている反面、技術変化にともなう失業増加の危惧もある。近年使用者側は、コスト引下げのため合理化をすすめ、新技術導入によって省力化に力をいれている。新技術が雇用や労働条件に与える影響については楽観論、悲観論がとびかっているが、ビデオスクリーンやコピー器材での有害物質使用など商業・事務労働者の健康にとって新たな危険の生じていることは明らかである。また婦人労働者とくにパート婦人の増加も問題となっている。

政労使三者の協力で労働条件改善を計ろうとしているILOは、各種の会議でこれらの問題を検討しているが、とりわけホワイトカラー問題を取扱う委員会ではこれを専門に審議して解決を促進している。この委員会は八五年三月に次の会合を開く予定である。

三次部門における諸問題の解決には、国内の総合政策の一環として対処するという考え方が必要であり、また国際的なアプローチも欠かせない。近年パートタイム、ジョブシェアリング、自発的短時間就業などの増加で、雇用そのものの概念が変わりつつあり、これまでのような単純な完全雇用政策では問題の解決は期待できなくなっている。新たな事態に対処するためには現状に則した方策が必要になる。」

なおボリーン次長は、週刊労働ニュース、世界の労働の共同インタビューに応じたが、その要旨は八三年一一月二八日付『週刊労働ニュース』に、詳細は『世界の労働』八四年一月号に掲載された。

人勧提訴　八四年三月二一日、総評、公務員共闘、国際公務員労連（PSI）、国際自由教員労連（IFFTU）は、人事院勧告の完全実施を求めてILOに提訴、理事会の結社の自由委員会はこれを一二六三号案件として審査することになった。スト権などの労働基本権を禁止する場合には必ず代償措置をともなうべきなのに、人事院勧告が完全に実施されなければ労働組合権の重大な侵害になるという主旨である。

他方、八四年三月八～二一日ジュネーブで開かれたILOの条約勧告適用専門家委員会は、日本の批准した八七号（結社の自由）、九八号（団結権・団交権）の両条約との関係で国内の状況を検討したのち、スト権禁止の代償措置としての人事院勧告、仲裁裁定の重要性をあらためて確認し、公務労働者の基本権制限をつづけるならば、賃金、労働時間の決定手続きと制度を再検討するよう希望した。

この問題は、八四年六月の第七〇回ILO総会において審議された結果、政府と労働組合との対話が継続され、きわめて近い将来、前記の専門家委員会の示す線にそって懸案事項が解決されるように

と希望が表明された。労働者側は、来年までに改善がみられなければ他の方法に訴えると述べたが、これは「ダイレクト・コンタクト」を示唆したものとみられている。

専門家委員会による審査は書面をもとにしておこなわれ、また総会での審議には時間的制約があるため、政府との意見調整には長時間を要することが多い。そこで、とくに問題があるような場合、ILO事務局長の派遣する代表（いわゆる調査団）が直接に政府当局と十分話し合い、解決を促進するため「ダイレクト・コンタクト」という方法が考えだされたのである。八四年五月末の自治労大会で丸山委員長がILOに調査団派遣を求めると示唆したのは、実はこの方法である。

調査研究報告

ILOのおこなう調査研究活動の成果をとりまとめた報告や諸会議のための資料として公刊されたもののほか、国際労働統計年鑑、社会労働通信、国際労働評論、公報などの定期刊行物が刊行された。

〔ワールド・レイバー・レポート〕 八四年一月一三日、世界の労働・社会情勢をとりまとめた総合報告「ワールド・レイバー・レポート」第一部が発表された。雇用、移民、賃金、社会保障、情報技術などをとりあげた第一部は以下のように報じているが、失業対策については情勢判断に誤りがあるのではないかと疑問をなげかけたり、賃金動向では先進国と途上国との相違を指摘するなど、現在世界のかかえている問題点の所在を明らかにしている。第二部は、八四年末に発表される予定で、労使関係、国際労働基準、訓練、労働条件の四テーマが内容となる。

失業問題＝情勢分析を共同で——八三年末の失業者は先進国でも三五〇〇万人になると推定され、これらの失業者は社会的にせっぱつまった状況にあるが、とくに若年者、女子、未熟練者、少数民族などが犠牲になっているようだ。失業増加の原因をみると、七三年、七九年の二回にわたるオイル・ショックが問題にされるが、これがすべてというわけではなく、生産性を上回る労務費増加、行政と社会保障の支出増加、生産性向上の鈍いサービス部門の増加なども問題になっている。

失業対策のため多くの国がこれまで各種の対策をとってきたが、成果ははかばかしくない。対策が個々ばらばらだったこともあるし、体系的で仔細にわたる分析がなく、情勢判断に誤りがあったようなので、斬新な共同行動が必要とされる。さらに、労働への態度や価値感に基本的な変化があらわれていることも問題とされている。そこで、関係国がILO、OECD、IMF、EEC、ガットなどの国際機関と共同して情勢分析をおこない、原因を糾明して対策をたてることが望まれる。

所得増加二〇年で六五％——一人当たりの所得を世界全体でみると、六〇年から八〇年までの二〇年間で六五％増加している。しかし、先進国と途上国では開きがあり、最貧国は恩恵に浴する程度が少なく、先進国は平均を上回っている。たとえば一人当たり国民所得が八〇年に二六〇ドルだった国の所得伸び率は一・二％にすぎなかったのに、西側先進国は三・六％と三倍の伸びだった。六・三％という最高の伸び率をみせたのは石油輸出国で、東欧圏は四・二％だった。

金額だけでなく「生活の質」をみてもかなりの改善がみられた。平均寿命はほとんどすべての国で伸び、低所得国でさえも六〇年の

四二歳から八〇年の五七歳になっている。乳児死亡率も低下し、一人当たりの医師と看護婦の数も増加している。教育面では大幅な進歩がみられ、小学校就学率は途上国でさえ二〇年前の七六%から九〇%になり、中学校は三倍、高校以上は倍増している。

しかし、こうした成長にとり残された国もあり、一一カ国＝八九一〇万人の人びとは六〇年から八〇年にかけて一人当たり所得が減少している。逆に一〇〇カ国＝三〇億人の人びとは一人当たり所得が伸びている。多くの国で所得分配にむらがあり、所得格差は西側諸国では比較的小さいが、途上国とくに中南米諸国では大きい。アジア・太平洋地域ではネパールをのぞき所得格差はさほどではない。

賃金動向をみると、先進国と途上国では明らかに相違があり、先進国では数年前まで実質賃金の上昇がつづいたのに、途上国では下向ぎみのところが多く、時には大幅に減少した。第三世界の多くの国は、法定最低賃金によって賃金格差の是正を試みてきた。しかし最低賃金をあまり高額にしすぎると、ほかへの影響もあって貧困解消という基本目的が達成しにくくなることもあった。

移民＝八〇年代の大問題――フランスの建築現場で働く労働者一〇人のうち八人は北アフリカ、ポルトガル、スペインからの移民であり、ベルギーの石炭産出の半分は外国人労働者の手によるものだという。八〇年に西ドイツで生産された自動車六台のうち一台は地中海沿岸諸国からの移民がつくったことになるし、スイス各地で観光する旅行者はイタリア人やスペイン人のウェイターにサービスされる。こうした西欧諸国の移民労働者は六五〇万人と推定され、アメリカにもほぼ同数の六五〇万人あまりの移民労働者がいる。他の地域では中南米四〇〇万人、中東と北アフリカ一八〇万人となっている。

合計すると現在世界には二〇〇〇万人から二二〇〇万人の移民がおり、家族をふくめれば優に四〇〇〇万人に達するという。その数は今後もふえる見込みで、八〇年代の課題としては、もぐり移民、移民の二世、契約移民があげられる。まずもぐり移民だが、アメリカには少なくみても二五〇万人ないし四〇〇万人いるようだし、西欧、南米、中東、西アフリカにも相当いるようだが、実数はなかなかつかめない。彼らは搾取や濫用の対象になりがちで、地元の労働者の交渉力を弱め、規則を守って彼らを雇わない使用者を困らせ、税金も社会保障拠出金も払わない。

つぎに移民二世（二五歳未満）は西欧だけで四五〇万人とみられ、今後も増加傾向にある。彼らは言葉の問題や偏見のため教育や訓練の機会にめぐまれず、ただでさえ失業者の多いところで苦労している。また、中東産油国へ韓国、フィリピン、パキスタンなどから一年程度の期限つきで出かける契約移民が、そのまま住みつくという問題もある。これらの問題をかかえる関係国はそれぞれ、規制や保護のため行政措置その他の対策を講じているが、解決には時間がかかるようである。

婦人・高齢者・若年者――六〇年から八〇年にかけて、男女別、年齢別の労働力率が大幅に変化し、婦人の進出、定年繰り上げなどがみられた。ＯＥＣＤ諸国（トルコをのぞく）では一五歳から六四歳までの労働力率は六九%で横ばいだが、ほとんどの国で婦人の労働力率が上昇し、六〇年の四五%から八〇年の五二%になり、男子は逆に九三・七%から八五・五%におちた。婦人の進出がめだったのは北欧諸国で、八〇年の数字ではスウェーデン七四・一%、デンマ

ーク六七・一%、フィンランド六三・二%、ノルウェー六三・二%である。カナダは六〇年の三二%から八〇年の五七・三%へと大幅に上昇した。逆にオーストラリアは五〇・四%から四九・二%へ、日本は六〇・一%から五四・九%へと下降し、西ドイツは四九・三%で横ばいである。

西欧諸国では七〇年代に若年者に就業機会を与えるため定年繰り上げが導入されたので、男子の労働力率は低下した。たとえばフランスでは七〇年から七九年までに六〇～六四歳の男子高齢者の労働力率は六五%から三八%、西ドイツでは七五%から四〇%とほぼ半減した。アメリカと日本はここ二〇年間で、それぞれ九一・七%から八五・四%、九二・二%から八九・一%とわずかに高齢者の労働力率は低下したが、定年を延長する動きがある。アメリカでは七〇歳に引き上げられ、日本では多くの企業が五五歳から六〇歳に引き上げつつある。

婦人の労働力率が上昇した理由はいくつかある。教育水準が高くなって重要な役割を果たしたいとする願望、核家族化の進行、家電普及による家事の軽減などがまずあげられる。また、最近は離婚率が高くなって母子家庭がふえ、働かざるをえない事情もある。さらに、インフレ対策や家計補助の必要性も原因となっている。

OECD諸国のなかで、日本の婦人雇用のパターンはまったく異なる。それは伝統や慣習に深く根ざすものであり、六〇年の比較的高い労働力率の多くの部分は農業従事者で占められており、そこでは育児や家事と仕事を組み合わせることができた。そこで農業人口が減少するとほかに就業機会のなかった二五～四〇歳の婦人が減少し、婦人全体の労働力率を低下させることになったわけである。また、日本では若年女子の労働力率が低くなったが、それは高等教育を受ける者がふえたことに起因する。たとえば、八〇年の女子の高校進学率は九五・四%で男子を二・三%上回った。西欧諸国では男女とも進学率が高まり、労働力率は二〇年間で激減した。他方、北アメリカとオーストラリアでは若年者の労働力率が高くなったが、その原因は通学しながら仕事につく学生がふえたことだとされている。

〔二一世紀の社会保障〕　八四年二月一五日、一〇人の専門家に委嘱して二年がかりでまとめた「二一世紀に入る先進国の社会保障の発展」と題する研究報告が発表された。この報告は「社会保障を経済危機や不況のスケープゴート（いけにえ）にしたり、社会保障以外にも公共支出の増加や民間計画の増大があることを無視したりするのは、ひどく不公平な話だ」として、二一世紀に入ろうとする先進国の社会保障政策のあり方について、つぎのように述べている。

社会保障の危機の大部分は、低い経済成長率と大量失業のため経済運営の基盤がおかされているためである。社会保障はこれまで反対陣営からの攻撃をうけてきており、経済危機の悪化や貧困追放の失敗は社会保障のせいだとされてきた。なかには、豊かな社会ではもはや社会保障は不必要だからやめてしまえと主張する者もいる。しかし、「生活の質」をたかめ、所得保障を確保し、すべての人が医療を受けられるようにするという拡大された社会保障の目的が支持されるべきである。

二一世紀に入る先進国の社会保障を発展させ、それをいっそう「人間的」で有効なものとするためには、大衆の連帯感を復活させる必要がある。社会保障は、個人とその家族にたいして、自分たち

の生活水準が社会的危機によっておかされないという信頼感を与えるべきである。この目的に対処するためには、広範なサービスと現金給付が必要とされる。中心課題は、現在保護されていない者、あるいは不十分な保護しか受けていない者を完全に保護すべきだということである。これから二一世紀にかけて優先されるべきことは、予防とリハビリテーションのためのサービスを発展させることであり、また訓練、再訓練手当を拡充することである。

医療費は急増しており、五〇年代初期には国内総生産（ＧＤＰ）の四％だったのに八〇年代に入ってからは一〇％になっている。治療に要する費用の増加は必ずしも健康の向上につながらない。そこで治療と予防のバランスを変える必要がある。多くの国で総合病院に空きベッドが目につくようになり、医師のだぶつきもでてきて、医療要員の配分に問題が生じている。これらの問題に関する従来の考え方は修正を要する。

過去四〇年間に社会保障はめざましく発展し、費用は急騰した。費用の急騰は適用範囲の拡大によるものではなく、年金制度の成熟、人口高齢化、核家族化、医療の技術進歩などがその原因であるが、トップは不況に起因するものである。不況のため大量失業が生じており、これらの失業者には現金給付が必要なのに、拠出金や税金の払えない失業者の増加で基金が先ぼそりになってしまう。しかし、失業者が減少し、経済成長が妥当な率で達成できれば難なく問題が解消することになる。

社会保障をどのようにまかなうかは国内事情に応じて考えられるべきだが、累進課税でまかなう公的社会保障計画を妥当な割合にして、前向きの財政方法を考えるべきである。

条約批准の進展

八四年五月二三日現在、加盟国によるＩＬＯ条約批准総数は五一四八となった。八四年一月一日現在の批准表によると、批准数の多い加盟国のベストテンはつぎのとおりである（カッコ内は批准数）。

スペイン（一〇七）、フランス（一〇四）、イタリア（九七）、ノルウェー（九〇）、キューバ（八六）、オランダ（八五）、ウルグァイ（八三）、ブルガリア（八〇）、ベルギー（七九）、イギリス（七七）。

日本は現在三七の条約を批准しており、加盟国全体の平均批准数三四をやや上回るものの、常任理事国（一〇カ国）の平均五四にくらべればだいぶ少ない。

また、一五九の条約のうち一〇〇カ国以上が批准したものはつぎの八条約である（カッコ内批准国数）。

強制労働条約・第二九号（一二八）
団結権・団交権条約・第九八号（一一三）
強制労働廃止条約・第一〇五号（一〇九）
差別待遇条約・第一一一号（一〇六）
農業結社権条約・第一一号（一〇五）
労災均等待遇条約・第一九号（一〇五）
労働監督条約・第八一号（一〇五）
同一報酬条約・第一〇〇号（一〇五）

【参考資料】 (1)ＩＬＯ本部（英文）『プレス』、『ＩＬＯインフォメーション』、(2)ＩＬＯ東京支局『ＩＬＯニュース』、『ＩＬＯニュースレター』、(3)日本ＩＬＯ協会『世界の労働』、(4)日本労働協会『週刊労働ニュース』、(5)日経連『日経連タイムス』、(6)ＰＴＴＩ東京事務所『ＰＴＴＩニュース』

(建設一般全日自労) 内山昂 (国公労連) 引間博愛(運輸一般) 松原新三郎 (東京統一労組懇) 松本道広 (日本医労協) 三浦利男 (自交総連) 遠藤泰三 (全動労) 岸本直美 (婦人連絡会), 事務局長 春山明 (国公労連)

加盟組合 (22組会・2部会)

日本医労協, 国公労連, 自交総連, 全動労, 日高教, 建設一般全日自労, 全農協労連, 地銀連, 運輸一般, 他

219 政策推進労組会議 (政推会議) 公称500万

1976年10月7日結成

役員 (1983年10月7日・常任委員会選出)

代表世話人 橋本孝一郎 (電力労連) 竪山利文 (電機労連), 運営委員 中村卓彦 (鉄鋼労連) 立花銀三 (合化労連) 宇佐美忠信 (ゼンセン同盟) 塩路一郎 (自動車総連) 斎藤健次郎 (全機金) 金杉秀信 (造船重機労連) 藤原巌 (全金同盟) 本田廣市 (全化同盟), 事務局長 山田精吾 (ゼンセン同盟)

加盟組合 (26組合, オブ加盟2組合5友好組織)

電機労連, 自動車総連, ゼンセン同盟, 全金同盟, 鉄鋼労連, 造船重機労連, 全日海, 電力総連, 合化労連, 全化同盟, 商業労連, 全日本ゴム労連, 全機金, 全石油, 全国ガス, 新化学, 交通労連, 食品労連, 全食品同盟, 紙パ総連合, 一般同盟, 資源労連, 相銀全労, 建設同盟, 全窯連, 航空同盟, (オブ加盟) 全電線, 電通労連, (友好組織) 全国民労協, 全国アロイ労協, 金属家具労協, 車輌労協, チェーン労協

220 全国労働組合総連合 (総連合) 155万4233

1979年3月9日結成

役員 (1983年9月27日・第6回総会選出)

議長 竪山利文 (電機労連), 議長代行 小方鉄蔵 (全機金), 副議長 田村憲一(食品労連) 河合明博(新化学) 田島良治(生保労連) 前川忠夫 (全機金), 事務局長 藁科満治 (電機労連)

加盟組合 (17組合, オブ加盟2組合)

中立労連傘下10単産, 新産別傘下5単産, 全国自労, 全新潟鉄工, (オブザーバー加盟)電通労連, 日立金属労組

221 全日本民間労働組合協議会 (全民労協) 482万8600

1982年12月14日結成 「全民労協ニュース」逐次刊 「全民労協・政策資料」逐次刊

役員 (1983年12月2日・第2回総会選出)

議長 竪山利文 (電機労連), 副議長 金杉秀信 (造船重機労連) 塩路一郎 (自動車総連) 鈴木健勝 (商業労連) 田淵勲二 (全日通) 中村卓彦 (鉄鋼労連)前川忠夫 (全機金), 事務局長 山田精吾 (ゼンセン同盟)

加盟組合 (54組合, 友好組織4組合)

炭労, 非鉄金属労連, 鉄鋼労連, 全国金属, 全造船機械, 紙パ労連, 合化労連, 繊維労連, 日放労, 電通労連, 全電力, 私鉄総連, 全自交労連, 全日通, 全海連, ホテル労連, 全炭鉱, 資源労連, 造船重機労連, 全金同盟, 全化同盟, 紙パ総連合, 石油同盟, ゼンセン同盟, 全食品同盟, 凸版労組, 建設同盟, 全民労, 全日海, 交通労連, 航空同盟, 日本港湾, 基金労組, 一般同盟, 電機労連, 全電線, 全国ガス, 全石油, 全国セメント, 全窯連, 食品労連, 生保労連, 全機金, 新化学, 新運転, 新産別京滋地連, 自動車総連, 全日本ゴム労連, 全国自労 (広島), 全国自労 (福岡), 相銀全労, 電力総連, 運輸労連, 商業労連, (友好組織) 日建協, チェーン労協, 車輌労協, 全国家具労協

222 公益産業民間労働組合連絡会 (公益民労) 70万5984

1983年4月21日結成

役員 選出せず

連絡責任者 岩田哲哉 (電力総連)

加盟組合 (8組合)

全国ガス, 日放労, 電力総連, 全電力, 私鉄総連, 運輸労連, 交通労連, 航空同盟

査時報」不定期刊
役員（1984年8月2日・第53回大会改選）
議長　滝沢幸一（全基労），副議長　渡辺信久（全総訓）山田幸正（住都労），事務局長　伊藤正文（鉄公労）
加盟組合（69組合）
道公労，日住労，全総訓，ＤＳ労，水資労，首高労他63組合

208　社会保険診療報酬支払基金労働組合（基金労組）　5272
1964年5月1日結成　「うずしお」旬刊
役員（1983年3月23日・第21回大会改選）
委員長　岩堤武（愛知），副委員長　井上守（大阪）阪本秀志（神奈川），書記長　村越新作（本部）

209　全駐留軍労働組合（全駐労）　1万4106
1946年9月1日結成　「全駐労」不定期刊
役員（1984年7月22日・第39回大会改選）
委員長　及川陽（本部），副委員長　高木光雄（神奈川）神山操（沖縄），書記長　目取真栄文（本部）

210　沖縄国家公務員労働組合（沖縄国公労）　1658
1972年10月3日結成　「沖縄国公労」旬刊
役員（1983年10月8日・第18回大会改選）
委員長　喜屋武秀行（総合），副委員長　源河朝喜（法務）仲原克三（法務），書記長　潮平浩俊（琉球大）

【その他】

211　総評全国一般労働組合（全国一般）　12万7279
1955年7月25日結成　「総評全国一般」月刊
役員（1984年8月2日・第37回大会改選）
委員長　森下貞雄（兵庫地本），副委員長　宮崎好一（愛媛地本）富岡郁夫（新潟一般）高原壮夫（石川地本）大江敏夫（福岡地本），書記長　松井保彦（東京一般）

212　全国一般労働組合同盟（一般同盟）　11万6946
1966年2月27日結成　「一般同盟ニュース」月刊
役員（1984年2月15日・第19回大会改選）
会長　前川一男（本部），副会長　椎原国重（本部）北尾浩（愛知）黒岩文男（東京）中野和男（大阪），書記長　佐藤伝（本部）

213　全国農業協同組合労働組合連合会（全農協労連）　9万3955
1956年3月18日結成　「全農協労連」半月刊，「月刊労農のなかま」月刊
役員（1984年7月27日・第47回大会改選）
委員長　後藤英雄（岩手），副委員長　大橋豊吉（北海道）中村昭三（宮城），書記長　中沢善治（新潟）

214　全国生協労働組合連合会（生協労連）　1万8678
1968年9月8日結成　「生協のなかま」月刊，「季刊生協労連」季刊
役員（1984年8月25日・第17回大会改選）
委員長　北村佳三（本部），副委員長　大西憲慈（灘神戸）橘健三（共立社）五十嵐康二（本部），書記長　鈴木彰（本部）

215　全国山林労働組合（全山労）　公称5500
1972年9月2日結成　「全山労」月刊
役員（1983年10月28日・第12回大会改選）
委員長　鈴木政勝（北海道），副委員長　嶋原進（和歌山）山岡栄喜（高知），書記長　森尾茂光（奈良）

216　全国競走労働組合（全競労）　4万3117
1962年10月27日結成　「全競労」季刊
役員（1983年8月30日・第23回大会改選）
委員長　田畑清子（京都），副委員長　岸本シマ子（関競労）橋本澄江（高知）他3名，書記長　多賀名愛子（神奈川）

【協議会，共闘組織】

217　多国籍企業問題対策労組連絡会（多国籍労組会議）　公称296万8072
1973年7月16日結成　「ニュース多国籍労組会議」
役員（1983年12月22日・第12回拡大幹事会改選）
代表幹事　宮田義二（ＩＭＦ・ＪＣ）塩路一郎（自動車総連）小林幸男（電機労連）中村卓彦（鉄鋼労連）金杉秀信（造船重機労連）藤原巌（全金同盟）斎藤健次郎（全機金）菅野泰太郎（ゼンセン同盟）立花銀三（合化労連）本田廣市（全化同盟）鈴木健勝（商業労連）森田健一（ＩＵＦ・ＪＣＣ）鈴木久夫（全日本ゴム労連），事務局長　瀬戸一郎（ＩＭＦ・ＪＣ）
加盟組合（2協議会，11組合，1連絡会議）
ＩＭＦ・ＪＣ，ＩＵＦ・ＪＣＣ，電機労連，自動車総連，鉄鋼労連，造船重機労連，全金同盟全機金，ゼンセン同盟，合化労連，全化同盟，商業労連，全日本ゴム労連，外資系労組連絡会議

218　統一戦線促進労働組合懇談会（統一労組懇）　公称150万
1974年12月結成　「統一労組懇」月刊，「統一労組懇ニュース」逐次刊
役員（1984年8月4日・1984年度年次総会改選）
常任代表幹事　金子毅（日高教）後藤英雄（全農協労連）猿橋真（大阪統一労組懇）中西五洲

書記長　伊東雅夫（本省）

192　全電波労働組合（全電波）　2191

1951年3月16日結成　「全電波」週刊

役員（1982年9月18日・第33回大会改選）

委員長　栗田昭二（本省），副委員長　冨永守（関東）小野智久（近畿），書記長　横山忠男（関東）

193　文部職員労働組合（文労）　1102

1946年10月30日結成　「文労」不定期刊

役員（1983年7月31日・第38回大会改選）

委員長　小島敏行（本省），副委員長　大石博昭（国文学研），書記長　安達直哉（本省）

194　会計検査院職員労働組合（会検労）　1050

1946年4月結成　「会検労」不定期刊

役員（1983年3月25日・83年度大会改選）

委員長　福田常司（文部一課），副委員長　市川啓次郎（鉄道二課）山田進（租税二課），事務局長　柳沢利夫（上席通産）

195　総理府恩給局職員組合（恩給職組）公称355

1954年11月18日結成　「恩給職組」不定期刊

役員（1980年11月18日・第35回大会改選）

委員長　竹島治男，副委員長　志田吉男　小谷田吉男，書記長　河野進

196　人事院職員組合（人職）　300

1948年12月11日結成　「人職ウィークリー」週刊

役員（1983年3月26日・第40回大会改選）

委員長　橋野国夫（職員局），副委員長　大谷登（関東）久保田昌宏（管理局）水本博孝（任用局），書記長　森崎三津男（給与局）

197　経済企画庁職員労働組合（経企労）　240

1948年1月17日結成　「せんく」不定期刊

役員（1979年12月13日・第36回大会改選）

委員長　広川健司（物価），副委員長　杉田伸樹（物価），書記長　佐野武之（経済研究所）

198　国会職員組合連合会（国会職連）　公称3237

1959年10月22日結成　「国会職連」不定期刊

役員（1983年9月13日・第25回大会改選）

委員長　丸山弘（衆議院），副委員長　佐藤勇（参議院）山本秀男（図書館），事務局長　朝妻正彦（図書館）

199　総理府労働組合連合会（総理府労連）　1517

1962年2月28日結成　「総理府労連」月刊

役員（1983年9月4日・第24回大会改選）

委員長　矢島俊良（統計局），副委員長　石垣照夫（公取）白井正孝（航技研），書記長　渡辺基男（恩給局）

200　総理府統計局労働組合（統計労組）　1017

1962年5月21日結成　「統計労組」年2回刊

役員（1983年11月10日・第22回大会改選）

委員長　長谷川啓義，副委員長　高木豊明，田中伸明，書記長　吉越栄子

201　全行政管理庁職員組合（全行管）　855

1968年1月20日結成　「全行管」季刊

役員（1983年7月30日・第19回大会改選）

委員長　山崎信博（行監），副委員長　吉池律雄（行監）森下章（近畿），書記長　野村光好（行監）

202　地方公務員関係労働組合共闘会議（地公労）公称206万9657

1951年10月2日結成　「地公労情報」不定期刊

役員（1983年10月28日・第24回総会改選）

議長　待鳥恵（日教組），副議長　高橋利男（都市交）河村弘（全水道）相場実（日高教）桜井操一（都労連），事務局長　仲吉良新（自治労）

加盟組合（6組合）

自治労，日教組，都市交，全水道，日高教（一ツ橋），都労連

203　全日本自治団体労働組合（自治労）127万5340

1954年1月29日結成　「自治労」旬刊，「自治労通信」半月刊，「自治労賃金資料」不定期刊，「カベシンブン」旬刊

役員（1984年8月25日・第46回大会改選）

委員長　丸山康雄（北海道），副委員長　仲吉良新（沖縄）山本興一（愛知）高野博司（神奈川），書記長　若林清太郎（京都市職）

204　全国自治団体労働組合連合（自治労連）7173

1970年4月1日結成　「自治労連」月刊

役員（1984年5月25日・第15回大会改選）

委員長　島田道登（熊本市第一職労），副委員長　甲斐豪（釧路市職）仲本宗敏（那覇市職）中村博昭（徳山市職），書記長　中島与四郎（本部）

205　全日本水道労働組合（全水道）　3万7903

1961年3月1日結成　「全水道」（新聞）半月刊，「全水道」（雑誌）不定期刊

役員（1984年7月20日・第36回大会改選）

委員長　加藤豊（広島），副委員長　河村弘（大阪），書記長　斎藤親仁（東京）

206　東京都労働組合連合会（都労連）公称20万

1946年6月8日結成　「都労連新聞」半月刊

役員（1980年7月11日・第34回大会改選）

委員長　宮部民夫（都職労），副委員長　鹿山秀佳（都教組）松永竜成（東交）高田礼二（都高教），書記長　阿南一七（東水労）

207　政府関係特殊法人労働組合協議会（政労協）3万9209

1960年11月2日結成　「政労協」旬刊，「政労協調

役員（1983年8月26日・第32回大会改選）
委員長　北野勝紀（大阪），副委員長　平田定男（大阪）田坂信夫（大阪），書記長　加藤博文（大阪）

177　全農林労働組合（全農林）　3万9967
1958年8月24日結成「農林新聞」週刊．「全農林調査時報」不定期刊，「農村と都市をむすぶ」月刊
役員（1984年7月20日・第28回大会改選）
委員長　江田虎臣（九州），副委員長　鈴木信夫（関東），書記長　成相静雄（中国）

178　全林野労働組合（全林野）　4万3074
1953年2月7日結成「全林野新聞」週刊，「ぜんりんや」不定期刊
役員（1983年7月21日・第36回大会改選）
委員長　川合勇（東京），副委員長　阿部保吉（旭川），書記長　岩村寛司（長野）

179　日本林業労働組合（日林労）　8795
1959年12月5日結成「日林労新聞」旬刊
役員（1983年10月26日・第25回大会改選）
委員長　高畑次穂（本部），副委員長　吉澤洋治（本庁地本），書記長　内山啓一（本部）

180　建設省労働組合総連合会（建設総連）
公称1万4530
1983年12月10日結成
役員（1984年9月25日・第2回大会選出）
議長　荒川昌男（全建労），副議長　木下友敬（建職組），事務局長　西田祥文（全建労）宇野茂喜（建職組）
加盟組合（6組合）
全建労，建職組，新建労，大宮職労，宇職労，利根上職組

181　全建設省労働組合（全建労）　9098
1949年7月9日結成「全建労」旬刊
役員（1984年8月27日・第40回大会改選）
委員長　荒川昌男（東北），副委員長　山本守保（東海）萩原有治（関東）山田公一（東海）坂内亮（関東），書記長　西田祥文（筑波）

182　建設省職員組合（建職組）　公称4800
1970年6月1日結成「建職組新聞」旬刊
役員（1983年6月24日・第10回大会改選）
委員長　柴山年氏（近畿），副委員長　浅野自由（東北），書記長　伊藤宣清（東北）

183　全労働省労働組合（全労働）　1万9604
1958年7月27日結成「全労働」週刊，「資料全労働」不定期刊
役員（1984年9月21日・第27回大会改選）
委員長　原田純郎（本部），副委員長　福田幸雄（本部）桑山任二（宮城），書記長　藤田忠弘（本部）

184　全司法労働組合（全司法）　1万4489
1947年1月25日結成「全司法新聞」週刊
役員（1984年7月28日・第40回大会改選）
委員長　有村一己（東地裁），副委員長　高島庸泰（東家裁）森山健治（青森），書記長　武藤敬一（静岡）

185　全商工労働組合（全商工）　9721
1948年7月22日結成「全商工新聞」週刊
役員（1984年9月22日・第48回大会改選）
委員長　川島威（本部），副委員長　野村康秀（本省）近藤輝男（筑波），書記長　中者輝治（東海北陸）

186　全法務労働組合（全法務）　1万0559
1947年12月1日結成「全法務新聞」月刊
役員（1983年9月16日・第38回大会改選）
委員長　寺田龍也（東京），副委員長　松江清史（宮崎）桂田正孝（京都），書記長　大健段司（大阪）

187　全北海道開発局労働組合（全開発）　1万1494
1951年8月22日結成「月刊全開発」月刊
役員（1984年9月25日・第56回大会改選）
委員長　直田政二（函館），副委員長　河合洋（函館）二本柳幹雄（釧路），書記長　藤原伸之（室蘭）

188　全運輸省労働組合（全運輸）　1万0618
1962年6月26日結成「全運輸」月刊
役員（1984年9月13日・第23回大会改選）
委員長　天野和治（中国陸運），副委員長　田中茂富（近畿陸運）伊藤政人（本省）藤本博毅（羽田航空）小林和喜（中部海運），書記長　松井孝治（近畿陸運）

189　運輸省全港湾建設労働組合（全港建）　2538
1949年7月9日結成「全港建」旬刊
役員（1983年9月11日・第38回大会改選）
委員長　高島三郎（酒田港），副委員長　松末誠一（神戸港）平幸次（第一港湾），書記長　中嶋博隆（第四港湾）

190　全気象労働組合（全気象）　4892
1957年10月14日結成「全気象」旬刊
役員（1984年9月12日・第28回大会改選）
委員長　野沢実（関中），副委員長　明石秀平（東京）丸山栄樹（関中），書記長　一色政弘（九州）

191　全厚生職員労働組合（全厚生）　3350
1946年4月21日結成「全厚生」旬刊
役員（1982年9月15日・第46回大会改選）
委員長　大倉修二（関中），副委員長　尾崎金三郎（岡崎社会保険）小野寺満夫（統計情報部），

労）川島威（全商工）天野和治（全運輸），書記長　熊谷金道（全商工）

加盟組合（17組合，オブザーバー加盟3組合）

全労働，全司法，全商工，全運輸，全法務，全建労，全気象，全厚生，全港建，全電波，全国税，総理府労連，文労，全行管，全税関，人職，全医労，（オブザーバー加盟）日教組大学部，国共病組，竹橋会館労組

164　日本国家公務員労働組合協議会（国公労協）公称5万9844

1975年10月30日結成「国公労協」月刊

役員（1984年10月4日・第9回大会改選）

議長　江田虎臣（全農林），副議長　鈴木信夫（全農林）大木洋（国税中国），事務局長　成相静雄（全農林）

加盟組合（7組合）

全農林，全開発，全財務，国税中国，大蔵職組，建職労，新建労

165　全大蔵関係労働組合連絡協議会（全大蔵労連）公称8万4738

1976年11月2日結成「大蔵統一懇」不定期刊

役員（1983年11月5日・第8回総会改選）

会長　牧内研二（全専売），副会長　清水卯一（全印刷渡）渡辺春夫（大蔵職組）丹羽康雄（国税大阪）若木恭彦（国税会議），事務局長　渡辺康之（国税会議）

加盟組合（3組合）

大蔵連盟，大蔵協議会，国税大阪

166　大蔵労働組合協議会（大蔵協議会）公称4万5996

1965年8月16日結成　「大蔵協議会ニュース」不定期刊

役員（1984年9月28日・第20回幹事会改選）

議長　牧内研二（全専売），副議長　星宮文雄（全印刷），大川要（大蔵職組）黒杭良雄（国税中国）三沢澄男（全財務），事務局長　田広益夫（大蔵職組）

加盟組合（6組合）

全専売，全印刷，全財務，国税中国，大蔵職組，全造幣

167　大蔵省公務員連盟（大蔵連盟）公称3万3605

1969年10月23日結成「大蔵連盟」不定期刊

役員（1983年11月5日・第15回評議委員会改選）

会長　宮河良一（税関労連），副会長　安達省吾（税関労連）若木恭彦（国税会議），事務局長　西山正二郎（国税会議）

168　全国税労働組合（全国税）1658

1950年1月25日結成「全国税」旬刊

役員（1983年8月28日・第41回大会改選）

委員長　吉本貢（東京西），副委員長　永沢晋（神奈川）金子哲人（新潟）井ノ上繁利（東京東）藤村俊也（東大阪）西田一雄（東京西），書記長　加々美勝（兵庫）

169　国税労働組合全国会議（国税会議）2万7991

1962年10月29日結成「国税会議」旬刊

役員（1984年10月13日・第23回大会改選）

議長　渡辺康之（福岡国税），副議長　金田茂（関信）他12名，事務局長　今井慎一（四国）

170　国税労働組合（国税労組）公称1万1000

1959年8月8日結成

役員（1984年8月28日・第42回大会改選）

委員長　西田一雄（東京西），副委員長　金子哲人（新潟）吉本貢（東京局）藤村俊也（京都）永沢晃（三多摩）井ノ上繁利（東京東），書記長　加々美勝（兵庫）

171　中国国税職員組合（国税中国）公称2500

1950年11月26日結成「国税中国」不定期刊

役員（1983年10月23日・第42回大会改選）

委員長　大木洋（広島西），副委員長　安田功次（倉敷）香川正博（岩国），書記長　黒杭良雄（広島東）

172　全財務労働組合（全財務）3932

1954年10月28日結成「全財務」旬刊

役員（1984年8月29日・第32回大会改選）

委員長　三沢澄男（熊本），副委員長　武田清十郎（青森），書記長　喜多徹信（大阪）

173　全国税関労働組合（全税関）654

1947年11月10日結成「全税関」旬刊

役員（1983年9月17日・第46回大会改選）

委員長　小泉欣一（横浜税関），副委員長　伊藤栄二（東京税関），書記長　中田一夫（本部）

174　税関労働組合全国連絡協議会（税関労連）公称5370

1965年9月19日結成「税関労連」不定期刊

役員（1983年6月21日・第23回大会改選）

議長　宮河良一（横浜），副議長　巳野正義（函館）大野呂敬介（東京）水木正義（横浜）伊藤健治（名古屋）工原建太郎（大阪）安達省吾（神戸）木本郁雄（門司）津田昌通（長崎）真謝永偉（沖縄），事務局長　水倉進（東京）

175　大蔵省職員組合（大蔵職組）1600

1946年1月31日結成「大蔵」月刊

役員（1983年6月23日・第54回大会改選）

委員長　渡辺春夫，副委員長　荒川洋一，干場隆郎，事務局長　和田肇

176　全造幣労働組合（全造幣）1464

1946年1月22日結成「全造幣」月刊

加盟組合
ゼンセン流通，一般同盟傘下流通部門の組合

154　日本商業労働組合連合会（商業労連）
9万9344

1969年10月25日結成　「商業労連タイムス」隔月刊，「季刊ＪＵＣ」季刊

役員（1982年7月24日・第12回大会改選）
会長　鈴木健勝（全松屋），副会長　土井良泰（全ユニード），事務局長　山本勝一（伊勢丹）

155　全日本ホテル労働組合連合会（ホテル労連）
1万1842

1948年3月28日結成　「ホテル労連」月刊

役員（1983年9月9日・第35回大会改選）
委員長　志村光祥（第一ホテル），副委員長　富永光（東京ヒルトン）渡辺哲夫（ニューグランドホテル）京英雄（オリエンタルホテル）小林康之（全都ホテル），書記長　沢田浩（帝国ホテル）

156　観光・航空貨物産業労働組合連合会（観光労連）　2万9883

1966年2月19日結成　「観光労連」不定期刊，「観光労連調査資料」不定期刊

役員（1984年7月31日・第14回大会改選）
委員長　富塚信雄（本部），副委員長　高橋征夫（本部）高橋均（本部）神田喜久雄（名鉄観光サービス労組），書記長　中島純徳（本部）

157　全国商社労働組合連合会(全商社)　2万9572

1965年8月22日結成　「全商社調査時評」不定期刊，「全商社」月刊

役員（1983年9月11日・第20期大会改選）
議長　須藤誠（日岩），副議長　勘藤晋（兼江）上村哲嗣（ニチメン）西村佳章（稲畑）大石績（東食）山下絅哉（松坂貿易），事務局長　岩木仁平（ユアサ）

158　全日本商業労働組合（全商業）　公称3000

1965年8月22日結成　「全商業」月刊

役員（1983年9月17日・第17回大会改選）
委員長　山本達男（東京），副委員長　近藤貢平（京都）中田勝男（大阪）森岡時男（兵庫）藤沢和興(愛知)，書記長　野村康三（東京）

159　チェーンストア労働組会協議会(チェーン労協)　公称4万0000

1970年12月10日結成　「チェーン労協ニュース」月刊

役員（1983年10月5日・第14回大会改選）
会長　吉田隆（イズミヤ），副会長　坂本明(全ユニー）大西憲慈（灘神戸生協）浦彰夫（全キンカ堂）成宮昭夫（ライフ），事務局長　岡田輝雄（西友）

【公　務】

160　公共企業体等労働組合協議会（公労協）
81万4860

1953年10月28日結成　「公労協情報」不定期刊

役員(1983年10月13日・第1回共闘全国会議改選)
代表幹事　山崎俊一（国労）小森正夫(全電通)古井戸龍介（全逓），事務局長　高橋富治（動労）

加盟組合（8組合，オブザーバー加盟2組合）
全電通，国労，全逓，全林野，動労，全専売，全印刷，全造幣，（オブザーバー加盟）政労協，アル専

161　全日本官公職労協議会（全官公）
公称16万3859

1959年9月4日結成　「全官公」旬刊

役員（1983年11月25日第7回全国会議改選）
議長　福井秀政（全郵政），副議長　辻本滋敬（鉄労）高畑次穂（日林労）岩堤武（基金労組）若木恭彦（国税会議）宮河良一（税関労連）菊地久盛（建職組）長谷川啓義（統計労組）弘中勝彦（新教組）島田道登（自治労連）松田義央（全郵政），事務局長　石庫孝一（鉄労）

加盟組合（11組合，オブザーバー加盟1組合）
鉄労，全郵政，日林労，電電労組，国税会議，建職組，自治労連，新教組，統計労組，沖縄開発労組，税関労連，（オブザーバー加盟）基金労組

162　日本公務員労働組合共闘会議（公務員共闘）
公称234万2900

1960年2月29日結成　「公務員共闘速報」不定期刊

役員(1984年9月6日・第28回拡大共闘会議改選)
議長　丸山康雄（自治労），副議長　加藤豊(全水道）久保正（都市交）鈴木信夫（国公労協）荒川昌男（国公労連），事務局長　小谷喜富(日教組)

加盟組合（14組合，オブザーバー加盟3組合）
国公労連，国公労協，会検労，国会職連，沖縄国公労，自治労，日教組，都市交，全水道，日高教一ツ橋，日高教麹町，都労連，全駐労，政労協，（オブザーバー加盟）全医労，国共病組，竹橋会館労組

163　日本国家公務員労働組合連合会（国公労連）
13万6956

1975年10月1日結成　「国公労新聞」旬刊，「国公労調査時報」月刊

役員（1984年8月31日・第19回大会改選）
委員長　内山昂（全労働），副委員長　春山明（全労働）松末誠一（全港建）荒川昌男（全建

143　全日本航空産業労働組合総同盟（航空同盟）
1万6250
1974年10月16日結成　「航空同盟新聞」旬刊
役員（1984年10月20日・第11回大会改選）
会長　歌川勝巳（全日航），副会長　亀村明夫（AGS民労）小林攻（全日航）名井博明（全日航）比嘉洋（沖縄エアポートサービス）海野耕平（日本航空生協），事務局長　長野博好（全日航）

144　日本民間航空労働組合連合会（民航労連）
1万7807
1963年3月22日結成　「民航労連」旬刊
役員（1983年9月11日・第20回改選）
議長　久米昭（全日空），副議長　土井幸也（日航）菊池富士夫（全日空）塚平憲和（AGS），事務局長　津恵正三（東亜国内）
加盟組合（3組合）
全日空労組，東亜国内労組，日航労組

【教　育】

145　日本教職員組合（日教組）　67万6815
1947年6月8日結成　「日教組教育新聞」週刊，「教育評論」月刊
役員（1983年9月3日・第58回大会改選）
委員長　田中一郎（山梨），副委員長　山本和夫（福島）待鳥恵（福岡）橋口和子（兵庫），書記長　中小路清雄（宮崎）

146　日本高等学校教職員組合（日高教・一ツ橋）
3万0522
1955年5月10日結成　「日高教情報」旬刊，「高教組時報」不定期刊
役員（1984年3月9日・第60回特別大会改選）
委員長　金子毅（群馬），副委員長　館博通（滋賀），書記長　今村彰（長野）

147　日本高等学校教職員組合（日高教・麹町）
1万7183
1950年3月10日結成　「日高教ニュース」旬刊
役員（1984年2月22日・第56回大会改選）
委員長　森田忠夫（栃木），副委員長　君島整（福島）河原秀之（島根），書記長　笠原潤次

148　全日本教職員連盟（全日教連）公称6万5000
1984年2月26日結成　「全日教連教育新聞」月刊
役員（1984年2月26日・結成大会選出）
委員長　川崎哲夫（宮教研連），副委員長　弘中勝彦（山口）岡田忠（栃教協）熊谷俊徳（岐学組）五所野尾恭一（香教組），事務局長　山本豊（栃教協）

【医　療】

149　日本医療労働組合協議会（日本医労協）
14万2393
1957年8月31日結成　「医療労働者」旬刊，「医療労働」月刊
役員（1984年7月20日・第33回大会改選）
議長　松本道広（全医労），副議長　米山忠治（全医労）青山貞一（全日赤）浅沼悟朗（岩手県医労協），事務局長　仲恭男（東京医労協）
加盟組合（7組合ほか）
全医労，全厚労，全日赤，健保労連，全労災，国共病組，公共労，他398組合

150　全日本国立医療労働組合（全医労）　4万3608
1948年11月20日結成　「全医労新聞」週刊
役員（1984年7月13日・第38回大会改選）
委員長　松本道広（南岡山），副委員長　渡辺素良（東名古屋）米山忠治（新潟）遠山亨（榊原），書記長　藤井昭雄（富山病院）

151　放射線影響研究所労働組合
（放影研労組）　320
1952年7月15日結成　「労組ニュース」不定期刊
役員（1982年7月20日・第41回大会改選）
委員長　上田登（広島），副委員長　宮地博之（長崎）中村勉（長崎）一田万次（広島），書記長　杉野文治（広島）

【商　業】

152　全国商業サービス事務職労働組合連絡会議
（商サ事務労）　公称67万7539
1974年10月30日結成　「商サ事務労ニュース」不定期刊
役員（1984年10月16日・第11回総会改選）
代表幹事　沢田浩（ホテル労連）石井修司（生保労連）鳥井孝修（全商社），事務局長　曽我彰（観光労連）
加盟組合（18組合，オブザーバー加盟1組合）
生保労連，全国一般，全商社，駅・車販労協，全損保，観光労連，ホテル労連，生協労連，全倉運，全海連，全相銀連，住宅労協，給食労連，全農協労連，全商業，イズミヤ労組，京王ストア労組，国鉄共済労，（オブザーバー加盟）日建協

153　同盟流通労働組合共闘会議（同盟流通）
公称14万0605
1970年11月9日結成
役員（1978年9月・改選）
議長　勝木健司（ゼンセン），事務局長　曽我嘉三（ゼンセン）

修（大阪地連）蒲池雅徳（福岡地連），書記長福永主計（東京地連）

130　日本自動車運転士労働組合（自運労）　1734

1958年6月14日結成　「自運労」不定期刊

役員（1983年11月6日・第26回大会改選）

委員長　小黒七郎（東京），副委員長　吉野昌男（神奈川）住連川忠（大阪），書記長　金井仁（東京）

131　新産別運転者労働組合（新運転）　6450

1959年2月13日結成　「新運転」月刊

役員（1983年2月12日・第4回大会改選）

委員長　柏原実（本部），副委員長　篠崎庄平（東京）南都幸夫（関西），書記長　飛田正一（東京）

132　船舶関係労働組合協議会（船労協）

公称6万0818

1972年11月16日結成　「船労協新聞」不定期刊

役員（1979年3月18日・総会改選）

議長　天野和治（全運輸），副議長　須藤貞治（国労），事務局長　武田賢次（総評）

加盟組合（9組合）

全造船機械，国労船舶協議会，船通労，全港建，全気象，全港湾，全運輸，全海連，全電波

133　全日本海運労働組合連合会（全海連）　8861

1947年1月10日結成　「全海連」月刊

役員（1983年10月22日・第46回大会改選）

委員長　青野陽（日本郵船），副委員長　遠藤潔（商船三井）堤則夫（川崎汽船）嶋洋文（ジャパンライン）大木実（山下新日本）小川孝太郎（ネドロイド）一色達郎（昭洋海運），書記長　喜多哲正（本部）

134　全日本海員組合（海員組合）　13万3736

1945年10月5日結成　「船員しんぶん」週刊，「海員」月刊

役員（1982年11月13日・第43回大会改選）

組合長　土井一清，副組合長　神島守　川村赳

135　船舶通信士労働組合（通信士組合）

公称905

1972年1月30日結成　「通信士組合ニュース」月刊，「無線通信」隔月刊

役員（1983年5月25日・第14回大会改選）

委員長　原田豊，書記長　岸本勇夫

136　全国港湾労働組合協議会（全国港湾）

公称5万8200

1972年11月1日結成　「全国港湾」月刊

役員（1984年10月2日・第18回大会改選）

議長　吉岡徳次（全港湾），副議長　橋爪明信（日港労連）福田進（検数労連）水上潤（全倉運），事務局長　植草秀夫（検定労連）

加盟組合（7組合，オブザーバー加盟1組合）

全港湾，全倉運，全海連，日港労連，検数労連，大阪港湾，検定労連，（オブザーバー加盟）全日通

137　港湾労働組合中央共闘会議（港湾共闘）

142万0106

1959年10月28日結成

役員（1981年10月・幹事会改選）

議長　吉岡徳次（全港湾），副議長　樋口緑（全港建）福田進（検数労連）植草秀夫（検定労連），事務局長　貝塚哲夫（全倉運）

加盟組合（10組合）

自治労，全日自労，全港湾，全倉運，全海連，全運輸，検数労連，全港建，検定労連，全税関

138　全日本港湾労働組合（全港湾）　2万2653

1946年7月27日結成　「港湾労働」半月刊

役員（1984年9月13日・第45回定期大会改選）

委員長　吉岡徳次（九州），副委員長　亀崎俊雄（関西），書記長　坂野哲也（北海道）

139　日本港湾労働組合同盟（日本港湾）　1963

1977年3月26日結成

役員（1984年1月21日・第8回大会改選）

会長　松本弘（三井三池港務所），会長代行　古郡隆男（栗林運輸），副会長　久本敏夫（双和運輸）小林一夫（栗林商会）長島晃（日本塩回送），書記長　千歳正后（本部）

140　日本港湾労働組合連合会（日港労連）

1万0212

1956年3月16日結成　「日港労連」旬刊

役員（1983年9月22日・第31回大会改選）

委員長　橋爪明信（浜港労連），副委員長　増井正行（神港労連）青木宗祐（全建労協）花田兼夫（浜港労連）出利葉覚（東港労組），書記長　大田良人（浜港労連）

141　全日本倉庫運輸労働組合同盟（全倉運）

8093

1949年9月10日結成　「全倉運」半月刊，「全倉運調査資料」不定期刊

役員（1984年8月24日・第39回大会改選）

委員長　水上潤（三井横浜），副委員長　大橋正義（住友東京）坪崎昭夫（三菱横浜）宇都宮義昭（川西神戸）近藤正彦（共営埠頭大阪），書記長　川端順一郎（本部）

142　鉄道弘済会労働組合（鉄弘労）　1万6388

1947年9月20日結成　「スクラム」旬刊

役員（1982年9月21日・第35回大会改選）

委員長　高野信幸（東京），副委員長　斎藤重雄（東京支部），書記長　村上輝幸（北海道支部）

力」不定期刊
役員（1983年8月26日・第39回大会改選）
委員長　佐藤昭松（大阪），副委員長　城石靖夫（青函）吉崎邦男（宇都宮），書記長　福原福太郎（新潟）

118　鉄道労働組合（鉄労）　3万9164
1968年10月20日結成　「鉄労新聞」週刊，「驀進」隔月刊
役員（1984年9月7日・第17回定期大会改選）
組合長　辻本滋敬（大阪），副組合長　風間良栄（新潟）矢後希悦（金沢），書記長　志摩好達（大阪）

119　全国鉄動力車労働組合連合会（全動労）　2869
1974年3月31日結成　「全動労」半月刊，「全動労文化」不定期刊
役員（1984年7月19日・第11回大会改選）
委員長　遠藤泰三（札幌），副委員長　日下義男（札幌），書記長　貝澄昭三（大阪）

120　国鉄千葉動力車労働組合（動労千葉）　公称1200
1979年3月30日結成　「日刊動労千葉」
役員（1983年10月6日・第8回大会改選）
委員長　中野洋（千葉運転区），副委員長　水野正美（勝浦）山口敏雄（千葉運転区），書記長　布施宇一（千葉運転区）

121　全国鉄施設労働組合（全施労）　2570
1971年4月27日結成　「全施労新聞」旬刊
役員（1983年8月31日・第14回大会改選）
委員長　杉山茂（高崎），副委員長　草刈収（大阪）小池義久（長野），書記長　滝口昭（東京西）

122　日本私鉄労働組合総連合会（私鉄総連）　20万0884
1947年1月10日結成　「私鉄新聞」旬刊，「私鉄総連調査月報」不定期刊，「私鉄文化」不定期刊，「私鉄」不定期刊
役員（1984年7月20日・第49回大会改選）
委員長　黒川武（営団），副委員長　平田宏（北陸鉄道）石川信夫（東急）林成人（阪神），書記長　田村誠（南海）

123　全国交通運輸労働組合総連合（交通労連）　10万8784
1964年11月9日結成　「交通労連」不定期刊
役員（1983年9月30日・第20回大会改選）
委員長　満岡宏夫（サンデン），副委員長　中野国保（全産交運輸）高橋正平（新潟交通）山田宗重（阪南近鉄），書記長　田村文一（本部）

124　日本都市交通労働組合（都市交）　4万9077
1947年1月26日結成　「都市交通」（新聞）不定期刊，「都市交通」（雑誌）不定期刊，「活動旬報」旬刊
役員（1983年7月14日・第48回大会改選）
委員長　久保正（大交），副委員長　高橋利男（仙台），書記長　折原有朋（東交）

125　全日本運輸産業労働組合連合会（運輸労連）　12万6349
1968年11月13日結成　「運輸労連」半月刊，「月刊運輸労連」月刊
役員（1984年7月9日・第17回定期大会改選）
委員長　田井二郎（全日通），副委員長　石坂庚午（全日通）島崎邦雄（新聞輸送労）森田武美（トナミ運輸労組），書記長　秋田哲也（全日通）

126　全日通労働組合（全日通）　4万9636
1946年4月20日結成　「日通労働」週刊，「全日通」不定期刊
役員（1983年7月23日・第38回大会改選）
委員長　田淵勲二（関西），副委員長　石坂庚午（関東）大西三千雄（北海道），書記長　梅田義夫（中部）

127　全日本運輸一般労働組合（運輸一般）　1万8231
1977年9月22日結成　「うんゆ一般」旬刊，「月刊TGU」月刊，「運輸一般情報ファイル」月刊
役員（1984年9月4日・第15回大会改選）
委員長　引間博愛（本部），副委員長　平林正樹（本部）若松秀（大阪）上田正吉（兵庫）佐藤達雄（北海道）坂本勇治（東京），書記長　石沢賢二（本部）

128　全国自動車交通労働組合連合会（全自交労連）　5万9395
1947年9月14日結成　「全自交しんぶん」月刊，「全自交情報」月刊，「全自交調査時報」不定期刊
役員（1984年10月18日・第40回大会一部改選）
委員長　鈴木長蔵（東京），副委員長　伊藤運市（東京）西口重司（東京）沖昭三（大阪）三増修（東京）原田正克（愛知），書記長　金良清一（東京）

129　全国自動車交通労働組合総連合会（自交総連）　3万3089
1978年10月13日結成　「自交労働者」半月刊，「自交労働者月報」月刊
役員（1984年10月18日・第7回大会改選）
委員長　菅頭康夫（東京地連），副委員長　武内

時報」月刊
役員（1984年９月22日・第41回大会改選）
委員長　小西勝男(千代田)，副委員長　山野健治（大成）坂本林（日動外勤）徳本政幸(日新)寺井与利雄（大正)，書記長　金山幸晴(日産)

108　損害保険労働組合連合会（損保労連）
2万3401
1967年２月15日結成　「損保労連」半月刊
役員（1983年９月21日・第18回大会改選）
委員長　山倉武男（住友)，副委員長　杉本佳市（同和）岡野昭夫（興亜）大村秀紀（住友）宮村民彦（東亜）石井 守雄（東海）高橋 正敏（安田)，書記長　西山徹（安田）

109　全国証券労働組合協議会（全証労協）
公称2300
1954年12月結成　「全証労協」月刊
役員（1984年８月25日・第31回大会改選）
議長　山本正樹（東証)，副議長　井上厳（大証)，事務局長　池田有三（野村）

【電気産業】

110　全日本電力労働組合協議会（全電力）　2922
1965年10月27日結成　「全電力」不定期刊
役員（1983年10月20日・第20回評議員会改選）
議長　上野安昭（全九電)，副議長　桝谷暹(電産中国）大島武康（全九電）生駒勝司（九電検集労）白崎仁（四国電工)，事務局長　宮崎守（全九電）
加盟組合（５組合）
全九電，電産，九電検集労，全北電，四国電工

111　全国電力関連産業労働組合総連合
（電力総連）　公称21万7104
1981年３月26日結成
役員（1983年11月８日・第３回大会改選）
議長　鈴木治（関東電力総連)，副議長　富田義雄（全国電力検集労連）横山實（電工労連）関口邦夫（電保労連）長島秀道（東北電力総連）足立良平（関西電力総連）添島一男（九州電力総連)，事務局長　野田清二（電力労連）
加盟組合（４組合，10地方組織）
電力労連，検集労連，電工労連，電保労連，北海道電力総連，東北電力総連，関東電力総連，中部電力総連，北陸電力総連，関西電力総連，中国電力総連，四国電力総連，九州電力総連，沖縄電力総連

112　全国電力労働組合連合会（電力労連）
13万6711
1954年５月27日結成　「電力労連」旬刊，「電力労連月報」月刊
役員（1983年９月30日・第30回大会改選）
会長　鈴木治（東京)，会長代理　石田康彦(中国)，副会長　細川喜八（北海道）他11名，書記長　野田清二（関西）

113　全国電力検針集金労働組合連絡協議会
（全国電力検集労連）　1万3731
1970年10月３日結成
役員（1984年10月７日・第15回大会改選）
会長　田崎以兄（東電常傭)，議長　沢田甫朗（東京)，副議長　今野悟郎（東北検集）坂田武大（九州検集）伊藤登章（中部検集)，事務局長　山田艶子（東電常傭）

【交通運輸業】

114　全日本交通運輸労働組合協議会（全交運）
公称85万7000
1947年７月９日結成　「全交運新聞」不定期刊，「全交運情報」半月刊
役員（1984年10月26日・第41回大会改選）
議長　小林康房(私鉄総連)，副議長　酒井政次（国労）高橋利男（都市交）石坂庚午（運輸労連）城石靖夫（動労）鈴木長蔵（全自交)，事務局長　小久保昭治（国労）
加盟組合（14組合，オブザーバー加盟２組合）
国労，私鉄総連，運輸労連，全自交労連，都市交，動労，全港湾，観光労連，鉄弘労，運輸一般，全海連，全運輸，国関労，自運労（オブザーバー加盟）全逓，日航労組

115　同盟交通運輸港湾協議会（同盟交運協）
43万5039
1979年２月19日日港労協と統合
役員（1984年３月13日・第６回総会改選）
議長　歌川勝巳(航空同盟)，副議長　吉田昭巳（全日海）満岡宏夫（交通労連）辻本滋敬（鉄労）佐藤伝(一般同盟）松本弘(日本港湾)，事務局長　佐藤昭治（鉄労）
加盟組合（８組合）
全日海，交通労連，鉄労，航空同盟，一般同盟，日本港湾，神戸港労連，大阪沿岸

116　国鉄労働組合（国労）　22万4226
1947年６月５日結成　「国鉄新聞」週刊，「こくろう調査」不定期刊，「国労文化」月刊，「国労法対時報」不定期刊
役員（1983年８月23日・第45回大会一部改選）
委員長　武藤久（門司)，副委員長　酒井政次（名古屋）小町喜三（東京)，書記長　山崎俊一（大阪）

117　国鉄動力車労働組合（動労）　4万1108
1951年５月23日結成　「動力車新聞」週刊，「動く

94　全国自由労働組合連合会（全国自労・広島）
5712
1966年9月24日結成　「全国自労」旬刊
役員（1983年6月4日・第18回大会改選）
委員長　中村一（鹿児島），副委員長　杉島健市（熊本），事務局長　鈴岡教宏（広島）

95　全国自由労働組合（全国自労・福岡）　3418
1966年9月24日結成
役員（1983年6月2日・第16回大会改選）
委員長　高田光雄（福岡），副委員長　馬場忠（香川）梅野正（福岡），事務局長　小山田政保（神奈川）

【金 融 業】

96　全国金融労働組合共闘会議（金融共闘）
7万3490
1961年11月10日結成　「金融のなかま」旬刊
役員（1983年2月16日・第7回幹事会改選）
議長　野村英隆（全損保），副議長　岩崎正勝（全労金）斎藤幸蔵（全信労），事務局長　井上尚直（外銀連）
加盟組合（9組合）
全損保，全信労，全労金，全相銀連，全証労協，外銀連，地銀連，全信保労連，日本信託労組

97　全国銀行従業員組合総連合（全銀総連）
公称18万9672
1957年5月25日結成
役員（1984年5月9日・第28回総会改選）
議長　寺岡宜洋（市銀連），副議長　足立勲一郎（全信連），事務局長　小松英士郎（市銀連）
加盟組合（4組合）
市銀連，全信連，外銀連，地銀連

98　市中銀行従業員組合連合会（市銀連）
16万4274
1956年7月28日結成　「市銀連ニュース」半月刊
役員（1984年8月29日・第29回大会改選）
委員長　中西正夫（住友），副委員長　堂垣内重晴（三菱）棚橋史博（富士），事務局長　阪田徳雄（東海）

99　全国地方銀行従業員組合連合会（地銀連）
公称610
1956年7月27日結成　「ちぎん」半月刊
役員（1984年10月25日・第39回大会改選）
委員長　石杜則一（岩手），副委員長　平田貞治郎（本部）木許哲郎（大分），書記長　御嶽友一（本部）

100　外国銀行従業員組合連合会（外銀連）
公称1300
1956年8月31日結成　「外銀連ニュース」不定期刊
役員（1984年1月15日・第35回大会改選）
委員長　中條茂（チェース），副委員長　成舞春雄（オランダ）吉田寛（大阪）杉下善二（シテイ東京），書記長　井上尚直（本部）

101　全国相互銀行従業員組合連合会（全相銀連）
7006
1953年8月8日結成　「相銀のなかま」半月刊
役員（1984年9月7日・第35回大会改選）
委員長　酒寄基男（東陽），副委員長　山下登（静岡）牧本政秋（肥後），書記長　渡辺政弘（大東）

102　相互銀行全国労働組合連合会議（相銀全労）
2万7475
1972年2月16日結成　「ぜんろう」不定期刊
役員（1983年9月13日・第11回大会改選）
議長　那須俊彰（福徳），副議長　玉木康夫（福島）島田勝年（関西）小島瑞蓬（東京）他3名，事務局長　河田安弘（近畿）

103　全国信託銀行従業員組合連合会（全信連）
2万3488
1957年12月21日結成　「信託のなかま」不定期刊
役員（1983年8月29日・中央大会改選）
議長　足立勲一郎（三菱信託），副議長　中林義雄（住友信託）渋井和夫（三井信託）森正彦（安田信託），書記長　藤原恵一（三菱信託）

104　全国信用金庫信用組合労働組合連合会（全信労）　1万4806
1954年11月20日結成　「全信労」旬刊
役員（1984年9月18日・第29回大会改選）
委員長　田中光雄（昭和信金労組），副委員長　田中清志（福岡信金労組）播磨力雄（東武信金労組）太田龍一（福知山信金従組），書記長　斎藤幸蔵（東京信金労組）

105　全国信用保証協会労働組合連合会（全信保労連）　公称2434
1961年11月4日結成　「ゼンシン」旬刊
役員（1982年10月9日・第23回大会改選）
委員長　鯨井健児（神奈川）副委員長　佐藤巧（京都），杉崎彰（東京）村田芳裕（大阪），事務局長　難波潔（神奈川）

106　全国生命保険労働組合連合会（生保労連）
35万7258
1969年10月17日　「生保労連」月刊
役員（1984年8月23日・第16回大会改選）
委員長　山野辺四郎（第一外），副委員長　宇佐美諭（三井内）竹内正紀（東京）石井修司（安田内）他7名，書記長　船石光則（住友従）

107　全日本損害保険労働組合（全損保）　3万4180
1949年11月5日結成　「全損保」週刊，「損保調査

役員（1984年8月3日・第24回大会改選）
委員長　及川一夫（全電通），副委員長　井関精二（電済労）小森正夫（全電通）高井進作（都築労組）田村誠造（全電印）西川忠男（全国通建）松尾修治（国際電電労組）山岸章（全電通），書記長　高城博彦（全電通）
加盟組合（組合ほか）
全電通，電済労，国際電電労組，全国通建，全電印，その他32組合

82　全国電気通信労働組合（全電通）　28万6323
1950年9月29日結成　「全電通」週刊，「月刊あけぼの」月刊
役員（1984年7月7日・第37回大会改選）
委員長　山岸章（大阪中央），副委員長　野田豊次郎（東京），書記長　小森正夫（栃木）

83　日本電信電話労働組合（電電労組）　40
1966年8月14日結成　「電電労組」不定期刊
役員（1983年9月10日・第18回大会改選）
委員長　山田真彩（九州），副委員長　大蔵正男（四国），書記長　藤本昌俊（大阪）

84　国際電信電話労働組合（国際電電労組）5380
1953年4月1日結成　「国際電電」月刊
役員（1984年7月20日・第41回大会改選）
委員長　松尾修治（東京回線統制支部），副委員長　出口弘道（東京電話支部）中島忠男（大阪電話支部），書記長　横山昇（東京電話支部）

85　全国電気通信共済会労働組合（電済労）
1万1407
1954年6月29日結成　「電済労」月刊
役員（1982年8月3日・第29回大会改選）
委員長　井関精二（中央），副委員長　立野至男（関東），書記長　岡本義男（東海）

【建 設 業】

86　全日本建設・建設資材産業労働組合連絡協議会（建設労連）　65万0978
1971年6月3日結成　「建設労連ニュース」月刊
役員（1980年9月12日・総会改選）
代表幹事　加藤忠由（全建総連）酒井松雄（国労建協）初田一夫（建設一般全日自労）
加盟組合（17組合）
全建総連，全国一般，全水道，全国セメント，建設一般全日自労，全開発，全建労，国労建協，建設関連協，全日建，住都労，全港建，水資労，首高労，農開労，住宅労協，全国自労・福岡

87　全国建設労働組合総連合（全建総連）
32万8336
1960年11月24日結成　「全建総連」旬刊
役員（1983年10月28日・第24回大会改選）
委員長　江口利作（長崎），副委員長　浅田源三郎（京都）長田美夫（徳島）羽島一雄（山形）三満枝滋郎（東京）唐沢平治（長野）大橋武夫（岐阜）川崎美澄（広島）平川二男（福岡），書記長　加藤忠由（東京）

88　建設産業労働組合同盟（建設同盟）1万0692
1978年10月28日結成
役員（1984年8月3日・第7回年次大会一部改選）
委員長　鈴木芳雄（本部），副委員長　千葉直彦（東亜建設）東海林豊敬（東亜道路）山田史郎（大末建設）立石正孝（不動建設）松崎久（東海興業），書記長　西村正信（本部）

89　総評全日本建設産業労働組合（全日建）
1万7623
1971年4月18日結成　「全日建ニュース」月刊
役員（1982年7月24日・第13回大会改選）
委員長　門野三郎（関西），副委員長　遠藤伸男（新潟），書記長　長谷川武久（東京）

90　日本建設産業職員労働組合協議会（日建協）
6万5832
1954年12月12日結成　「日建協ニュース」半月刊，「日建協調査時報」不定期刊
役員（1984年8月23日・第58回大会改選）
議長　本蔵修（清水建設），副議長　野沢幹一郎（間組）岡野昭（飛島建設）山辺俊二（西松建設）中村隆雄（戸田建設）三沢博（浅沼建設）豊田良示（五洋建設），事務局長　佐々木貞夫（フジタ建設）

91　電工労連（電工労連）　3万7704
1983年9月22日結成　「電工労連」月刊
役員（1983年9月22日結成大会選出）
会長　横山實（東海），会長代理　碇邦夫（東北）他10名，副会長　石堂直哉（中国）大河原鎮雄（関東）他2名，書記長　飯田兼敏（九州）

92　全日自労建設一般労働組合（建設一般全日自労）　7万1120
1947年6月30日結成　「じかたび」週刊，「季刊学習」不定期刊
役員（1984年8月27日・第47回大会改選）
委員長　中西五洲（三重）副委員長　初田一夫（福島）大村優（福岡）内田基大（愛知）鈴木敏之（東京），書記長　酒井謙弥（書記局）

93　全国民主自由労働組合（全民労）　6193
1955年10月22日結成
役員（1984年5月25日・第30回大会改選）
委員長　新田仁臣（福岡），副委員長　佐藤光明（福島）小柳文男（神奈川），書記長　馬場大静（東京）

1963年11月9日結成
役員（1984年9月28日・第22回総会改選）
議長　大島次郎（新聞労連），副議長　高橋武（全印総連）須藤安三（日放労）井上至久（民放労連）森下昭平（出版労連）堀江毅（映演総連）荒川恒行（公告労協）浜坂福夫（音楽ユニオン），書記長　空席
加盟組合（8組合）
新聞労連，全印総連，日放労，出版労連，民放労連，映演共闘，広告労協，音楽ユニオン

69　全国映画演劇労働組合（全映演）　1094
1947年5月7日結成　「教宣ニュース」不定期刊
役員（1984年12月24日・第41回大会改選）
委員長　遠藤直之（劇場），副委員長　宝田武久（東宝），事務局長　市川芳三（テアトル）

70　映画演劇労働組合総連合（映演総連）　2573
1952年3月25日結成　「総連ニュース」不定期刊
役員（1983年10月4日・第32回大会改選）
議長　堀江毅（全東映），副議長　間島三樹夫（舞芸）小林義明（全東映）杉崎光俊（松竹），事務局長　原田由一（共同映画）

71　全印刷局労働組合（全印刷）　6280
1947年4月1日結成「全印刷」旬刊
役員（1984年9月21日・第50回大会改選）
委員長　星宮文雄（本局），副委員長　橋田和夫（虎ノ門），書記長　片倉利夫（滝野川）

72　全国印刷出版産業労働組合総連合会（全印総連）　1万3734
1953年4月25日結成　「全印総連」半月刊，「資料印刷出版」不定期刊
役員（1984年7月10日・第33回大会改選）
委員長　大東清人（大阪コクヨ），副委員長　鴨川孝司（東京共同）宮尾義信（長野大日本法令），書記長　比留間長一（東京共同）

73　全日本印刷産業労働組合協議会（印刷労協）　公称1万6600
1983年12月10日結成
役員（1983年12月10日・結成大会選出）
議長　加藤勇（凸版印刷），副議長　須田進（三浦印刷）高野常夫（東京印書館）前川秀昭（東京書籍印刷），事務局長　白石勇（共同印刷）

74　日本出版労働組合連合会（出版労連）　1万0528
1958年3月15日結成　「出版労連」隔週刊
役員（1984年7月21日・第52回大会改選）
委員長　空席，副委員長　愛知松之助（小学館）後藤勝治（岩波書店）宮園治信（振興出版社）森下昭平（平凡社），書記長　渡辺起造（東京出版合同）

75　日本新聞労働組合連合（新聞労連）　4万2560
1950年6月30日結成　「新聞労連」半月刊
役員（1984年7月21日・第63回大会改選）
委員長　大島次郎（朝日），副委員長　岩松博（河北）松野修（共同）（一名欠員），書記長　小倉三千雄（東京）

76　日本放送労働組合（日放労）　1万3194
1948年3月2日結成　「日放労」月3回刊
役員（1983年10月7日・第78回大会改選）
委員長　須藤安三（管理・地域系列），副委員長　佐々木潤（管理・地域系列）竹村七郎（北海道支部），書記長　奥田良胤（放送系列）

77　日本民間放送労働組合連合会（民放労連）　1万0163
1953年7月12日結成　「民放労連」月3回刊，「放送レポート」不定期刊
役員（1984年7月23日・第58回大会改選）
委員長　井上至久（日本テレビ），副委員長　磯崎弘幸（南海放送）笹野耕治（テレビ朝日）萩原啓司（フジテレビ）西山清雄（朝日放送），書記長　朝比奈太郎（東京放送）

78　日本音楽家ユニオン（音楽ユニオン）　公称6000
1983年10月30日結成　「音楽ユニオン」月刊
役員（1984年10月14日・第2回大会選出）
代表運営委員　浜坂福雄（ギター），事務局長　安並克磨（城西）

【通信業】

79　全逓信労働組合（全逓）　18万2166
1946年5月31日結成　「全逓新聞」週刊，「全逓調査時報」不定期刊，「全逓の文化活動」不定期刊
役員（1984年7月13日・第38回大会改選）
委員長　森原三登（鳥取東部），副委員長　沖永鯛一（福岡豊前）光瀬貞夫（東京南部東簡保），書記長　河須崎暁（東京中部鉄郵）

80　全日本郵政労働組合（全郵政）　6万4133
1965年10月17日結成　「全郵政新聞」週刊，「全郵政ジャーナル」月刊
役員（1984年7月7日・第20回大会改選）
委員長　福井秀政（大阪中央局），副委員長　松田義央（日本橋横山町局）牧野喜蔵（東海郵政局），書記長　蜂須兼次（第一生命館内局）

81　電気通信情報産業労働組合連合（電通労連）　32万7530
1962年10月8日結成　「電通労連」月刊，「電通労連レポート」月刊

「月刊全国セメント」不定期刊
役員（1983年8月23日・第39回臨時大会改選）
委員長　一番ケ瀬宗幸（麻生セ），副委員長　吉田俊一（孰賀セ），書記長　青木常治（第一セ）

56　全国窯業労働組合連合会（全窯連）2万4604
1949年4月27日結成　「ぜんようれん」月刊
役員（1982年9月2日・第34年次大会改選）
委員長　中村雅則（黒崎窯業），副委員長　川口廣（播磨耐火）石川敏男（鳴海製陶）丹羽浩介（日本碍子），書記長　岩田国夫（本部）

57　全国砥石産業労働組合連絡協議会（全砥労協）公称3100
1962年10月13日結成　「全砥労協ニュース」不定期刊
役員（1983年10月30日・第22期大会改選）
議長　平本一義（クレノートン），副議長　松本邦彦（瑞穂研磨）北村勇（大阪金剛），事務局長　大矢昌弘（ノリタケ）

58　全国製靴産業労働組合連合会（全靴労連）公称1267
1953年9月13日結成　「靴労連」不定期刊
役員（1982年10月25日・第26回大会改選）
委員長　山路進久（スタンダード東京），副委員長　石井光幸（パラマウント），事務局長　又辺建二（スタンダード東京）

59　全国皮革産業労働組合連合会（全皮労連）公称1926
1962年10月6日結成　「全皮労連」旬刊
役員（1983年9月18日・第23回大会改選）
委員長　山本政雄（山陽），副委員長　石田定三（新田）伊原忠雄（明治），事務局長　浅見弘夫（ニッピ）

【繊維産業】

60　日本繊維産業労働組合連合会（繊維労連）8507
1947年2月12日結成　「繊維労連」月刊，「調査時報」不定期刊
役員（1983年9月26日・第42回大会改選）
委員長　池田友次（本部），副委員長　湯本稔夫（本部），書記長　中島道治（本部）

61　ゼンセン同盟　47万8700
1946年7月31日結成　「ゼンセン新聞」週刊，「月刊ゼンセン」月刊，「友愛」月刊
役員（1984年9月21日・第40回定期大会改選）
会長　宇佐美忠信（本部），副会長　射庭良治（レナウン）勝木健司（全ダイエー）菅野泰太郎（東洋紡績）島田安親（日本毛織）他4名，書記長　芦田甚之助（本部）

【食品産業】

62　全専売労働組合（全専売）3万0219
1949年6月28日結成　「全専売新聞」週刊，「オルグ手帖」月刊
役員（1984年9月7日・第41回大会改選）
委員長　牧内研二（高崎），副委員長　小原毅（仙台），書記長　椎名成雄（東京）

63　アルコール専売労働組合（アル専）472
1952年12月19日結成　「アル専週報」週刊
役員（1983年10月7日・第32回大会改選）
委員長　大森忍（東京），副委員長　石川和男（東京）忠生時彦（磐田），書記長　小沼弘二（石岡）

64　全国食品産業労働組合同盟（全食品同盟）4万2522
1947年10月6日結成　「全食品同盟」月刊，「調査資料食品労働」不定期刊
役員（1984年10月17日・第38回大会改選）
委員長　早田芳昭（三楽オーシャン），副委員長　北林英二（宝酒造）大竹正俊（雪印食品）河本志郎（木村屋）中村好秀（ヤマサ醤油）東慎哉（本部），書記長　串畑平（本部）

65　全日本食品労働組合連合会（食品労連）7万1353
1965年9月29日結成　「食品労連」半月刊，「食品労連時報」不定期刊
役員（1984年9月11日・第20回大会改選）
委員長　田村憲一（雪印乳業），副委員長　大堀訓啓（全森永）斎藤達夫（キッコーマン）増田滋（サッポロビール）河上勝夫（明治製菓），書記長　高田英治（不二家）

66　全国麦酒労働組合連合会（全国ビール）1万3758
1949年5月19日結成　「全国ビール」月刊
役員（1983年9月7日・第35回大会改選）
委員長　増田滋（サッポロ），副委員長　水谷照（アサヒ），吉田勝正（キリン），書記長　武田充広（アサヒ）

67　食品同業労組連絡会議（同業労組）公称6000
1968年8月13日結成　「食品同業タイムス」旬刊
役員（1984年2月22日・第10回大会改選）
議長　中道久次（全中村屋），副議長　芹野富彦（栄太楼），事務局長　加藤伸一（文明堂）

【文化産業】

68　マスコミ・文化労働組合共闘会議（マスコミ・文化共闘）10万8779

会長　香月二郎（三菱化成），副会長　成元国雄（旭硝子）高部正彦（ダイセル化学）石黒章（積水化学）泉正幸（昭和電工）松田政明（三井東圧）岡村広孝（住友化学），事務局長　清田節郎（日本ゼオン）

43　全国フェロアロイ産業労働組合協議会
（全国アロイ労協）　公称4万1370
1978年10月31日結成
役員（1982年11月9日・第5回総会選出）
議長　今図雄（日本重化学），副議長　加藤覚（日本電工）並川汎（昭和電工），事務局長　窪田松雄（日本重化学）

44　新産別全化学産業労働組合連合（新化学）
1万1351
1950年9月29日結成　「新化学」年3回刊
役員（1984年7月7日・第34回大会改選）
委員長　河合明博（鉄興社），副委員長　荒木紘一（徳山曹達）須能則和（呉羽化学），書記長　竹田立一（本部）

45　全日本ゴム産業労働組合総連合
（全日本ゴム労連）　5万1576
1974年1月30日結成　「全日本ゴム労連」月刊，「ゴム労働情報」不定期刊
役員（1984年9月6日・第20回大会改選）
委員長　鈴木久夫（横浜），副委員長　西松義夫（住友）山本幸吉（東海ゴム）石引晃（横浜）和田時典（三ツ星），内野春喜（月星化成），書記長　松谷栄（東洋ゴム）

46　全国油脂産業労働組合協議会（全国油労協）
1万2282
1962年8月16日結成　「油労協通信」旬刊
役員（1983年8月28日・第22回大会改選）
議長　森沢芳雄（旭電化），副議長　押尾和良（ミヨシ油脂）下斗米隆（日清製油），事務局長　渡辺正美（日本油脂）

47　全日本塗料労働組合協議会（全日塗）　9816
1956年2月23日結成　「全日塗」月刊
役員（1983年8月30日・第22回大会改選）
委員長　中本賢（日油），副委員長　魚座征一郎（関ペ）清水孝延（大日本）荒木敏彦（水谷ペ），書記長　山下嘉昭（本部）

48　全国紙パルプ産業労働組合連合会（紙パ労連）
2万8138
1947年4月6日結成　「紙パ労連」旬刊，「月刊紙パ」月刊
役員（1984年7月13日・第74回大会改選）
委員長　窪田貢市（大昭和），副委員長　武田秀美（十条）藤田良光（鶴崎パルプ）四之宮昌幸（巴川）中野昌樹（中越パルプ）根来勝（東海パルプ），書記長　青山陽一（高崎東北）

49　全日本紙パルプ・紙加工産業労働組合総連合
（紙パ総連合）　2万4913
1972年11月7日結成　「紙パ総連合」半月刊，「紙パ総連合調査政策情報」不定期刊
役員（1984年7月19日・第14回大会改選）
委員長　細川英香（王子），副委員長　角五泰弘（王子）高木幸一（本州）原司（三菱）内田久雄（北越）川本善造（紀州），書記長　遠藤好佑（レンゴー）

50　石油産業労働組合連絡会（石油労組連絡会）
公称3万3197
1982年3月19日結成
役員（1984年10月12日・第4回総会改選）
代表幹事　田口学（全石油）小泉中成（石油同盟）細井富蔵（全シェル），事務局長　北條明利（全石油）

51　同盟石油産業労働組合連絡協議会
（同盟石油労協）　1万1778
1971年12月7日結成
役員（1983年2月23日・第12回総会改選）
議長　小泉中成（石油同盟），副議長　大窪喜八郎（資源労連），事務局長　上村章三（石油同盟）

52　全国石油産業労働組合同盟（石油同盟）3197
1978年10月1日結成
役員（1984年7月6日・第6回大会改選）
委員長　小泉中成（共石労組），副委員長　平野克彦（ゼネラル労組）上村章三（共石労組），書記長　甲斐充（エッソ労組）

53　全国石油産業労働組合協議会（全石油）
2万5099
1953年2月26日結成　「全石油」半月刊，「全石油月報」月刊
役員（1984年7月27日・第54回大会改選）
委員長　田口学（日本石油），副委員長　松戸文彦（昭和石油）清川雅俊（アジア石油），書記長　北條明利（アジア石油）

54　全国ガス労働組合連合会（全国ガス）
2万5411
1946年7月2日結成　「全国ガス労働」旬刊
役員（1984年7月17日・第40回大会改選）
委員長　岡田一夫（東京），副委員長　鹿野清人（全北）桜井重夫（東京）加藤信彦（東邦）御堂開地孝司（広島）村上戦司（西部），書記長　保科光雄（東京）

55　全国セメント労働組合連合会
（全国セメント）　1万8935
1946年7月25日結成　「全国セメント」半月刊，

31　全国機械産業労働組合協議会（機産協）
公称３万0000
1952年10月結成　「機産協」年１回刊
役員（1983年10月21日・第22回大会改選）
議長　大沢一雄（日立精機），事務局長　繁松紀弘（東芝機械）

32　車輛産業労働組合協議会（車輛労協）
１万8444
1972年12月20日結成　「車輛労協」旬刊
役員（1983年12月10日・第11回大会一部改選）
議長　藤原当道（近畿車輛），副議長　玉田義雄（日本エヤーブレーキ）清水昭夫（東急車輛）浦田光信（若松車輛），事務局長　佐藤吉典（日本車輛）

33　航空機産業労働組合協議会（航空労協）
４万4000
1967年10月25日結成　「航空労協」不定期刊
役員（1983年12月９日・第17回大会改選）
議長　横田幸雄（三菱名工），副議長　中野好弘（川崎重工）鈴木誠一（富士重工），事務局長　斎藤覚（全日航）

34　全日本労働総同盟三菱自動車工業労働組合
（同盟三菱自工労組）　２万3011
1970年９月１日結成　「菱自労報」月刊
役員（1982年９月24日・第15回大会改選）
委員長　山本昭助（東自），副委員長　笠井晃（名自），書記長　灘波英明（水自）

35　全国金属家具産業労働組合協議会
（金属家具労協）　公称8000
1973年10月10日結成
役員（1983年10月23日・第11回大会改選）
議長　佐藤敬治（岡村），副議長　柏原孝（全内田洋行）岡田章（イトーキ）久保優（コクヨ），事務局長　桜井武（岡村）

36　全国ミシン労働組合協議会（全ミ労）
公称２万2000
1953年２月１日結成　「全ミ労情報」不定期刊
役員（1982年10月23日・第29回大会改選）
議長　矢木治人（アイシン），副議長　魚谷昇一（ペガサス）林隆（蛇ノ目），事務局長　島田治（リッカー）

【化学産業】

37　全国化学産業労働組合協議会（全国化労協）
公称40万0000
1953年９月20日結成　「化学のなかま」月刊
役員（1984年10月５日・第23回全体会議改選）
議長　佐々木健（合化労連），副議長　遠藤芳夫（全石油）青木常治（全国セメント），武田秀美（紙パ労連），事務局長　竹田立一（新化学）
加盟組合（８組合）
合化労連，紙パ労連，全石油，全国セメント，全国ガス，新化学，全日塗，食品労連

38　日本化学エネルギー労働組合協議会
（化学エネルギー労協）　66万3906
1977年９月21日結成　「ニュース・化学エネルギー労協」旬刊
役員（1984年10月19日・第９回総会選出）
議長　橋本孝一郎（電力労連），副議長　田中良一（全化同盟）宮内留吉（合化労連），事務局長　久村晋（本部）
加盟組合（11組合）
電力労連，合化労連，全化同盟，ゼンセン同盟，全日本ゴム労連，紙パ総連合，新化学，全石油，全国ガス，化学総連，化労研

39　同盟化学部門連絡協議会（同盟化学協）
77万0851
1969年11月13日結成
役員（1983年９月現在）
議長　田中良一（全化同盟），事務局長　池畑英雄（同盟本部）
加盟組合（７組合）
ゼンセン同盟，一般同盟，全化同盟，全食品同盟，紙パ総連合，凸版労組，共石労組

40　合成化学産業労働組合連合（合化労連）
11万8322
1950年12月８日結成　「合成化学」半月刊，「合化労連資料」不定期刊
役員（1984年７月19日・第68回大会改選）
委員長　宮内留吉（日本油脂），副委員長　佐野猛（日本カーボン）工藤幸男（三化合化大牟田）山口幸二（日産化学）小川荘六（東洋曹達）石川二郎（日研化学）木下博史（旭電化）中村次郎（富士フィルム）寺田由則（化学一般関東），書記長　佐々木健（藤沢薬品）

41　全国化学一般労働組合同盟（全化同盟）
10万4992
1951年11月18日結成　「全化同盟」旬刊，「資料と情報」月刊
役員（1984年９月13日・第33回大会改選）
会長　本田廣市（大阪ガス），副会長　黒部正哉也（薬粧部会）安島将（一般化学）大山隆二（関東労組）三橋米人（小西六），書記長　上野嘉一（本部）

42　全国化学労働組合総連合（化学総連）
７万4758
1978年９月30日結成　「化学総連」不定期刊
役員（1984年９月28日・第７回総会改選）

18　全国機械金属労働組合（全機金）　3万2265
1950年2月8日結成　「全機金」月刊
役員（1984年7月20日・第35回大会改選）
委員長　前川忠夫（日本精工），副委員長　内藤近衛（豊和工業）百沢武（不二越）新田尊士（日本飛行機），書記長　金子龍雄（本部）

19　全日本アルミニウム産業労働組合協議会
（全日アルミ労協）　公称6万5639
1977年9月19日結成
役員（1983年10月27日・幹事会改選）
会長　西山直輝（アルミ労協），副会長　渡辺至（住友アルミ）伊藤勉（軽圧労協），事務局長　藤原裕巳（軽金属製錬労協）
加盟組合（3協議会）
軽金属製錬労協，軽圧労協，アルミ労協

20　全国アルミ産業労働組合協議会（アルミ労協）　3万2841
1976年11月22日結成　「アルミ労協」旬刊
役員（1983年8月30日・第8回大会改選）
会長　永島菊雄（不二サッシ），副会長　南信弘（三協アルミ）野中工友（日鉄カーテンオール）野口範夫（日本軽金属）吉田守（トーヨーサッシ），事務局長　西川孝一（昭和アルミ）

21　軽金属圧延労働組合協議会（軽圧労協）
公称1万2000
1976年10月15日結成　「軽圧ニュース」旬刊
役員（1983年11月11日・第5回拡大幹事会改選）
代表幹事　伊藤勉（住友軽金属），事務局長　家森新一（三菱アルミ）

22　軽金属製錬労働組合協議会（軽金属製錬労協）
公称2万0798
1977年7月18日結成
役員（1983年10月28日・第7回大会改選）
代表幹事　渡辺至（住友アルミ），事務局長　藤原裕巳（日本軽金属）

23　全国伸銅労働組合連合会（全銅連）
1949年6月24日結成　「全銅連」不定期刊
役員（1983年9月17日・第34回大会改選）
会長　徳野良弘（富士伸銅），副会長　梶田和義（古河金属）吉田弘毅（紀長伸銅），書記長　山根昇（三宝伸銅）

24　全日本光学工業労働組合協議会（光学労協）
公称3万7000
1953年7月22日結成　「光学労協」不定期刊
役員（1983年9月17日・第34回大会改選）
議長　黒岩仲春（キャノン），副議長　三橋米人（小西六）高山修一（オリンパス），事務局長　佐藤秀太郎（専従）

25　全日本電機機器労働組合連合会（電機労連）
58万6345
1953年6月1日結成　「電機労連」半月刊，「調査時報」不定期刊，「電機ジャナール」季刊，「賃金資料」不定期刊，「調査資料月報」月刊
役員（1984年7月6日・第32回大会改選）
委員長　藁科満治（富士通），副委員長　小林幸男（日立）川口博行（松下），書記長　梅原志朗（東芝）

26　全日本電線工業労働組合（全電線）4万0711
1946年7月2日結成　「全電線」月刊
役員（1984年7月19日・第38回大会改選）
委員長　木川寛（藤倉労組），副委員長　阿部孝臣（古河労組）市原道博（住友労組），書記長　伊勢輝明（昭和労組）

27　全日本造船機械労働組合（全造船機械）
6408
1946年9月1日結成　「全造船機械」旬刊
役員（1982年9月3日・第47回大会改選）
委員長　久保建三（函館），副委員長　小田部敏郎（三菱福工），書記長　石川秀夫（浦賀）

28　全国造船重機械労働組合連合会
（造船重機労連）　17万7200
1972年2月2日結成　「造船重機」半月刊，「調査季報」季刊，「季刊造船重機」季刊
役員（1984年8月24日・第15回大会改選）
委員長　有村利範（三菱），副委員長　藤井久米雄（日立）小島昭男（川重），書記長　伊藤祐禎（住重）

29　全日本自動車産業労働組合総連合会
（自動車総連）　66万2385
1972年10月3日結成　「自動車総連」月刊，「自動車総連調査季報」不定期刊
役員（1984年9月7日・第13回大会改選）
会長　塩路一郎（自動車労連），副会長　梅村志郎（全トヨタ労連）大曽根哲夫（全国マツダ労連）山本昭助（三菱自動車労連）内山光弘（スズキ労連），事務局長　得本輝人（全トヨタ労連）

30　日本自動車産業労働組合連合会（自動車労連）
22万2694
1955年1月23日結成　「自動車労連」旬刊，「月刊自動車労連」月刊
役員（1982年10月9日・第16回大会改選）
会長　塩路一郎（日産），副会長　田淵哲也（販労）栗林卓司（日産）赤木省三（販労）畑良雄（日産）渡辺安雄（日産），事務局長　清水春樹（日産）

岡新一（全炭鉱）鈴木照生（炭職協），事務局長　小山和衛（全炭鉱）
加盟組合（3組合）炭労，全炭鉱，炭職協

6　日本炭鉱労働組合（炭労）　1万3733
1950年4月23日結成　「炭労新聞」不定期刊
役員（1984年7月30日・第106回大会改選）
委員長　橋本亮（高島），副委員長　中村勇（南大夕張），事務局長　大江静夫（赤平）

7　全国石炭鉱業労働組合（全炭鉱）　5106
1954年4月21日結成　「全炭鉱」半月刊
役員（1983年5月31日・第40回大会改選）
委員長　岡新一（松島），副委員長　安永嗣（三池），書記長　小山和衛（三池）

8　全国炭鉱職員労働組合協議会（炭職協）4953
1957年10月25日結成
役員（1983年9月25日・第33回大会改選）
中央議長　鈴木照生（三井石炭），地方議長　今野康介（三井石炭）荒田好光（松島炭鉱），書記長　武田照治（三井石炭）

9　日本非鉄金属産業労働組合連合会（非鉄金属労連）　1万6053
1982年9月29日結成
役員（1984年8月29日・第5回大会改選）
委員長　姫野庄三（三菱），副委員長　平田東助（住友），事務局長　田村敏男（同和）

10　全日本資源産業労働組合連合会（資源労連）　8581
1965年3月5日結成　「資源労連」半月刊
役員（1984年2月29日・第20回大会改選）
委員長　中西敬一郎（日鉱），副委員長　久間木巌（日鉱）吉田茂（東邦亜鉛），書記長　高橋実（日鉱）

【金属産業】

11　金属共闘全国連絡会（金属共闘）
1953年12月21日結成「中央金属」月刊16万7887
役員（1983年10月18日・幹事会改選）
議長　平沢栄一（全国金属），事務局長　小田部敏雄（全造船機械）
加盟組合（2組合）
全国金属，全造船機械

12　全日本金属産業労働組合協議会（IMF・JC）　199万1902
1964年5月16日結成　「IMF・JC金属」（新聞）月刊，「IMF・JC金属」（雑誌）不定期刊，「国際労働ニュース」不定期刊
役員（1984年9月12日・第23回大会改選）
議長　中村卓彦（鉄鋼労連），副議長　藁科満治（電機労連）塩路一郎（自動車総連）有村利範（造船重機労連）藤原巌（全金同盟）前川忠夫（全機金），事務局長　瀬戸一郎（本部）
加盟組合（14組合）
電機労連，自動車総連，全金同盟，鉄鋼労連，造船重機労連，全機金，キャタピラー三菱労組，キャノン労組，三協労組，全岡村労連，小松インター労組，NCR労組，日本オーチス労組，小西六労組

13　日本鉄鋼産業労働組合連合会（鉄鋼労連）　22万1870
1951年3月1日結成　「鉄鋼労連」旬刊，「調査時報」不定期刊
役員（1984年9月21日・第71回大会改選）
委員長　中村卓彦（新日鉄八幡），副委員長　斉藤安正（住友和歌山）千葉利雄（本部），書記長　千葉登（鋼管京浜）

14　機械金属労働組合連合会（機労会議）　公称10万7000
1983年10月21日結成　「機労会議」年3回刊
役員（1984年10月24日・第2回総会選出）
議長　繁松紀弘（東芝機械），副議長　古家久光（精工社）坂本勝（ダイキン工業），事務局長　平井孝之（日本精工）

15　全日本エンジニアリング産業労働組合協議会（CEU）　公称9000
1968年1月20日結成　「エンジニアリング労協」不定期刊
役員（1983年10月1日・第17回大会改選）
会長　野口敏（千代田化工），副会長　渡辺聡（栗田工業），事務局長　野沢孝（東洋エンジニアリング）

16　全国金属労働組合（全国金属）　16万1479
1950年10月8日結成　「全国金属」週刊，「金属労働資料」月刊
役員（1984年8月29日・第54回大会改選）
委員長　橋村良夫（東京），副委員長　古家久光（東京）後出進一郎（石川）屋敷英雄（愛知）巣張秀夫（大阪）竹内徹（愛媛），書記長　平沢栄一（本部）

17　全国金属産業労働組合同盟（全金同盟）　28万9500
1951年3月18日結成　「全金同盟」旬刊，「全金同盟調査時報」不定期刊
役員（1983年8月31日・第33回大会改選）
組合長　藤原巌（本部），副組合長　服部光朗（埼玉）榎正司（大阪）中津清次（東京）星野貞信（神奈川）江口享（久保田）宮崎舜（セイコー）菅沼喜久次（日本ビクター），書記長　今泉昭（本部）

【中央組織】

1　日本労働組合総評議会（総評）　450万8376

1950年7月12日結成　「総評新聞」週刊，「月刊総評」月刊，「総評調査月報」月刊，「労働ニュース」週2回刊，「総評組織局情報」不定期刊，「総評弁護団会報」不定期刊，「時短共闘委員会資料」不定期刊，「Sohyo News」不定期刊

役員（1984年7月27日・第71回大会改選）

議長　黒川武（私鉄総連），副議長　及川一夫（電通労連）丸山康雄（自治労）吉岡徳次（全港湾）江田虎臣（全農林）加藤豊（全水道）森原三登（全逓）宮内留吉(合化労連）斎藤安正(鉄鋼労連）橋村良夫（全国金属）武藤久（国労）田淵勲二（全日通）牧内研二（たばこ共闘），事務局長　真柄栄吉（自治労）

加盟組合（49組合，オブザーバー加盟1組合）

鉄鋼労連，全国金属，私鉄総連，全国一般，合化労連，日本医労協，建設一般全日自労，全日通，全自交労連，新聞労連，紙パ労連，全港湾，鉄弘労，炭労，非鉄金属労連，政労協，全印総連，全駐労，繊維労連，日放労，運輸一般，ホテル労連，全造船機械，全海連，全日建，全電力，自運労，放影研労組，電通労連，国労，全逓，全林野，動労，たばこ共闘，全印刷，全造幣，アルコール専売，都市交，全水道，自治労，日教組，国公労連，全農林，全開発，全財務，沖縄国公労，大蔵職組，会検労，全競労，（オブザーバー加盟）住宅労協

付　総評民間単産会議　143万1949

1966年12月17日結成　「民間単産会議情報」不定期刊

役員（1983年11月9日・第18回総会改選）

議長　田淵勲二（総評），副議長　田村誠(私鉄総連）平沢栄一（全国金属）斎藤安正（鉄鋼労連）佐々木健（合化労連）姫野庄三（非鉄金属労連）石坂庚午（全日通）橋本さとし（電通労連）土橋昭富（紙パ労連）須藤安三（日放労）森下貞雄（全国一般），事務局長　三嶋静夫(総評）

加盟組合（28組合，オブザーバー加盟1組合）

炭労，非鉄金属労連，鉄鋼労連，全国金属，全造船機械，合化労連，紙パ労連，繊維労連，全印総連，新聞労連，日放労，建設一般全日自労，電通労連，全電力，私鉄総連，全日通，全自交労連，全港湾，鉄弘労，運輸一般，自運労，全海連，日本医労協，放影研労組，ホテル労連，政労協，全競労，全国一般，（オブザーバー加盟）総評全日建

2　全日本労働総同盟（同盟）　219万3232

1964年11月11日結成　「同盟新聞」週刊，「どうめい」月刊，「政策コンパス」不定期刊，「Domei Information」不定期刊

役員（1984年1月19日・第20回大会改選）

会長　宇佐美忠信(ゼンセン同盟），副会長　金杉秀信（造船重機労連）塩路一郎(自動車労連）土井一清（海員）辻本滋敬（鉄労）藤原巌（全金同盟）鈴木治（電力労連）福井秀政(全郵政）本田廣市（全化同盟），書記長　田中良一（全化同盟）

加盟組合（30組合ほか）

ゼンセン同盟，全金同盟，造船重機労連，自動車労連，全日海，一般同盟，電力労連，全化同盟，交通労連，全食品同盟，同盟三菱自工労組，航空同盟，紙パ総連合，資源労連，全民労，全炭鉱，凸版労組，基金労組，日本港湾，全映演，石油同盟，建設同盟，全国電力検集労連，鉄労，全郵政，日林労，電電労組，国税会議，自治労連，統計労組，ほかに地方・地区同盟直属組合

3　全国産業別労働組合連合（新産別）　6万4016

1949年12月10日結成　「新産別」旬刊

役員（1984年10月27日・第37回大会改選）

委員長　河合明博（新化学），副委員長　前川忠夫（全機金）池田明和（京滋地連）杉山茂（全施労），書記長　富田弘隆（本部）

加盟組合（4組合ほか）

全機金，新化学，新運転，全施労，京滋地連

4　中立労働組合連絡会議(中立労連）148万0325

1956年9月3日結成　「中立労連」月刊，「中立労連情報・資料」不定期刊

役員（1984年9月20日・第11回大会改選）

議長　藁科満治（電機労連），副議長　山野辺四郎（生保労連）加藤忠由（全建総連）田村憲一（食品労連）木川寛（全電線）岡田一夫（全国ガス）一番ケ瀬宗幸（全国セメント），事務局長　田口学（全石油）

加盟組合（10組合）

電機労連，生保労連，全建総連，食品労連，全電線，全窯連，全石油，全国ガス，全国セメント，映演総連

【鉱　業】

5　石炭労働三団体政策推進会議（炭政会議）　2万3792

1980年11月10日結成

役員（1983年10月11日改選）

議長　野呂潔(炭労），代表幹事　橋本亮(炭労）

主要な労働組合の現状

（1984年9月末現在）

労働組合名(略称)，結成年月日，組合員数（1983年6月末現在労働組合基本調査，または公称）「機関紙・誌」（刊行頻度）
役員（改選年月日・改選機関）三役役職員氏名（出身組合）
加盟組合（この項は中央組織，協議会，共闘組織のみ）

中央組織

1. 総　評
付 総評民間単産会議
2. 同　盟
3. 新産別
4. 中立労連

鉱　業

5. 炭政会議
6. 炭　労
7. 全炭鉱
8. 炭職協
9. 非鉄金属労連
10. 資源労連

金属産業

11. 金属共闘
12. ＩＭＦ・ＪＣ
13. 鉄鋼労連
14. 機労会議
15. ＣＥＵ
16. 全国金属
17. 全金同盟
18. 全機金
19. 全日アルミ労協
20. アルミ労協
21. 軽圧労協
22. 軽金属製錬労協
23. 全銅連
24. 光学労協
25. 電機労連
26. 全電線
27. 全造船機械
28. 造船重機労連
29. 自動車総連
30. 自動車労連
31. 機産協
32. 車輌労協
33. 航空労協
34. 同盟三菱自工労組
35. 金属家具労協
36. 全ミ労

化学産業

37. 全国化労協
38. 化学エネルギー労協
39. 同盟化学協
40. 合化労連
41. 全化同盟
42. 化学総連
43. 全国アロイ労協
44. 新化学
45. 全日本ゴム労連
46. 全国油労協
47. 全日塗
48. 紙パ労連
49. 紙パ総連合
50. 石油労組連絡会
51. 同盟石油労協
52. 石油同盟
53. 全石油
54. 全国ガス
55. 全国セメント
56. 全窯連
57. 全砥労協
58. 全靴労連
59. 全皮労連

繊維産業

60. 繊維労連
61. ゼンセン同盟

食品産業

62. 全専売
63. アル専
64. 全食品同盟
65. 食品労連
66. 全国ビール
67. 同業労組

文化産業

68. マスコミ・文化共闘
69. 全映演
70. 映演総連
71. 全印刷
72. 全印総連
73. 印刷労協
74. 出版労連
75. 新聞労連
76. 日放労
77. 民放労連
78. 音楽ユニオン

通信業

79. 全　逓
80. 全郵政
81. 電通労連
82. 全電通
83. 電電労組
84. 国際電電労組
85. 電済労

建設業

86. 建設労連
87. 全建総連
88. 建設同盟
89. 全日建
90. 日建協
91. 電工労連
92. 建設一般全日自労
93. 全民労
94. 全国自労・広島
95. 全国自労・福岡

金融業

96. 金融共闘
97. 全銀総連
98. 市銀連
99. 地銀連
100. 外銀連
101. 全相銀連
102. 相銀全労
103. 全信連
104. 全信労
105. 全信保労連
106. 生保労連
107. 全損保
108. 損保労連
109. 全証労協

電気産業

110. 全電力
111. 電力総連
112. 電力労連
113. 全国電力検集労連

交通運輸産業

114. 全交運
115. 同盟交運協
116. 国　労
117. 動　労
118. 鉄　労
119. 全動労
120. 動労千葉
121. 全施労
122. 私鉄総連
123. 交通労連
124. 都市交
125. 運輸労連
126. 全日通
127. 運輸一般
128. 全自交労連
129. 自交総連
130. 自運労
131. 新運転
132 船労協
133. 全海連
134. 海員組合
135. 通信士組合
136. 全国港湾
137. 港湾共闘
138. 全港湾
139. 日本港湾
140. 日港労連
141. 全倉運
142. 鉄弘労
143. 航空同盟
144. 民航労連

教　育

145. 日教組
146. 全日教連
147. 日高教（一ツ橋）
148. 日高教（麹町）

医　療

149. 日本医労協
150. 全医労
151. 放影研労組

商　業

152. 商サ事務労
153. 同盟流通
154. 商業労連
155. ホテル労連
156. 観光労連
157. 全商社
158. 全商業
159. チェーン労協

公　務

160. 公労協
161. 全官公
162. 公務員共闘
163. 国公労連
164. 国公労協
165. 全大蔵労連
166. 大蔵協議会
167. 大蔵連盟
168. 全国税
169. 国税会議
170. 国税労組
171. 国税中国
172. 全財務
173. 全税関
174. 税関労連
175. 大蔵職組
176. 全造幣
177. 全農林
178. 全林野
179. 日林労
180. 建設総連
181. 全建労
182. 建職組
183. 全労働
184. 全司法
185. 全商工
186. 全法務
187. 全開発
188. 全運輸
189. 全港建
190. 全気象
191. 全厚生
192. 全電波
193. 文　労
194. 会検労
195. 恩給職組
196. 人　職
197. 経企労
198. 国会職連
199. 総理府労連
200. 統計労組
201. 全行管
202. 地公労
203. 自治労
204. 自治労連
205. 全水道
206. 都労連
207. 政労協
208. 基金労組
209. 全駐労
210. 沖縄国公労

そ の 他

211. 全国一般
212. 一般同盟
213. 全農協労連
214. 生協労連
215. 全山労
216. 全競労

協議会，共闘組織

217. 多国籍労組会議
218. 統一労組懇
219. 政推会議
220. 総連合
221. 全民労協
222. 公益民労

全日本労働総同盟鳥取地方同盟	鳥取市戎町110 中央労働福祉会館	0857—26—2481
全日本労働総同盟島根地方同盟	松江市御手船場町567	0852—23—3300
全日本労働総同盟岡山地方同盟	岡山市春日町5—5 勤労者福祉センター	0862—24—8227
全日本労働総同盟広島地方同盟	広島市南区金屋町1—17 労働会館	082—261—4207
全日本労働総同盟山口地方同盟	山口市下湯田大橋	0839—22—3202
全日本労働総同盟徳島地方同盟	徳島市昭和町3—3 昭和会館	0886—25—1801
全日本労働総同盟香川地方同盟	高松市番町3—5—15 労住協第12ビル	0878—34—4045
全日本労働総同盟愛媛地方同盟	松山市宮西町132 愛媛県勤労会館	0899—31—7313
全日本労働総同盟高知地方同盟	高知市本町4—1—32 労働会館	0888—23—0585
全日本労働総同盟福岡地方同盟	福岡市中央区大手門3—3—3 大手門会館	092—741—8207
全日本労働総同盟佐賀地方同盟	佐賀市大財4—1—48	0952—24—5738
全日本労働総同盟長崎地方同盟	長崎市元船町10—7 長崎県友愛会館	0958—27—4300
全日本労働総同盟熊本地方同盟	熊本市新屋敷1—2—37	0963—64—1328
全日本労働総同盟大分地方同盟	大分市寿町1—3 労働福祉会館	0975—36—2468
全日本労働総同盟宮崎地方同盟	宮崎市別府町3—6 労働福祉会館	0985—28—5151
全日本労働総同盟鹿児島地方同盟	鹿児島市平之町1—18	0992—23—0840
全日本労働総同盟沖縄地方同盟	那覇市東町1—1 労働福祉会館	0988—68—7536
【新産別系地方組織】		
新産別山形地方協議会	山形市双葉町1—2—19	0236—43—4108
新産別群馬地方協議会	前橋市鳥羽町78	0272—52—3630
新産別東京地方協議会	東京都港区西新橋3—9—7 高橋ビル	03—434—3084
新産別神奈川地方協議会	横浜市磯子区杉田町508	045—771—6270
新産別新潟地方協議会	長岡市東蔵王1—1—1 全機金津上長岡支部	0258—31—7881
新産別富山地方労働組合協議会	富山市石金20 不二越労組内	0764—25—2934
新産別東海地方協議会	愛知県西春日井郡新川町大字須ケ口1600 全機金豊和支部内	0560—40—2158
新産別滋賀地方協議会	大津市晴嵐1—16—1	0775—34—0762
新産別大阪地方連絡協議会	東大阪市橋本1—1 近畿車輛労組内	06—744—8881
【中立労連系地方組織】		
北海道中立労働組合連絡会議	札幌市中央区北二条東1—5 久米ビル	011—222—2162
宮城県中立労働組合連絡会議	仙台市郡山6—7—1	0222—48—2024
栃木県中立労働組合連絡会議	宇都宮市平出工業団地3—3	0286—63—1122
群馬県中立労働組合連絡会議	群馬県邑楽郡大泉町寄木戸金塚611	0276—63—0469
埼玉県中立労働組合連絡会議	熊谷市銀座1—104 繊維労連会館	0485—24—3551
東京地方中立労働組合連絡会議	東京都港区三田1—10—3 電機労働会館	03—455—5522
長野県中立労働組合連絡会議	長野市県町529 県町ビル	0262—34—3271
静岡県中立労働組合連絡会議	静岡市春日町2—8—101	0542—55—8110
三重県中立労働組合連絡協議会	津市栄町1—147—5 勤労者福祉会館	0592—26—7892
滋賀県地方中立労働組合連絡会議	大津市瀬田1—1—1	0775—45—8990
広島県中立労働組合連絡会議	呉市宝町2—11	0823—21—3319
愛媛県中立労働組合連絡会議加盟組合懇談会	愛媛県温泉郡川内町南方2131	0899—66—2111
福岡県中立労働組合連絡会議	福岡市博多区竹下3—1—1	092—473—8966
長崎県中立労働組合連絡会議	長崎市丸尾町6—14	0958—61—6211
中立労連佐賀地方協議会	佐賀市大財北町1—1	0952—24—4126
【その他・地方組織】		
地方民労協全国連絡協議会（全国民労協）	港区芝浦3—1—43 東京電力労組内	03—451—1816

徳島県労働組合評議会	徳島市昭和町3—35—1 労働福祉会館	0886—23—2108
日本労働組合総評議会香川県地方評議会	高松市丸の内7—18	0871—51—2362
日本労働組合総評議会愛媛県地方労働組合評議会	松山市宮西町132 愛媛県勤労会館	0899—41—4500
高知県労働組合総評議会	高知市本町4—1—32 労働会館	0888—75—7274
福岡県労働組合評議会	福岡市中央区大手門3—3—3 大手門会館	092—712—0525
佐賀県労働組合総評議会	佐賀市柳町2—9 労働会館	0952—24—6221
長崎県労働組合評議会	長崎市桜町9—6 地区労会館	0958—23—7281
熊本県労働組合総評議会	熊本市九品寺1—17—9 熊本県労働会館	0963—71—6226
大分県労働組合評議会	大分市寿町1—3 労働福祉会館	0975—34—3300
宮崎県地方労働組合評議会	宮崎市別府町3—9 労働福祉会館	0985—29—1212
鹿児島県労働組合総評議会	鹿児島市平之町9—26 労働会館	0992—23—5201
沖縄県労働組合協議会	那覇市東町1—1 労働福祉会館	0988—62—3888

【同盟系地方組織】

全日本労働総同盟北海道地方同盟	札幌市中央区南大通り西16—1—19	011—641—4621
全日本労働総同盟青森地方同盟	青森市本町3—3—11 労働福祉会館	0177—23—1999
全日本労働総同盟岩手地方同盟	盛岡市大沢川原2—2—32 労働福祉会館	0196—24—4310
全日本労働総同盟宮城地方同盟	仙台市上杉1—5—13 労働福祉会館	0222—11—4292
全日本労働総同盟秋田地方同盟	秋田市川尻御休町9—33 秋田同盟会館	0188—64—8511
全日本労働総同盟山形地方同盟	山形市香澄町2—9—40 福祉センター	0236—31—7740
全日本労働総同盟福島地方同盟	福島市宮町3—14 労働福祉会館	0245—23—4674
全日本労働総同盟茨城地方同盟	水戸市新荘3—5—6 竹内ビル	0292—26—0534
全日本労働総同盟栃木地方同盟	宇都宮市中央3—1—2	0286—35—9511
全日本労働総同盟群馬県同盟	前橋市本町1—6—2	0272—24—7722
全日本労働総同盟埼玉地方同盟	浦和市常盤9—24—13 労働会館	0488—33—9137
全日本労働総同盟千葉地方同盟	千葉市千葉港4—4 労働者福祉センター	0472—42—5505
全日本労働総同盟東京地方同盟	東京都渋谷区千駄ケ谷1—7—4	03—403—0711
全日本労働総同盟神奈川地方同盟	横浜市磯子区中原1—1—17	045—774—3011
全日本労働総同盟新潟地方同盟	新潟市花園2—1—7 福祉センター	0252—41—2166
全日本労働総同盟富山地方同盟	富山市桜町2—2—29 労働福祉会館	0764—32—9828
全日本労働総同盟石川地方同盟	金沢市長田本町ロ14	0762—23—5468
全日本労働総同盟福井地方同盟	福井市宝永2—1—24 労働福祉会館	0766—24—4284
全日本労働総同盟山梨地方同盟	甲府市相生2—7—17 労農福祉センター	0552—37—2269
全日本労働総同盟長野地方同盟	長野市鶴賀2141—3 信光ビル	0262—34—0397
全日本労働総同盟岐阜地方同盟	岐阜市西駒爪町14	0582—62—6991
全日本労働総同盟静岡地方同盟	静岡市春日町2—3—10	0542—54—8344
全日本労働総同盟愛知地方同盟	名古屋市中区大井町6—26愛知同盟会館	052—322—6111
全日本労働総同盟三重地方同盟	津市栄町1—147—5 勤労福祉会館	0592—28—6108
全日本労働総同盟滋賀地方同盟	大津市馬場町3—13—28 ゼンセン同盟	0775—23—2701
全日本労働総同盟京都地方同盟	京都市中京区壬生仙念町30—2 京都市労働者総合会館	075—811—3361
全日本労働総同盟大阪地方同盟	大阪市西区土佐堀1—6—3	06—448—0151
全日本労働総同盟兵庫地方同盟	神戸市中央区下山手通5—9—3 兵庫勤労文化会館	078—341—1511
全日本労働総同盟奈良地方同盟	奈良市西木辻町93—6 奈良労働会館	0742—23—4851
全日本労働総同盟和歌山地方同盟	和歌山市畑屋敷中の丁9—1 ゼンセン会館	0734—31—7546

（ITGLWF・ARO=TWARO）	千代田区九段4—8—16 ゼンセン会館	265—7521
国際音楽放送映画演劇労組連盟（ISETU）	渋谷区宇田川町4—8	476—0971
国際食品労連（IUF）日本事務所	中央区京橋1—15—1 味の素室町ビル	561—4540
国際郵便電信電話労連（PTTI）東京事務所	千代田区神田駿河台3—6 全電通会館	251—3371
国際運輸労連（ITF）日本事務所	千代田区丸の内1—11—4 国労会館	231—3876
国際商業事務技術労連（FIET）日本加盟組織連絡協議会（JLC）	渋谷区代々木2—23—1 ニューステートメナー産業労連内	370—4121

地方組織

【総評系地方組織】

全北海道労働組合協議会	札幌市中央区北四条西12丁目 北労ビル	011—231—4157
青森県労働組合会議	青森市本町3—3—11 労働福祉会館	0177—75—2041
岩手県労働組合総連合	盛岡市大沢川原2—2—32 労働福祉会館	0196—23—9201
宮城県労働組合評議会	仙台市上杉1—5—13 労働福祉会館	0222—22—9181
秋田県労働組合会議	秋田市中通6—7—36 労働会館	0188—33—8355
山形県労働組合評議会	山形市香澄町2—9—40 福祉センター	0236—41—5515
福島県労働組合協議会	福島市宮町3—14 労働福祉会館	0245—22—6101
茨城県労働組合連盟	水戸梅香町2—1—39 労働福祉会館	0292—21—7178
栃木県労働組合会議	宇都宮市中戸祭町821 福祉センター	0286—22—0567
群馬地方労働組合評議会	前橋市大手町3—5—4	0272—31—4266
埼玉県労働組合評議会	浦和市高砂町4—3—5	0488—63—1561
千葉県労働組合連合協議会	千葉市千葉港4—4 労働者福祉センター	0472—41—7141
東京地方労働組合評議会	東京都港区芝浦3—18—15	03—452—4611
神奈川県地方労働組合評議会	横浜市磯子区中原1—1—28	045—773—2250
新潟県労働組合評議会	新潟市花園2—1—7 福祉センター	0252—44—5454
富山県労働組合協議会	富山市桜町2—2—29 労働福祉会館	0764—31—8756
石川県労働組合評議会	金沢市昭和町5—23 石川県評会館	0762—33—2170
福井県労働組合評議会	福井市宝永2—1—24 労働福祉会館	0776—21—5321
山梨県労働組合総連合会	甲府市相生2—7—17 労農福祉センター	0552—35—3161
長野県労働組合評議会	長野市県町532 労働会館	0262—34—2116
岐阜県労働組合評議会	岐阜市西駒爪町14 県評会館	0582—65—4678
静岡県労働組合評議会	静岡市南町16—23	0542—82—4121
愛知県地方労働組合評議会	名古屋市昭和区鶴舞3—8—10 愛知労働文化センター	052—741—2266
三重県労働組合協議会	津市栄町1—147—5 三重県勤労福祉会館	0592—27—0154
日本労働組合総評議会滋賀地方評議会	大津市梅林1—4—15 教育会館	0775—22—4644
日本労働組合総評議会京都地方評議会	京都市中京区壬生仙念町30—2 京都市労働者総合会館	075—801—2303
日本労働組合総評議会大阪地方評議会	大阪市北区天神橋3—9—27	06—358—0281
日本労働組合総評議会兵庫県地方評議会	神戸市中央区中町通り4—1—19	078—341—1016
奈良県地方労働組合総評議会	奈良市西木辻町93—6 奈良労働会館	0742—26—3983
和歌山県地方労働組合評議会	和歌山市小松原通り3—1 教育会館	0734—23—1952
鳥取県労働組合評議会	鳥取県戎町110 中央労働福祉会館	0857—23—2391
島根県労働組合評議会	松江市御手船場町549—4 福祉センター	0852—23—3300
岡山県労働組合総評議会	岡山市春日町5—5 勤労福祉センター	0862—25—1441
広島県労働組合会議	広島市南区金屋町1—17 労働会館	082—261—9255
山口県労働組合評議会	山口市亀山町5—2	0839—22—1841

運輸省全港湾建設労働組合（全港湾）	千代田区霞ガ関3—1—3 運輸省内	580—3111
全気象労働組合（全気象）	千代田区大手町1—3—4 気象庁内	212—4008
全厚生職員労働組合（全厚生）	千代田区霞ガ関1—2—2 厚生省内	501—4881
全電波労働組合（全電波）	港区北青山2—7—14	580—4872
文部職員労働組合（文労）	千代田区霞ガ関3—2—2	581—4211
会計検査院職員労働組合（全検労）	千代田区霞ガ関3—1—1 大蔵ビル	581—3251
総理府恩給局職員組合（恩給職組）	新宿区若松町95	602—1111
人事院職員組合（人職）	千代田区霞ガ関2—1—2 人事院ビル	581—5311
経済企画庁職員労働組合（経企労）	千代田区霞ガ関3—1—1	581—4086
国会職員組合連合会（国会職連）	千代田区永田町1—7—1 衆議院内	581—5111
総理府労働組合連合会（総理府労連）	新宿区若松町19—1 総理府第二合同庁舎内	202—1111
総理府統計局労働組合（統計労組）	新宿区若松町19—1 総理府統計局内	202—1111
全行政管理庁職員組合（全行管）	千代田区霞ガ関3—1—1 行政管理庁内	581—6361
地方公務員関係労働組合共闘会議（地公労）	千代田区六番町1 自治労会館	262—1576
全日本自治団体労働組合（自治労）	千代田区六番町1 自治労会館	263—0261
全国自治団体労働組合連合（自治労連）	港区芝2—20—12 友愛会館	451—7963
全日本水道労働組合（全水道）	文京区本郷1—4—1 全水道会館	812—4221
東京都労働組合連合会（都労連）	千代田区丸の内3—6—2 都庁内	212—6931
政府関係特殊法人労働組合務議会（政労務）	千代田区神田駿河台3—2—11 総評会館	251—6621
社会保険診療報酬支払基金労働組合（基金労組）	港区西新橋2—39—8 鈴丸ビル	437—9726
全駐留軍労働組合（全駐労）	港区芝3—41—8	455—5971
沖縄国家公務員労働組合（沖縄国公労）	那覇市旭町34 官公労共済会館	0988—67—2414

そ の 他

総評・全国一般労働組合（全国一般）	千代田区神田三崎町3—5—6 造船会館	230—4071
全国一般労働組合同盟（一般同盟）	港区芝2—20—12 友愛会館	453—5969
全国農業協同組合労働組合連合会（全農協労連）	渋谷区代々木2—5—5 新宿農協会館	370—8327
全国生協労働組合連合会（生協労連）	渋谷区千駄ケ谷4—1—13 生協会館	408—0067
全国山林労働組合（全山労）	文京区大塚3—28—7 全林野会館	945—6385
全国競走労働組合（全競労）	千代田区神田駿河台3—2—11 総評会館	253—9309

協議会・共闘組織

多国籍企業問題対策労組連絡会議（多国籍労組会議）	中央区八重洲2—6—21 三徳八重洲ビル IMF・JC内	274—2461
統一戦線促進労働組合懇談会（統一労組懇）	北区滝野川3—3—1 ユニオン・コーポ	940—0401
政策推進労組会議（政推会議）	港区三田2—7—15 電力労働会館	455—4086
全国労働組合総連合（総連合）	港区三田1—10—3 電機労連会館	455—6804
全日本民間労働組合協議会（全民労協）	港区三田1—10—3 電機労連会館	456—3061
公益産業民間労働組合連絡会（公益民労）	港区三田2—7—15	455—0231

在日国際労働組織連絡事務所

世界労連（WFTU）東京事務所	北区滝野川3—3—1 ユニオン・コーポ	915—9486
国際自由労連（ICFTU）日本加盟組織連絡協議会（LC）	港区新橋2—12—18 及川ビル	508—1351
国際労働組合連合（WCL）東京事務所	豊島区目白3—7—4	953—5930
国際金属労連（IMF）東アジア事務所	中央区八重洲2—6—21 三徳八重洲ビル	274—2461
国際化学エネルギー一般労連（ICEF）東京事務所	千代田区富士見2—10—28 フジボウ会館	230—1448
国際繊維被服皮革労働同盟アジア地域組織		

全日本教職員連盟（全日教連）	千代田区麹町4—7 逢坂ビル	264—3861

医　　療

日本医療労働組合協議会（日本医労協）	台東区入谷1—9—5 日本医療労働会館	875—5871
全日本国立医療労働組合（全医労）	新宿区四谷4—10—3	355—0601
放射線影響研究所労働組合（放影研労組）	広島市南区比治山公園5—2	082—261—1873

商　　業

全国商業サービス事務職労働組合連絡会議（商サ事務労）	千代田区三崎町3—5—6 造船会館	230—1721
同盟流通労働組合共闘会議（同盟流通）	港区芝2—20—12 友愛会館	453—5371
日本商業労働組合連合会（商業労連）	渋谷区代々木2—23—1 ニューステートメナー	370—4121
全日本ホテル労働組合連合会（ホテル労連）	千代田区三崎町3—5—6 造船会館	230—1381
観光・航空貨物産業労働組合連合会（観光労連）	千代田区三崎町3—5—6 造船会館	230—1721
全国商社労働組合連合会（全商社）	大阪市南区長堀橋筋1—44—1 グランドピア長堀橋	06—244—9201
全日本商業労働組合（全商業）	渋谷区千駄ケ谷5—12—9	352—4323

公　　務

公共企業体等労働組合協議会（公労協）	千代田区神田駿河台3—2—11 総評会館内	251—7471
全日本官公職労協議会（全官公）	港区芝2—20—12 友愛会館	451—7963
日本公務員労働組合共闘会議（公務員共闘）	千代田区神田駿河台3—2—11 総評会館内	251—6263
日本国家公務員労働組合連合協議会（国公労連）	港区西新橋3—6—2 ツカサビル	436—1261
日本国家公務員労働組合協議会（国公労協）	千代田区霞ガ関1—2—1 全農林内	508—1395
全大蔵関係労働組合連絡協議会（全大蔵労連）	千代田区霞ガ関3—1—1 大蔵ビル	581—4111
大蔵労働組合協議会（大蔵協議会）	千代田区霞ガ関3—1—1 大蔵ビル	581—4111
大蔵省公務員連盟（大蔵連盟）	千代田区霞ガ関3—1—1 大蔵ビル	581—7573
全国税労働組合（全国税）	千代田区霞ガ関3—1—1 大蔵ビル	581—3678
国税労働組合全国会議（国税会議）	千代田区霞ガ関3—1—1 国税庁内	581—2573
国税労働組合（国税労組）	千代田区大手町1—3—2 東京国税局内	213—7952
中国国税職員組合（国税中国）	広島市中区上八丁堀6—30広島国税局内	082—221—9211
全財務労働組合（全財務）	千代田区霞ガ関3—1—1 大蔵ビル	581—4882
全国税関労働組合（全税関）	千代田区霞ガ関3—1—1 大蔵ビル	581—4111
税関労働組合全国連絡務議会（税関労連）	千代田区霞ガ関3—1—1 大蔵ビル	581—4111
大蔵省職員組合（大蔵職組）	千代田区霞ガ関3—1—1 大蔵ビル	581—3725
全造幣労働組合（全造幣）	大阪市北区天満1—1—79 造幣局内	06—351—5361
全農林労働組合（全農林）	千代田区霞ガ関1—2—1 農林省内	501—3866
全林野労働組合（全林野）	文京区大塚3—28—7 全林野会館	945—6385
日本林業労働組合（日林労）	千代田区霞ガ関1—2—1 林野庁内	580—8891
建設省労働組合総連合会（建設労連）	北区堀船1—12—19 全建労内	919—7901
全建設省労働組合（全建労）	北区堀船1—12—19 現業労協会館	919—7901
建設省職員組合（建職組）	港区芝2—20—12 友愛会館	455—3005
全労働省労働組合（全労働）	千代田区霞ガ関1—2—2中央合同庁舎第5号館労働省内	593—1211
全司法労働組合（全司法）	千代田区隼町4—2 最高裁内	264—8111
全商工労働組合（全商工）	千代田区霞ガ関1—3—1 通産省内	580—5707
全法務労働組合（全法務）	千代田区霞ガ関1—1—3	580—0584
全北海道開発局労働組合（全開発）	札幌市中央区三条西4丁目合同庁舎	011—251—6347
全運輸省労働組合（全運輸）	千代田区霞ガ関2—1—3	580—4244

全日本損害保険労働組合（全損保）	中央区京橋2—7—19 守随ビル	535—6491
損害保険労働組合連合会（損保労連）	中央区八重洲2—7—9 相模ビル	273—7874
全国証券労働組合協議会（全証労協）	中央区日本橋茅場町2—1—1 第2証券会館	666—5450

電気産業

全日本電力労働組合協議会（全電力）	調布市緑ケ丘1—6	308—9151
全国電力関連産業労働組合総連合（電力総連）	港区三田2—7—15 電力労働会館	454—5478
全国電力労働組合連合会（電力労連）	港区三田2—7—15 電力労働会館	454—0231
全国電力検針集金労働組合連絡協議会（全国電力検集労連）	港区芝浦3—1—43 礎会館	455—8181

交通運輸業

全日本交通運輸労働組合協議会（全交運）	千代田区丸の内1—11—4 国労会館	215—0681
同盟交通運輸港湾協議会（同盟交運協）	港区芝2—20—12 友愛会館	453—5371
国鉄労働組合（国労）	千代田区丸の内1—11—4 国労会館	212—0480
国鉄動力車労働組合（動労）	品川区西五反田3—2—13 動力車会館	491—7191
鉄道労働組合（鉄労）	港区芝2—20—12 友愛会館	453—9081
全国鉄動力車労働組合連合会（全動労）	北区滝野川3—3—1 ユニオンコーポ303	940—2671
国鉄千葉動力車労働組合（動労千葉）	千葉市要町2—8	0472—22—7207
全国鉄施設労働組合（全施労）	千代田区丸の内1—8—1 東京鉄道管理局旧庁舎内	212—6311
日本私鉄労働組合総連合会（私鉄総連）	港区高輪4—3—5 私鉄会館	473—0166
全国交通運輸労働組合総連合（交通労連）	港区芝2—20—12 友愛会館	451—7243
日本都市交通労働組合（都市交）	港区芝浦3—1—35	451—5221
全日本運輸産業労働組合連合会（運輸労連）	港区赤坂2—5—5	582—9421
全日通労働組合（全日通）	港区赤坂2—5—5	584—2771
全日本運輸一般労働組合（運輸一般）	北区滝野川3—3—1	910—1536
全国自動車交通労働組合連合会（全自交労連）	渋谷区千駄ケ谷3—7—9	408—0875
全国自動車交通労働組合総連合会（自交総連）	台東区根岸2—18—2 永谷マンション201	875—8071
日本自動車運転士労働組合（自運労）	目黒区中目黒2—3—12	711—9387
新産別運転車労働組合（新運転）	新宿区西早稲田3—29—20	202—3503
船舶関係労働組合協議会（船労協）	千代田区霞ガ関2—1—3 全運輸内	580—4244
全日本海運労働組合連合会（全海連）	港区新橋2—20—15 新橋駅前ビル1号館	573—2401
全日本海員組合（全日海）	港区六本木7—15—26	403—6251
船舶通信士労働組合（通信士組合）	港区芝浦1—14—8	451—0464
全国港湾労働組合協議会（全国港湾）	品川区南大井6—24—14 第5下川ビル	768—1350
港湾労働組合中央共闘会議（港湾共闘）	大田区山王2—31—4 全港湾内	774—4141
全日本港湾労働組合（全港湾）	大田区山王2—31—4	774—4141
日本港湾労働組合同盟（日本港湾）	港区海岸3—1—11	451—2343
日本港湾労働組合連合会（日港労連）	品川区南大井6—24—14 第5下川ビル	768—4681
全日本倉庫運輸労働組合同盟（全倉運）	中央区日本橋兜町16—1	667—9481
鉄道弘済会労働組合（鉄弘労）	千代田区麹町6—1—18 共栄ビル	262—9709
全日本航空産業労働組合総同盟（航空同盟）	大田区羽田空港1—6—3 日航機装ビル	747—7642
日本民間航空労働組合連合会（民航労連）	大田区羽田空港1—6—6 全日空労組内	747—5742

教　　育

日本教職員組合（日教組）	千代田区一ツ橋2—6—2 日本教育会館	265—2181
日本高等学校教職員組合（日高教）（一ツ橋）	千代田区一ツ橋2—6—2 日本教育会館	230—0284
日本高等学校教職員組合（日高教）（麹町）	千代田区九段北1—9—12 谷内ビル	261—0422

文化産業

マスコミ・文化労働組合共闘会議（マスコミ・文化共闘）	新宿区三栄町17 木原ビル	355—0461
全国映画演劇労働組合（全映演）	千代田区有楽町1—8—1 日比谷パークビル	201—4476
映画演劇労働組合総連合（映演総連）	港区新橋2—10—9 ダイワビル	591—3039
全印刷局労働組合（全印刷）	北区西ケ原3—59—12 全印刷会館	910—7131
全国印刷出版産業労働組合総連合会（全印総連）	文京区春日2—1—5第2荒井ビル	812—4007
日本出版労働組合連合会（出版労連）	千代田区神田駿河台1—8 お茶の水ビル	294—2478
日本新聞労働組合連合（新聞労連）	千代田区三崎町3—5—6 造船会館	265—8641
日本放送労働組合（日放労）	渋谷区神南2—2—1 NHK内	465—1647
日本民間放送労働組合連合合（民放労連）	新宿区三栄町17 木原ビル	355—0461
日本音楽家ユニオン（音楽ユニオン）	渋谷区宇田川4—8 昭和ビル	464—8027

通信業

全逓信労働組合（全逓）	文京区後楽1—2—7 全逓会館	812—4261
全日本郵政労働組合（全郵政）	渋谷区千駄ケ谷1—20—6	478—7101
電気通信情報産業労働組合連合（電通労連）	千代田区神田駿河台3—6 全電通会館	253—3214
全国電気通信労働組合（全電通）	千代田区神田駿河台3—6 全電通会館	257—1551
日本電信電話労働組合（電電労組）	杉並区天沼2—26—12	398—0931
国際電信電話労働組合（国際電電労組）	新宿区西新宿2—3—2 KDDビル	347—6862
全国電気通信共済会労働組合（電済労）	港区虎ノ門1—23—10 山県ビル	502—0531

建設業

全日本建設・建設資材産業労働組合連絡協議会（建設労連）	千代田区神田駿河台3—2—11 総評会館	251—0311
全国建設労働組合総連合（全建総連）	新宿区高田馬場2—7—15	200—6221
建設産業労働組合同盟（建設同盟）	港区芝2—14—5 加藤ビル	454—0951
総評全日本建設産業労働組合（総評全日建）	千代田区神田駿河台3—2—11 総評会館	251—0311
電工労連	文京区本郷3—39—5 武内ビル	816—3021
日本建設産業職員労働組合協議会（日建協）	渋谷区千駄ケ谷1—30—8 千駄ケ谷第7大京ビル	403—7976
全日自労建設一般労働組合（建設一般全日自労）	豊島区雑司ケ谷3—22—10	987—0711
全国民主自由労働組合（全民労）	港区海岸通3—2—1	452—0547
全国自由労働組合連合会（全国自労・広島）	広島市南区旭1—15—2	082—251—6491
全国自由労働組合（全国自労・福岡）	福岡市博多区吉塚町5—5—15	092—611—2497

金融業

全国金融労働組合共闘会議（金融共闘）	港区南青山5—3—2 全銀総連会館	400—4295
全国銀行従業員組合総連合（全銀総連）	中央区八重洲1—3—8 井田ビル	271—6971
市中銀行従業員組合連合会（市銀連）	中央区八重洲1—3—8 井田ビル	274—5611
全国地方銀行従業員組合連合会（地銀連）	港区南青山5—3—2 全銀総連会館	409—0411
外国銀行従業員組合連合会（外銀連）	港区南青山5—3—2 全銀総連会館	409—0444
全国相互銀行従業員組合連合会（全相銀連）	港区南青山5—3—2 全銀総連会館	409—0447
相互銀行全国労働組合連合会議（相銀全労）	中央区日本橋小伝馬町16—8 共同ビル	661—4886
全国信託銀行従業員組合連合会（全信連）	中央区日本橋3—3—5 新日東ビル	281—2595
全国信用金庫信用組合労働組合連合会（全信労）	港区南青山5—3—2 全銀総連会館	409—8512
全国信用保証協会労働組合連合会（全信保労連）	横浜市中区尾上町5—80	045—681—5561
全国生命保険労働組合連合会（生保労連）	渋谷区広尾1—3—18 広尾オフィスビル	446—2031

同盟三菱自動車工業労働組合（同盟三菱自工労組）	港区芝2—20—12 友愛会館	455—5266
全国金属家具産業労働組合協議会(金属家具労協)	横浜市中区弁天通2—25	045—212—1071
全国ミシン労働組合協議会（全ミ労）	立川市曙町3—18—52 リッカー労組内	0425—22—6778

化学産業

全国化学産業労働組合協議会（全国化労協）	港区芝5—26—30 専売会館	454—4459
日本化学エネルギー労働組合協議会（化学エネルギー労協）	千代田区富士見2—10—28 フジボウ会館	239—3033
同盟化学部門連絡協議会（同盟化学協）	港区芝2—20—12 友愛会館	453—5371
合成化学産業労働組合連合（合化労連）	港区芝5—26—30 専売会館	452—5591
全国化学一般労働組合同盟（全化同盟）	港区芝2—20—12 友愛会館	453—3801
全国化学労働組合総連合（化学総連）	港区三田1—10—3 電機労連会館	454—2491
全日本フェロアロイ産業労働組合協議会（全国アロイ労協）	中央区日本橋小網町8—2 日本重化学工業労組内	668—5628
新産別全化学産業労働組合連合（新化学）	港区西新橋3—9—7 高橋ビル	433—6486
全日本ゴム産業労働組合総連合（全日本ゴム労連）	豊島区目白2—3—3	984—5656
全国油脂産業労働組合協議会（全国油労協）	中央区日本橋室町2—8 古河ビル	241—0392
全日本塗料労働組合協議会（全日塗）	大阪市淀川区西中島4—5—9 浅井ビル	06—304—7756
全国紙パルプ産業労働組合連合会（紙パ労連）	港区北青山2—12—4	402—7656
全日本紙パルプ・紙加工産業労働組合総連合（紙パ総連合）	港区芝2—20—12 友愛会館	451—2513
石油産業労働組合連絡会（石油労組連絡会）	港区芝1—4—9 平和会館	451—4986
同盟石油産業労働組合連絡協議会(同盟石油労協)	千代田区永田町2—11—2 星ケ岡ビル	580—4231
全国石油産業労働組合同盟（石油同盟）	千代田区永田町2—11—2 星ケ岡ビル	580—3163
全国石油産業労働組合協議会（全石油）	港区芝1—4—9 平和会館	451—4986
全国ガス労働組合連合会（全国ガス）	墨田区緑2—13—7	632—1238
全国セメント労働組合連合会（全国セメント）	港区新橋5—29—2	436—3666
全国窯業労働組合連合会（全窯連）	名古屋市瑞穂区平郷町3—11 窯連会館	052—882—4562
全国砥石産業労働組合連絡協議会（全砥労協）	名古屋市西区則武新町3—1—36 ノリタケカンパニー労組内	052—561—7111
全国製靴産業労働組合連合会（全靴労連）	足立区興野1—18—14 スタンダード靴労組内	852—2251
全国皮革産業労働組合連合会（全皮労連）	足立区千住絡町1—1	888—5111

繊維産業

日本繊維産業労働組合連合会（繊維労連）	中央区京橋3—1—2 片倉ビル	281—4806
ゼンセン同盟	千代田区九段南4—8—16 ゼンセン会館	265 | 7521

食品産業

たばこ産業労働組合共闘会議（たばこ共闘）	港区芝5—26—30 全専売会館	455—1542
全専売労働組合（全専売）	港区芝5—26—30 専売会館	453—2191
アルコール専売労働組合（アル専）	港区虎ノ門3—5—1 虎ノ門37森ビル	433—7126
全国食品産業労働組合同盟（全食品同盟）	港区芝2—20—12 友愛会館	451—3486
全日本食品労働組合連合会（食品労連）	渋谷区広尾1—3—18 広尾オフィスビル	446—2082
全国麦酒労働組合連合会（全国ビール）	港区南青山3—18—4	408—6241
食品同業労組連絡会議（同業労組）	渋谷区笹1—47塚京王重機ビル全中村屋労組内	460—7506

労働組合名簿

（1984年9月30日現在）

中央組織

日本労働組合総評議会（総評）	千代田区神田駿河台3—2—11	251—0311
全日本労働総同盟（同盟）	港区芝2—20—12 友愛会館	453—5371
全国産業別労働組合連合（新産別）	港区西新橋3—9—7 高橋ビル	433—3461
中立労働組合連絡会議（中立労連）	港区三田1—10—3 電機労連会館	455—6801

鉱　　業

石炭労働三団体政策推進会議（炭政会議）	港区新橋芝2—20—12 友愛会館	454—5633
日本炭鉱労働組合（炭労）	中野区中央3—9—2 炭労会館	371—9151
全国石炭鉱業労働組合（全炭鉱）	港区芝2—20—12 友愛会館	453—4721
全国炭鉱職員労働組合協議会（炭職協）	中央区日本橋室町2—1—1 三井ビル中3号館	241—6838
日本非鉄金属産業労働組合連合会（非鉄金属労連）	品川区東五反田5—21—15 全鉱会館	441—7191
全日本資源産業労働組合連合会（資源労連）	港区西麻布1—3—8 中山ビル	402—6666

金属産業

金属共闘全国連絡会議（金属共闘）	千代田区三崎町3—5—6 造船会館	265—1921
全日本金属産業労働組合協議会（IMF・JC）	中央区八重洲2—6—21 三徳八重洲ビル	274—2461
日本鉄鋼産業労働組合連合会（鉄鋼労連）	中央区新川1—23—4	555—0401
機械金属労働組合会議（機労会議）	京都市中京区西ノ京桑原町1 島津労組内	075—802—4101
全日本エンジニアリング産業労働組合協議会（CEU）	船橋市東船橋6—12—10 東洋エンジニアリング労組内	0474—24—0111
全国金属労働組合（全国金属）	渋谷区桜丘町15—11	463—4231
全国金属産業労働組合同盟（全金同盟）	港区芝2—20—12 友愛会館	451—2141
全国機械金属労働組合（全機金）	港区西新橋3—9—7 高橋ビル	434—3084
全日本アルミニウム産業労働組合連絡協議会（全日アルミ労協）	中央区銀座7—3—5 日軽ビル日軽金労組内	574—3495
全国アルミ産業労働組合協議会（アルミ労協）	堺市海山町5—200—1 昭和アルミ労組内	072—29—2079
軽金属圧延労働組合協議会（軽圧労協）	裾野市平松85 三菱アルミ労組内	05599—2—4302
全国伸銅労働組合連合会（全銅連）	堺市三室町8—374	0722—33—1161
全日本光学工業労働組合協議会（光学労協）	板橋区相生町5—7 コパル労働会館内	937—2302
全日本電機機器労働組合連合会（電機労連）	港区三田1—10—3 電機労連会館	455—6911
全日本電線工業労働組合（全電線）	品川区旗の台1—11—6	785—2991
全日本造船機械労働組合（全造船機械）	千代田区三崎町3—5—6 造船会館	265—1921
全国造船重機械労働組合連合会（造船重機労連）	港区芝2—20—12 友愛会館	451—6783
全日本自動車産業労働組合総連合会（自動車総連）	港区芝公園2—6—15 黒龍芝公園ビル	434—7641
日本自動車産業労働組合連合会（自動車労連）	港区海岸1—4—26	434—4721
全国機械産業労働組合協議会（機産協）	沼津市大岡2068—3	0559—21—4824
車輌産業労働組合協議会（車輌労協）	東大阪市橋本1—1 近畿車輌内	06—744—8881
航空機産業労働組合協議会（航空労協）	各務原市川崎町1　川崎重工労組岐阜支部内	0583—82—5711

運動関係日誌 387

Ⅱ—ⅦⅣ 政 党
第95表 国会の勢力分野（1983年9月6日現在） 429
第96表 国会の勢力分野（1983年12月26日現在） 433
第97表 野党選挙協力区 434
第98表 第37回衆議院選挙結果 435
第99表 都道府県別『週刊民社』普及度 464

Ⅲ—Ⅰ 政府の労働政策
第100表 1984年度労働省予算（主要事項） 489
第101表 婦人少年問題審議会婦人労働部会審議結果の概要 498
第102表 第101回国会における労働関係法案審議状況 499

Ⅲ—Ⅱ 雇用政策
第103表 完全失業率と経済成長率の推移 505

Ⅲ—Ⅲ 賃金政策
第104表 官民較差と改善の内訳 521
第105表 人事院勧告による改善例 522
第106表 1983年度地域別最低賃金実施状況 525
第107表 決定方式別の最低賃金決定状況（1984年2月末現在） 526
第108表 地域別・産業別の最低賃金平均額 526

Ⅲ—Ⅳ 社会保障
第109表 医療保険制度抜本改革案の主な内容 533
第110表 1984年度予算・医療保険制度改正等国庫負担影響額調査 534
第111表 所定給付日数の変更 539

第51表　農家と勤労者世帯の所得の比較（全国平均）　171

Ⅱ－Ⅰ　労働組合の組織現状と組織運動
第52表　労働組合数，組合員数および推定組織率の推移　177
第53表　雇用者数，労働組合員数，推定組織率の変化　178
第54表　産業別労働組合員数の推移　179
第55表　産業別労働組合員数および推定組織率　180
第56表　企業規模別労働組合数および組合員数（民営企業）　180
第57表　新設，解散労働組合数および組合員数　182
第58表　産業別にみた実質的新設・解散労働組合員数（1983年）　183
第59表　民営企業における企業規模別実質的新設・解散労働組合員数（1983年）　183
第60表　組合の種類および地域別労働組合連合団体数　184
第61表　主要団体別労働組合員数の推移　185
第62表　産業別労働組合員数の主要団体別構成比　186
第63表　適用法規および主要団体別労働組合員数の構成比　187
第64表　都道府県別労働組合員数　188
第65表　労働者の区分別組織化のとりくみ方　195
第２図　日本全体の雇用労働者の組織率低下についての考え方　196
第66表　９年間の組合費動向　197
第３図　組合活動の重点事項　198

Ⅱ－Ⅲ　団体交渉と労働争議
第67表　団体交渉の実施状況　225
第68表　労使協議機関および苦情処理機関の有無別労働組合数割合ならびに平均開催回数　225
第69表　年別・争議形態別労働争議件数，参加人員および労働損失日数　227
第４図　半日以上の同盟罷業の件数ならびに行為参加人員の推移　228
第70表　春季賃上げ争議の推移とその年間争議に占める割合　229
第71表　産業別労働争議件数の推移（争議行為をともなう争議）　230
第72表　産業別争議行為参加人員および労働損失日数の推移　231
第73表　企業規模別争議行為をともなう争議の企業数および行為参加人員（民営企業のみ）　231
第74表　主要団体別労働争議件数の推移　232
第75表　主要団体別争議行為をともなう争議の行為形態別行為参加人員および労働損失日数の推移　232
第76表　労働争議の主要要求事項別件数の推移　233
第77表　労働争議の解決状況　233
第78表　主要要求事項および継続期間別労働争議解決件数　234

Ⅱ－Ⅳ　賃金闘争
第79表　1983年民間主要企業年末一時金要求・妥結状況　240
第80表　年末一時金妥結時における年間臨給実施状況の推移　241
第81表　労働省調査による民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況　259
第82表　日経連調査による主要企業賃上げ要求・妥結状況　260
第83表　国民春闘共闘会議・傘下単産別妥結状況　261
第84表　同盟・傘下単産別妥結状況　262
第85表　全民労協・傘下単産別（登録組合）の妥結状況　263

Ⅱ－Ⅹ　労働者福祉運動
第86表　労働金庫の組織状況　350
第87表　労働金庫の事業概況　350
第88表　労働金庫の年間新規貸出および残高の使途別内訳　350
第89表　財形貯蓄実施状況　351
第90表　全労済加入・給付状況　356
第91表　1983年度日本生協連購買・医療生協の総合概況　358
第92表　新規住宅着工状況　361
第５図　地価の対前年上昇率　362

Ⅱ－Ⅺ　労働組合と平和・社会運動
第93表　世界大会準備委員会をめぐる紛糾関係日誌　380
第94表　核艦船入港抗議反トマホーク

統計図・表索引

Ⅰ—Ⅰ　雇用構造と労働市場

第1表　労働力状態　80
第2表　第1次，第2次，第3次産業別就業者数　84
第3表　非農林業産業別就業者数　85
第4表　就業者の従業上の地位別構成　86
第5表　おもな産業の雇用者数　88
第6表　雇用者の産業別構成比　89
第7表　非農林業雇用者の企業規模別構成比（官公をのぞく）　89
第8表　雇用者の職業別構成　89
第9表　産業別常用雇用指数　92
第10表　一般職業紹介状況　94
第11表　技能労働者の不足数　95
第12表　雇用保険業務取扱状況　96

Ⅰ—Ⅱ　賃金と労働時間

第13表　調査産業計および製造業における実質・名目賃金指数の推移　100
第14表　産業別平均月間現金給与支給額　101
第15表　学歴別初任給および学歴間・男女間格差　102
第16表　製造業規模別賃金格差　104
第17表　製造業における規模別1人平均月間現金給与額　104
第18表　調査産業計，製造業における都道府県別平均賃金指数　105
第19表　常用労働者の種類別・給与内訳別1人平均1カ月現金給与額　106
第20表　常用労働者の性別1カ月平均現金給与額　106
第21表　企業規模別にみた年齢別賃金格差　107
第22表　常用労働者1人1カ月当たり「きまって支給する給与」の推移　110
第23表　調査産業計，製造業における特別に支払われた給与の現金給与総額のなかに占める割合　110
第24表　労働時間の推移　111
第25表　製造業規模別労働時間数と格差　111
第26表　規模別労働時間の対前年同期増減率（製造業）　112

Ⅰ—Ⅲ　産業合理化と経営労務

第27表　大企業・中堅企業における人事施策　130

Ⅰ—Ⅳ　労働者の生活構造

第28表　物価指数　141
第29表　消費者物価の費目別対前年度上昇率および寄与度・寄与率　141
第30表　1983年平均の生計費指数と消費者物価指数　142
第31表　生計費指数と消費者物価指数の対前年上昇率比較　143
第32表　実際の消費者物価指数と実感との比較　144
第33表　勤労者世帯の家計所得動向　145
第34表　勤労者世帯の実収入増加に対する寄与率　146
第35表　勤労者世帯の家計消費動向　147
第36表　労働者世帯の家計黒字の動向　148
第37表　実質可処分所得，実質任意可処分所得の推移　150
第38表　人事院算出の費目別，世帯人員別標準生計費　152
第39表　厚生省の生活保護基準　152
第40表　1982年社会指標試算値　153
第1図　社会目標別にみた指数値の推移　154

Ⅰ—Ⅴ　農家の状態と農民の生活

第41表　農家人口と農家数の推移　160
第42表　経営耕地規模別農家数の推移　160
第43表　専兼業別農家数の推移　162
第44表　農業就業人口の推移　162
第45表　年齢別・男女別基幹的農業従事者数　163
第46表　雇用兼業種類別兼業従事者数　163
第47表　農家の形態別人口異動　165
第48表　農家労働力の産業間異動状況　166
第49表　農家経済の推移（全国1戸当たり平均）　168
第50表　経営耕地規模別農家経済（都府県1戸当たり平均）　170

いて」(中間報告，1982年5月) 59
——報告書 (1984・2・15) 62
——の報告書をまとめるに当たっての意見 65
「労働力需給システム研究会 (高梨昌会長)」 55
——「今後の労働力需給システムのあり方についての提言」(昭和55年4月4日) 55
——「今後の労働力需給システムのあり方についての提言」に対する労働組合の対応 58
労働省
——「技術革新と労働に関する調査」 135, 493
——「労働者の健康状況と健康管理対策の実態」 137
——「労働問題にかかる国際協力と交流について」 494
——予算 (84年度) 486
労働者婦人少年局調査 (「勤労者家庭の妻の意識に関するアンケート調査」) 156
労働諸団体の春闘態勢 242
労働諸団体の春闘白書 244
労働生産性 102
「労働戦線統一」の動き 192
労働争議
——件数 227
——参加人員 227
春闘と—— 228
産業別にみた—— 230
規模別にみた—— 230
上部団体別にみた—— 235
要求別にみた—— 235
——の解決状況 235
労働大臣の所信表明 489
労働白書 491
労働判例の動向 300
労働分配率 99, 102
労働4団体
——産業別組織状況 186
——適用法規別組織状況 186
——都道府県別組織状況 189
——84年度予算編成にむけての対政府共同申し入れ 248
労働力人口 79
労務管理上の主要関心事 128
老齢保障闘争 317
60歳代前半層雇用対策研究会中間報告 518

ワ 行

ワークシェアリング政策 495

——第19回中央委員会 465
——第20回中央委員会 466
——第29回全国大会 466
——84年度運動方針案 467
——84年度重点政策 468
——役員 463
——の党員数 463
——の党勢 462
——青年隊 463
——婦人党員 463
——の機関紙 464
——の定期刊行物 464
——の財政 464
——の自民党との連合への傾斜 462
——の中・長期政策立案へ7つのプロジェクト発足 462
——の国際活動 470
——の北方領土調査団 471
——の街頭行動 471
——と総選挙 437, 461
民主青年同盟員数 473
メーデー（55回） 362
明治乳業事件 302

ヤ 行

野党協力 434
野党と労組の提携強化 432
野党4党共同の予算修正要求 431
やみ増羽阻止運動 422
有害廃棄物処理闘争 291
友好と平和のための日ソ労働組合集会（第14回） 333
ユニオンショップ協定 195

ラ 行

臨時給与 109
臨時行政改革推進会議 530
——「当面の行政改革推進方策に関する意見」 530
労研センターの動向 193
労金カード・サービス会社の設立 353
労使協議 224
「労働金庫のビジョンの提言」 352
労働金庫運動 349
労働災害
——の度数率・強度率 132
——産業別発生状況 132
——事業所規模別度数率 133
——重大災害 133
——保障の新しい動き 135
労働組合
——活動の重点項目 199
——に関する調査 195
——の組織状況 175
——の組織水準 175
——の連合体 184
——の組織化努力 196
——の役職員の性格 196
——の団体交渉 224
——の執行委員 197
——の書記 197
労働組合員
——の範囲 195
——の属性 196
労働組合員数
——の企業規模別構成 181
——増減の主要因 181
——の変動 196
産業別—— 178
企業規模別—— 181
要因別産業別にみた——の増減 181
企業規模別実質的新設・解散—— 182
都道府県別—— 187
労働組合実態調査 195
労働組合推定組織率 176
——の長期分析 177
——の国際比較 178
産業別—— 179
労働組合費 199
労働時間
——の動向 110
——制度 113
——短縮 486
労働者家計の収入と支出 144
労働者共済運動 272
労働者住宅運動 361
労働者供給事業関連労組協議会
——の結成 194
——の労働者派遣事業制度化に関する要請書（1984・4・17） 65
労働者派遣事業 510
——とその事業分野 44
——拡大の背景 45
労働者派遣事業等小委員会 68
——「労働者派遣事業の立法化の構想（試案）」 68
労働者派遣事業問題調査会 57
——「労働者派遣事業の制度化につ

——その他の政策 449
——労働組合との関係 450
——国際活動 451
——「パート保護法」 448
——社公中軸路線 440
ニュー——への脱皮 442
日本生産性本部
——「ホワイトカラー化が労使関係に与える影響」 195
——「構造変化が労使関係に与える影響に関する調査」 195
「日本の労使関係と労働組合」に関する国際シンポジウム 346
日本フィルハーモニー労働組合 284
日本弁護士連合会 299
日本メール・オーダー事件 305
日本薬剤師会 316
乳価共闘会議 420
入・離職率の推移 96
年金
各団体の——政策をきく会 318
——共済 354
——の統合・一元化のスケジュール 535
公的——制度の改革についての閣議決定 535
——制度改革案 536
——・医療問題 546
年末一時金妥結状況 239
農家
——の人口異動 164
——の兼業従事者 164
——子弟学卒者の動向 167
——の費目別家計費 169
——と勤労者世帯の所得比較 171
農家経済の動向 168
農家数
経営耕地規模別—— 159
専兼業別—— 161
農家人口と—— 159
農業情勢 408
農業就業人口 161
農業団体の米価運動 417
農業労賃 172
農政の動向 408
農村労連 425
農畜産物政策価格・要求運動 420
農畜産物輸入拡大反対運動 413
農民運動
——の性格 411
——の動向 317, 411
農民運動全国懇 412
農民団体
——の韓国米輸入阻止運動 418
——の税金対策 424
農民団体共闘の米価要求運動 416

ハ 行

麦価要求運動 420
派遣労働の問題点 50
畑作物価格要求運動 422
葉たばこ対策共闘会議の運動 421
パート・アルバイト 90
パートタイム労働対策 495
反核・軍縮・平和のための東京行動 379
反核シンポジウム 379
反金権・田中辞職要求運動 383
ビキニデー中央集会 374
被爆38周年原水爆禁止大会 368
非武装中立論争 440
費目別物価動向とその影響 140
標準生計費 150
人事院の—— 150
VDT
——作業のガイドライン 493
——における労働衛生管理のあり方 493
——利用者の本格的調査 136
——労働 284
不況業種・地域雇用安定法 510
不当労働行為事件の概況 295
複数組合比率 196
福利厚生と資産形成 131
富士山麓総行動 384
物価上昇感に関する世論調査 143
フランス労働総同盟 336
ブルガリア労働組合中央評議会 334
平和大行進 376
83年—— 376, 369
84年—— 376
保守連合構想 442
北海道全上川農民連盟の不買運動 415
北方領土返還要求運動 389

マ 行

マスコミ文化共闘 285
道下裁判官糾弾運動 293
三井有明鉱火災 287
水俣病訴訟 406
民社党

転勤者
——対策の実態 151
——の別居状況 155
電機大手の完全週休2日制 289
電機労連
——第31回定期大会 218
——のME革命下における雇用確保と労働の人間化をめざすガイドライン 287
——の情報処理産業における派遣労働者対策指針 61
——の労働負担と心身健康調査 138
電工労連の結成 189
電電公社の民営化と争議調整 502
トマホーク
——配備反対全国抗議行動 385
反——デー 376
反——全国統一行動 385
反——行動デー 386
核艦船入港抗議反——運動関係日誌 387
ドイツ民主共和国労組 335
統一労組懇 194, 244, 272, 299
——総会 217
——年次総会 217
——臨時総会 217
——と「あり方懇」の動向 194
——の「VDT作業ガイドライン(労働省)」の問題点 285
東京商工会議所の労働大臣に対する「労働政策に関する要望」 66
東京大空襲記念集会 383
東京大空襲！ 反戦平和の集い 383
同盟 185, 207, 243, 269
——第20回定期大会 207
——1984・85年度運動方針案 209
——の賃金白書 245
——の84年賃金闘争 255
——と中道4党首脳との会談 429
——「定期昇給の考え方について」 265
——の労働時間短縮闘争 276
——の行政改革の推進 276
——の国際連帯活動方針 336
——第3次・第4次友好訪中団 337
——のゆたかな老後をつくる運動 319
土壌汚染公害反対闘争 403
土呂久鉱害訴訟 405

ナ 行

名古屋新幹線公害控訴 402
成田空港廃港闘争 423
2・4・5T廃棄問題 397
日米農産物交渉 408
日米加金属労組会議（第7回） 343
日米共同演習反対集会 384
日米合同陸上実動演習抗議集会 384
日教組
——第58回定期大会 221
——第60回定期大会 222
日経連
——第37回定時総会 549
——労働問題研究委員会報告 128, 248, 543
——官公部門・議会制度「改革」への提唱 545
——と男女雇用平等法 551
——全国労務管理大会 128
日ソ労働組合交流委員会 334
日本医師会 316
日本共産党
——の役員 472
——の党員数 473
——の機関紙 473
——の定期刊行物 473
——の財政 473
——5中総 475
——6中総 475
——7中総 476
——8中総 477
——1全協 477
——の主な政策・声明・論文 479
——と総選挙 472, 479
——と政治倫理問題 479
——の原水禁運動での新方針 477
——と反核・平和問題 480
——と国際関係 480
——日ソ共産党首脳会談をめぐる動き 472
日本勤労者住宅協会（勤住協） 283
日本歯科医師会 316
日本社会党
——第48回定期大会 444
——第48回定期（続開）大会 445
——84年度運動方針 446
——役員 444
——の党員数 442
——の機関紙活動 443
——と総選挙 435, 441
——自衛隊「違憲・合法」論 441
——平和保障政策 448
——84年度予算編成についての態度 448

——84年度活動方針 215
——の賃金闘争方針 246
——の連合体移行問題 192
全林野 283
全労済 353
——の社会的役割と任務の具体化 353
造船重機労連第14回年次大会 220
騒音公害反対闘争 401
総選挙（第37回） 433
総評 184, 201, 237, 266
——第69回定期大会 201
83年度——運動方針 203
——第70回臨時大会 206, 249
——83年秋季年末闘争方針 237
——84年春闘方針 206
——84春闘・働く者の生活と権利を守る全国縦断行動 297
——コンピュータ労働の安全闘争 136
——労働時間短縮問題 274
——マイクロエレクトロニクス（ME）技術革新と労働組合の主体性 275
——臨調行革と対決し，社会改革をめざした国民行革を推進する闘い 275
——の国際連帯活動方針 332
——「定期昇給問題についての考え方」 264
総評・同盟・中立労連の公的年金制度改革への意見・提言 318
総評三顧問 193
——と労研センターの動向 193
総連合 213
——第6回総会 213

タ　行

大韓航空機撃墜事件 338
大気汚染公害反対闘争 394
太平洋労働組合会議（第2回） 345
太平洋労働組合調整委員会 335
タケダシステム事件 303
田中判決と各党の対応 430
たばこ共闘の総評加盟 190
多奈川火電訴訟勝訴判決 396
男女雇用機会均等法案 298, 499
——に対する労働4団体のとりくみ 498
——に対する統一労組懇のとりくみ 499
——に対する日本弁護士連合会のとりくみ 499
499
男女雇用平等法制定要求運動 389
男女雇用平等問題 496
単身赴任 155
——ゼンセン同盟実態調査 155
——にたいする妻の意識 155
単身赴任者 138
団体交渉 224
地域別最低賃金額改定の目安について（昭和58年度） 524
チェコスロバキア労働組合中央評議会 333
中央社会保障推進協議会 309
中華全国総工会 335
中道4党首脳と同盟との会談 429
中立の国際産業別組織 332
中立労連 185, 210
——第10回定期大会 210
——83年度運動方針 211
朝鮮の平和的自主統一を支持する青年国際会議 333
賃金
——水準 99
名目—— 99
実質—— 102
三公社四現業の—— 526
賃金格差
産業別—— 103
企業規模別—— 104
地域別—— 105
労働者種類別—— 106
男女別—— 106
年齢別—— 107
賃金構造
企業間—— 103
企業内—— 106
賃金制度 108
賃金闘争連絡会 243
定期給与 109
——と臨時給与の比率 109
定期昇給 545
——をめぐる労働各団体の主張 264
——をめぐる労使の対立 264
——をめぐる議論 108
総評の——問題についての考え方 264
同盟の——の考え方 224
定年延長の動向 508
低所得者，失業者，高齢者，障害者のくらしと福祉・地方自治の危機打開，平和を守る予算要求大行進 310
出稼連 425
追加就業希望率と転職希望率 93
鉄鋼労連第69回定期大会 221

春季闘争（1984年） 241
——の背景 241
——諸要求とその特徴 247
——賃上げ要求基準 247
——の本格的展開 249
——妥結状況 258
——総括 265
春季賃上げ額と率 102
週休２日制 289
就業人口 83
就業構造 83
就業者の産業別構成 83
就業者の従業上の地位別構成 86
障害者運動 319
消費者物価の動向 140
常用雇用指数 91
「昭和59年度において講じようとする農業施策」 410
職業安定行政 507
職業安定法等の一部改正法 501
職業病・健康問題 135
MEやOAの導入と—— 135
職業病に関する地方監察（行政管理庁） 135
職場の健康管理 137
食品添加物中央実行委員会 400
食品添加物規制緩和反対闘争 294
食品添加物大幅規制緩和反対全国集会（7.15） 400
食管制度を守る運動 416
使用済み乾電池回収問題 398
シンガポール労使研修団 337
人勧・仲裁政労交渉 254
人事院の公務員給与勧告 521
新規学卒者の需給状況 93
新産別 185, 212
——第36回定期大会 212
新自由クラブ・民主連合（自ク連）の解消 428
神通川流域イタイイタイ病被害地のたたかい 403
水田利用の再編対策 410
水質汚染公害反対闘争 396
スモン大行動 405
生活協同組合運動 357
生活扶助基準改定方式の転換 540
生活保護基準 150
生活保障設計運動 354
生産性基準原理 544
政党法反対連絡会議 390
世界人権宣言35周年記念中央集会 390
世界労連（WFTU） 331, 332, 352
——第30回執行局会議 341
——第31回執行局会議 342
ゼンセン同盟 280
——第39回定期大会 221
——単身赴任実態調査 155
——パートタイム労働者の雇用対策指針・パートタイム組合員の労働条件指針について 280
繊維労連 279
——千久水社労組 279
——西本メリヤス労組 279
選挙 432
第37回総—— 433
第37回総——結果 435
第37回総——投票率 435
中間地方—— 432
戦争犠牲者追悼・反戦平和式典 382
全インドネシア労連 336
全国一般（総評・全国一般労働組合）
——の全民労協参加問題 191
——第34回定期大会 218
——第35回臨時大会 219
——第36回臨時大会 219
全国金属 276
——第52回定期大会 220
——日本荷役支部 277
——竹下鉄工支部 277
全国公害被害者のたたかい 394
全国住宅生活協同組合連合会 363
全国税東京足立分会事件 304
全国セメント 281
——住友セメント労組 281
全造船機械 277
——楢崎造船分会 277
——東芝アンペックス分会 278
全逓
——第37回定期大会 220
——における組織問題 221
全逓新宿郵便局事件 304
全電通第36回定期大会 219
全日農
——第23回定期大会 412
——の米闘方針 416
——の外米輸入反対運動 418
——の減反政策反対運動 419
全日本教職員連盟の結成 190
全民労協 186, 214, 250
——第２回総会 192, 214, 243

——第85回執行委員会 347
——アジア地域組織（ARO） 336
——アジア調査団 339
——ARO・ITS協議会 345
——ARO第13回アジア地域会議 346
国際商業事務専門職技術労連（FIET）
——第4回アジア大会 344
——第20回世界大会 344
国際食品・タバコ・ホテル・関連産業労働者会議（第8回） 340
国際農林・農園労働者会議（第6回） 340
国際反戦デー中央集会 378
国際婦人商業労働者会議（第2回） 339
国際労働組合組織 331
国際労働組合組織にたいする日本の加盟関係 332
国際労働組合連合（国際労連，WCL） 331
国鉄労働組合（国労） 283
——の第45回定期大会 219
国会
——と各党の動向 428
第99臨時—— 428
第100臨時—— 429
第101特別—— 430，499
第101特別——労働関係法案 499
国会議員の定数是正問題 431
国公共済年金等統合法案反対闘争 317
国民医療・医療労働研究会の「緊急提言」 317
国民の医療とくらしを考えるつどい 317
国民のくらしを守る84総決起集会 251
国民春闘共闘会議 242
——の家計調査結果（第10回） 149
——の生計費指数 142
——の白書（1984年） 244
——の日経連報告への反発 249
国民生活白書（昭和58年度，経済企画庁） 156
国連軍縮週間 374
雇用者
——の産業別構成 87
——の企業規模別構成 88
——の職業別構成 88
——の雇用状態 90
——の就業時間別構成 91
雇用対策基本計画（第5次） 516
雇用保険法の改正 510，538
雇用保険の諸指標 97
雇用見通し（1984年） 514
雇用問題政策会議のME化について
の見解 511
「雇用問題におけるマイクロエレクトロニクス化への対応のあり方について」（雇用問題政策会議） 393
コンチネンタル航空問題 334，338

サ行

最高裁裁判官国民審査（13回） 292
最高裁裁判官国民審査運動 292
最高裁労働判例の動向 300
最低賃金の運用状況 524
サラ金対策キャンペーン 349
沢内村と心をむすぶいのちの行進 316
3・1ビキニデー日本原水協集会 375
参議院の会 428
産業動向 116
——と産業合理化 116
——鉄鋼業 116
——自動車産業 118
——電機産業 119
——造船業 121
——私鉄 123
——セメント産業 124
——化学産業 124
——国鉄 125
産業別労働組合インタナショナル 331
産業労働懇話会 486
三公社四現業の賃金 526
静内郵便局事件 305
実質可処分所得と実質任意可処分所得の推移 149
私鉄総連 282
——沖縄県連 282
——小豆島自動車労組 283
——第48回定期大会 218
自治労
——第44回定期大会 219
——の特別調査組合指定問題 191
自動車共済連の自動車共済制度・料率改定 354
自民党・新自由国民連合 431
渋谷区職労「収入役室オフィスコンピュータ導入に関する協定書」 286
志布志湾公害反対闘争 404
下総基地米軍使用反対集会 384
社会主義協会内部の混乱 441
社会保障学校（13回） 320
社会保障予算拡充闘争 309
秋季年末闘争（1983年） 237

行政管理庁「民営職業紹介事業等の指導監督に関する行政監察結果に基づく勧告」 54
行政管理庁の職業病に関する地方監察 135
業務上疾病の発生状況 135
漁民の原発反対運動 424
金属労協（ＩＭＦ・ＪＣ） 216, 244, 270
——第22回定期大会 216
——の白書（84年闘争方針） 246
金融機関の第２土曜休業 289
勤労者家庭の妻の意識に関するアンケート調査 156
苦情処理機関 226
倉敷公害訴訟の提訴 395
くらしと福祉予算要求闘争出発集会（59年度） 309
グリーンベレー配備抗議行動 385
経済運営・予算編成に関する対政府要求 322
労働４団体の—— 322
全民労協の—— 324
全民労協の84年度—— 324
経済企画庁「社会指標試算」結果 151
経済審議会「1980年代経済社会の展望と指針」 458
経済政策の動向 504
「結社の自由と団体交渉」国際シンポジウム 334
健康保険法改革反対闘争 310
——中央社保協・総評・中立労連の取り組み 311
——労働４団体と全民労協の共同反対行動 313
——医団連の反対闘争 313
——日本医労協，「臨調『行革』・医療切り捨て反対，国民の生命と健康を守る全国縦断行動」 314
——患者団体の反対闘争 314
——日患同盟の健保法「改正」影響調査 315
——大阪府医師会のいっせい休診 316
健康保険法等の一部を改正する法律案 310
憲法擁護運動 389
繭糸価格蚕糸政策要求運動 422
原水協独自の行事 374
原水協内紛 379
原水爆禁止1983年世界大会
——国際会議 369
——東京宣言 371
——長崎アピール 368
——ヒロシマのひろば 372
原水爆禁止84年世界大会準備委員会をめぐる紛糾 375
——と原水爆禁止運動連絡委員会 375
——と84年平和行進実施要綱 376
——と団体旗自粛問題 376
——と平和大行進 376
原発反対闘争 404
減税に関する労働団体の政策要求行動 325
公害・環境行政 393
公害健康被害補償法改悪反対闘争 394
公害訴訟 294, 395, 399, 400, 401, 402, 405
公害をめぐる状況 392
公共職業訓練の実施状況 513
公明党
——役員 453
——定期刊行物 454
——議員数 454
——党員数 454
——財政 454
——第45中央委員会 455
——第46中央委員会 456
——第21回全国大会 457
——84年活動方針 458
——総選挙政策 459
——の総選挙総括 436
——の社公両党関係改善 453
——パート労働法案 459
——労働組合との関係 460
公明・民社・社民連３党国対協 431
厚生省「医療政策ビジョン」 530
厚生白書 529
合成洗剤
きれいな水と生命を守る——追放連絡会 290
全水道の——追放運動 396
——追放第10回全国集会 396
高知郵便局事件 301
高齢化対策 129
高齢者雇用率の推移 508
高齢者大集会 318
国際金属労連（ＩＭＦ） 343
——世界電機電子会議（第４回） 343
——造船作業部会 344
——第34回大会 342
国際建築・木材・建築資材産業労働者会議（第９回） 341
国際産業別・職業別組織（ＩＴＳ） 331, 332
国際自由労連（ＩＣＦＴＵ） 331
——第84回執行委員会 345

事項索引

ア　行

ＩＣＦＴＵ→国際自由労連
ＩＣＦＴＵ・ＡＲＯ→国際自由労連アジア地域組織
ＩＬＯ
——第69回国際労働総会　553
——アジア諮問委員会　556
——金属産業委員会　555
——ホテル・レストラン会議　557
——への人勧提訴　558
——ボリーン次長来日　558
——調査研究報告　559
——「ワールド・レイバー・レポート」　559
——「21世紀に入る先進国の社会保障の発展」　561
——条約批准　562
ＩＭＦ→国際金属労連
ＩＭＦ・ＪＣ→全日本金属産業労働組合協議会
あさひ保育園事件　302
アジアＦＩＥＴ大会（第４回）　344
アジア社会問題研究所「労働組合費動向調査」　195
アジア太平洋地域労働者共済設立援助　355
アジア４労組定期会談　338
アメリカ・カナダ労働・経済事情視察団　338
「あり方」懇の動向　194
安中公害東京連絡会の結成　403
安保廃棄全国統一行動（6. 23）　386
池子弾薬庫返還市民大会　384
イスラエル・ユダヤ人労働総同盟 H-STADRUT　339
一般職業紹介状況　94
医療団体連絡会議　309
医療保険法の改定　532
——の経緯と結果　532
医療保障闘争　316
印刷労協と印刷関連労協の結成　190
運輸インター第35回執行委員会　341
ＡＦＬ・ＣＩＯ　334
ＡＦＬ・ＣＩＯ・同盟定期会談　338
ＦＩＥアジア造船作業部会（第２回）　344
ＦＩＥＴ→国際商業事務専門職技術労連
M. E.（マイクロエレクトロニクス）化　492, 547
——に関する経営者の態度　129
——に関するプロジェクトチーム（労働省）　493
——の雇用に及ぼす影響についての報告　493
——と職業病・健康問題　135
「雇用問題における——への対応のあり方について」報告（雇用問題政策会議）　493
雇用問題政策会議の——についての見解　511
大阪空港公害訴訟　401

カ　行

科学者京都会議　381
核基地・軍事同盟をなくす沖縄国際会議　379
核禁会議全国集会　374
核軍縮22人委員会　381
革自連の解散　429
家計調査報告（総理府統計局）　144
カネミ全国支援会議の運動　399
カネミ油症判決　399
紙パ労協結成をめぐる動き　190
紙パ労連　278
——出水製紙労組　278
——藤田紙料労組　278
官公労働者のスト権立法問題　291
——野党４党の一致点・不一致点　291
野党４党の——化作業中間報告　291
官公労の統一・再編をめぐる動向　193
韓国米輸入問題　411
地方における——抗議運動　418
韓国労働組合総連盟（ＦＫＴＵ）　339
関西電力事件　300
完全失業者　82
機械金属労働組合の結成　189
技術革新と労働に関する調査　135, 493
技能労働者需給状況　95
牛乳安売り反対運動　421
キューバ労働総同盟　335
教育改革　547
——をめぐる運動　389

第五五集 執筆者名一覧（五十音順）

相田利雄	鈴木堯博	
五十嵐仁	高橋友雄	
大曽根寛	手島繁一	
大野喜実	中林賢二郎	
岡本秀昭	西村豁通	
川辺平八郎	二村一夫	
木下武男	舟橋尚道	
斎藤道愛	嶺学	
佐藤碩男	三宅明正	
佐藤博樹	宮里邦雄	
佐藤嘉夫	柳川和夫	
庄司博一	山口春子	

検印省略

日本労働年鑑　第55集／1985年版

発　　行	1984年12月15日
編　　著	法政大学 大原社会問題研究所
発行者	柳　沢　明　朗
発行所	労　働　旬　報　社 東京都文京区目白台2-14-13 電話（03）943-9911 振替 東京 0-1 8 0 3 7 4
装　　幀	高　橋　錦　吉
印刷所	真　　珠　　社

—Contents—

Labor Diary/1

1984's Focus, Internal and External Trends/25

Special Topic—The Problems of Temporany Workers and Employment Policy/43

Part 1 Conditions of Working Class

I *Structure of Employment and Labor Market/78*

II *Wages and Working Day/98*

III *Rationalization of Industries and Personnel Management/114*

IV *Structure of Workers' Life/139*

V *Conditions of Farmers/158*

Part 2 Labor Movement

I *Trade Union Organizations/174*

II *Congresses of Trade Unions/200*

III *Collective Barganing and Labor Disputes/223*

IV *Trade Union Struggle of Wages/236*

V *Trade Union Responses to "Rationalization"/273*

VI *Struggle for Defence and Enlargement of Basic Rights of Trade Union/290*

VII *Struggle for Defence and Enlargement of Social Security System/308*

VIII *Policy Promotion Movement by Trade Union/321*

IX *Japan in International Trade Union Movement/330*

X *Movement for Workers' Welfare/348*

XI *Trade Union and People's Political Activity and Movement for Peace/366*

XII *Anti-Pollution Movement/391*

XIII *Farmers Movement/407*

XIV *Political Parties/427*

Part 3 Policy for Labor-Management Relations

I *Labor Policy/484*

II *Employment Policy/503*

III *Wage Policy/520*

IV *Social Security/528*

V *Labor Policy of Employers Association/542*

VI *I. L. O./552*

Appendix (*a*) *List of Trade Unions/582*

(*b*) *Directory of Trade Unions/591*

List of Statistical Tables/594

Index/603